

平成 2 2 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 2 年 1 2 月 7 日開会

平成 2 2 年 1 2 月 2 4 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 2 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 7 日

平成22年第4回北杜市議会定例会（1日目）

平成22年12月 7日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第90号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第4 議案第91号 北杜市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第92号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第93号 北杜市長坂共同福祉施設条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第94号 北杜市体育施設条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第95号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例及び北杜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第96号 北杜市須玉町特産品加工施設条例を廃止する条例について

日程第10 議案第97号 北杜市風林火山館条例を廃止する条例について

日程第11 議案第98号 北杜市小淵沢観音平グリーンロッジ条例を廃止する条例について

日程第12 議案第99号 平成22年度北杜市一般会計補正予算（第5号）

日程第13 議案第100号 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第101号 平成22年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第102号 平成22年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第103号 平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第104号 平成22年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第18 議案第105号 平成22年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第106号 平成22年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第2号）

日程第20	議案第107号	平成22年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算(第1号)
日程第21	議案第108号	平成22年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第1号)
日程第22	議案第109号	平成22年度北杜市大泉財産区特別会計補正予算(第1号)
日程第23	議案第110号	須玉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第24	議案第111号	高根町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第25	議案第112号	小淵沢町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第26	議案第113号	泉温泉健康センター及び大泉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第27	議案第114号	白州福祉会館(フォッサ・マグナの湯)及び白州町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第28	議案第115号	むかわの湯、武川町デイサービスセンター及び武川多目的屋内運動施設の指定管理者の指定について
日程第29	議案第116号	北杜市知的障害者通所授産施設(パル・実郷)の指定管理者の指定について
日程第30	議案第117号	須玉全国植樹祭会場跡地公園(みずがき山自然公園)の指定管理者の指定について
日程第31	議案第118号	たかねの湯の指定管理者の指定について
日程第32	議案第119号	健康増進施設「健康ランド須玉」の指定管理者の指定について
日程第33	議案第120号	青年小屋及び権現小屋の指定管理者の指定について
日程第34	議案第121号	八ヶ岳登山歴史館の指定管理者の指定について
日程第35	議案第122号	小淵沢駅前観光案内所及び小淵沢駅前駐車場の指定管理者の指定について
日程第36	議案第123号	須玉町農林水産物直売・食材供給施設(おいしい市場)の指定管理者の指定について
日程第37	議案第124号	白州町農産物加工施設の指定管理者の指定について
日程第38	議案第125号	北杜市明野テニスコート及び北杜市明野多目的屋内運動場の指定管理者の指定について
日程第39	議案第126号	北杜市須玉総合体育館、北杜市穂足スポーツ公園及び北杜市須玉のろしの里ふれあい公園の指定管理者の指定について
日程第40	議案第127号	北杜市高根総合グラウンド及び北杜市高根体育館の指定管理者の指定について
日程第41	議案第128号	北杜市長坂総合スポーツ公園及びながさかげんき百歳センターの指定管理者の指定について
日程第42	議案第129号	北杜市白州総合運動場、北杜市白州ふるさと交流センター及び北杜市白州体育館の指定管理者の指定について
日程第43	議案第130号	北杜市北の杜聖苑の指定管理者の指定について
日程第44	議案第131号	北杜市オオムラサキセンターの指定管理者の指定について
日程第45	議案第132号	須玉津金ハーブ園の指定管理者の指定について

- 日程第46 議案第133号 須玉町農業体験農園施設（大正館）の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第134号 須玉歴史資料館の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第135号 小淵沢町大滝高齢者活動・生活支援促進機会施設の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第136号 小淵沢町有機肥料供給センターの指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第137号 小淵沢町特産品開発センターの指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第138号 小淵沢町高野ふれあい農園温室の指定管理者の指定について
- 日程第52 議案第139号 みずがきそば処の指定管理者の指定について
- 日程第53 議案第140号 小淵沢町物産会館の指定管理者の指定について
- 日程第54 議案第141号 小淵沢町高野高齢者活動促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第55 議案第142号 小淵沢町下笹尾農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第56 議案第143号 小淵沢町久保農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第57 議案第144号 小淵沢町岩窪女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第58 議案第145号 須玉町大豆生田農産物処理・加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第59 議案第146号 須玉町二日市場高齢者生きがい発揮促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第60 議案第147号 須玉町大和高齢者活動促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第61 議案第148号 須玉町藤田女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第62 議案第149号 須玉町森林環境ボランティア施設上小倉コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第63 議案第150号 北杜市道路線の廃止について
- 日程第64 議案第151号 北杜市道路線の認定について
- 日程第65 同意第9号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件
- 日程第66 同意第10号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件
- 日程第67 同意第11号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第68 同意第12号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第69 同意第13号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第70 同意第14号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第71 同意第15号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第72 請願第4号 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書

日程第73 請願第5号 容器包装の発生抑制と再使用を促進するための請願書

日程第74 発議第5号 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を
求める意見書の提出について

2. 出席議員（22人）

1番	小 須 田 稔	2番	中 山 宏 樹
3番	相 吉 正 一	4番	清 水 進
5番	野中真理子	6番	篠 原 眞 清
7番	風 間 利 子	8番	坂 本 静
9番	小 林 忠 雄	10番	中 嶋 新
11番	保坂多枝子	12番	利 根 川 昇
13番	千 野 秀 一	14番	小 尾 直 知
15番	渡 邊 英 子	16番	内 田 俊 彦
17番	坂 本 治 年	18番	秋 山 九 一
19番	中 村 隆 一	20番	清 水 壽 昌
21番	秋 山 俊 和	22番	渡 邊 陽 一

3. 欠席議員（なし）

4. 会議録署名議員

4番	清 水 進	5番	野中真理子
6番	篠 原 眞 清	7番	風 間 利 子

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（27人）

市長	白倉 政司	副市長	三井 弘之
総務部長	進藤 芳彦	企画部長	清水 克己
市民部長	比奈田 善彦	福祉部長	原 かつみ
生活環境部長	堀内 誠	産業観光部長	名取 重幹
建設部長	深沢 朝男	教育長	井出 武男
教育次長	山田 栄明	教育次長（図書館担当）	老松 正樹
会計管理者	坂本 正輝	監査委員事務局長・ 農業委員会事務局長	清水 春昭
明野総合支所長	堀内 健二	須玉総合支所長	小澤 信義
高根総合支所長	浅川 明男	長坂総合支所長	興石 君夫
大泉総合支所長	浅川 正己	小淵沢総合支所長	坂本 敏二
白州総合支所長	伏見 常雄	武川総合支所長	松永 直樹
政策秘書課長	坂本 吉彦	総務課長	菊原 忍
企画課長	大芝 正和	財政課長	秋元 達也
管財課長	篠原 直樹		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	伊藤 精二
議会書記	上村 法広
〃	小澤 章夫

開会 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

平成22年第4回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

慌ただしい年の瀬を迎え、四方の山々もすっかり冬景色となりましたが、議員各位には公私ともご多忙のところ、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

市議会議員は、一昨年11月の改選以来、ちょうど任期半ばの2年を経過したところでありますが、白倉市長をはじめ執行部の皆さまには、日ごろから円滑な議会運営にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

師走に入り、寒さに向かう折、議員各位におかれましては、健康に十分ご留意の上、本定例会に提出されました議案につきまして、十分なご審議をいただくとともに、円滑な議会運営にご協力をお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

本日の出席議員数は22人です。

定足数に達しておりますので、平成22年第4回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました提出議案は議案62件、同意7件であります。

次に、本定例会において受理した請願は、お手元に配布のとおりであります。

次に、監査委員から平成22年11月実施分の定期監査について、結果報告がありました。なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

以上で、諸報告を終わります。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第79条の規定により、

4番議員 清水 進君

5番議員 野中真理子君

6番議員 篠原眞清君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（秋山俊和君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月7日から12月24日までの18日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月24日までの18日間に決定いたしました。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、ご承知おき願いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

日程第3 議案第90号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第64 議案第151号 北杜市道路線の認定についてまでの62件を一括議題といたします。

市長から、所信及び提出議案に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

本日、ここに平成22年第4回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました案件のうち主なるものにつきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

今年は厳しかった夏の影響か、秋が短く感じられ、11月上旬には風花も舞い、例年よりもひと足早い冬の訪れでありました。師走を迎え、朝夕の冷え込みからも、本格的な冬将軍の到来が間近であります。

これからの季節は、インフルエンザなどの感染症の流行が懸念され、特に今年は全国的にノロウイルスの流行が指摘されております。市内の保育園でも感染が発生している状況にありますので、市といたしましても感染症の予防のため、手洗い・うがいの徹底、保育士等を対象とした手洗いの仕方や嘔吐物の処理などを学ぶ、研修の実施などの対策を講じております。

なお、感染が発生した場合には、保護者等へ速やかに情報提供を行い、感染が拡大しないように努めているところです。

議員各位ならびに市民の皆さまにおかれましても健康管理に細心の注意を払い、厳しい冬を乗り切っていただきたいと思っております。

さて、秋口から市内各地域で、スポーツ・文化の祭典や北杜の特産物の収穫祭的な意味合いを持つ数多くのイベントが開催され、市内外の皆さまに北杜市の秋を満喫するとともに、味覚も堪能していただいたところであります。運営にあたりました実行委員会や関係各位のご尽力に、改めて感謝を申し上げる次第であります。

また、サッカーJ2のヴァンフォーレ甲府が、4年ぶりにJ1に復帰することとなりました。9月の北杜市サンクスデーで小瀬スタジアムを訪れた際も、選手の力強いプレーとサポーターの熱い応援に深く感動したところであります。

シンクタンクの山梨総合研究所の試算では、甲府鳥もつ煮と併せて大きな経済効果が見込まれるとしておりますので、多くの観光客をわが北杜へも呼び込む策を考えていかなければならないと思っております。

ところで、国では事業仕分けの第3弾、いわゆる再仕分けが行われたところであり、観光圏整備事業など、本市にも関わるいくつかの事業が再び見直されることになりました。政策決定課程を透明化し、財源を生み出す効果は得られているとは思いますが、新年度予算の編成の際

には、国家財政の健全化を図り、国民が安心して暮らせる社会の早期実現と、併せて政治の信頼回復も期待するところであります。

その中で、私は10月末から、行政刷新会議の中にあります規制・制度改革に関する分科会の、3つのワーキンググループの1つである農林・地域活性化ワーキンググループの委員に委嘱されました。今ある国の規制や制度を見直すにあたり、ワーキングの各委員から出されました提言を現在、関係省庁で検討されているところであります。

私も低炭素社会の実現を目指す国策と並行して、クリーンエネルギーを推進するために農業用水路を活用しての水力発電の設置、農地の法面を太陽光発電として利用する方途、そして農地にビニールハウス等の施設を整備しても、農業に供する食の生産であれば、農地のままで活用できるように規制緩和をすべきだ等々の提言をしております。少しでも規制が緩和され、農家の負担軽減や収入増、そして農村のロマンにつながればと期待をするところであります。

さて、3年目を迎えましたふるさと納税制度であります。今年度も大変順調で、昨年度の寄附額をすでに超え、特に環境日本一の潤いの杜づくりメニューには、好評をいただいているところであります。

全国各地から寄せられる北杜市を思うご寄付は、本当にありがたいことで心より感謝すると同時に、ふるさと北杜市をさらに活性化させる制度として、今後も積極的にPR活動に努めてまいりたいと思っております。

次に、市政の状況について申し上げます。

去る11月1日に市制施行6周年を迎え、記念式典には横内知事をはじめとするご来賓の皆さま、市政に関わるおおぜいの皆さまにご出席をいただきましたことは、大変ありがたく心から御礼申し上げます。

また市政功労表彰など、49の個人・団体の方々を表彰させていただきました。改めて、その功績と努力に敬意を表するとともに、これからもご健勝で活躍されることを心からご祈念申し上げます。

また、式典の終了後には、白州町出身の聖徳大学音楽学部講師の白砂昭一先生に「大ずく 小ずく」と題して、ご講演をいただきました。先生のお話には、穏やかな話し方の中にもふるさとに寄せる熱い想いと期待が込められており、市政の責任者として「ずく」を惜しまず、引き続き北杜市の発展のために邁進努力する決意を改めたところであります。

次に、防災無線の整備についてであります。

このたび、今年度から継続事業で実施する防災行政無線整備事業、デジタル同報系防災行政無線施設整備工事を発注いたしました。今年度、高根・長坂地区から着手し、5年後には市内全域を統一仕様のデジタル無線化とする予定であります。これにより、旧町村間に格差のありました防災無線が統一され、迅速かつ円滑な情報伝達が可能となりますので、市民の安全が格段に向上するものと思っております。

次に、産学官協働連携についてであります。

市では、民間企業や大学などと協働連携して、いくつかの事業を実施していますが、今年度、協働提携いたしました中日本高速道路株式会社、早稲田大学及び北杜市の産学官の3者による協定事業により、障害者や高齢者団体による中央道高架下の環境美化や学生による高速道路を活用した本市の地域活性化研究などの計画が進められております。その第1弾として、先週まで市内の知的障害者通所授産施設の皆さんに、須玉町内の中央道高架下の草刈りを実施してい

ただいたところであります。一方、本市において芸術、文化、教育、まちづくりなど地域密着型の文化創造活動を推進するため、新たに東京藝術大学との連携の準備も進めております。

次に、第2次北杜市行政改革大綱策定についてであります。

第1次北杜市行政改革大綱・行財政改革アクションプランの実施期間が本年度末までとなっておりますので、第2次を策定するにあたり、大学関係者などの有識者による北杜市行政改革推進委員会においてご審議をいただき、答申をいただいたところであります。

次に、指定管理者の更新についてであります。

指定管理者制度は、公の施設の管理について適正かつ効率的な運営を図ることを目的とし、民間能力の活用による公共サービスの向上、あるいは経費の削減を図ろうとするものであります。

現在、96の協定により136の施設でこの制度を導入しており、その中で、今年度末をもって指定管理者の更新の時期を迎える67施設について見直しを行い、直営に戻したり、地域で管理していただくこととした施設を除くとともに、新たに北の杜聖苑とオオムラサキセンターの2施設を加えた53施設について、指定管理者制度による管理を行うことといたしました。

指定管理者の募集については、原則公募とし、7月に募集を行い、7回の指定管理者候補者選定委員会を開催する中で候補者の選定をしていただき、11月初旬に選定結果報告をいただいたところであります。

この報告をふまえ、来年度から選定した指定管理者候補者により運営していただくため、今議会において、53施設40件の指定管理者の指定についての議案を提出させていただいたところであります。

次に、国民健康保険税の見直しについてであります。

これまで収納率の向上や医療費適正化などに積極的に取り組みながら、国民健康保険会計の健全化に努めているところです。しかしながら、長引く景気低迷による雇用の悪化などから国保加入者が増加し、さらには高額医療費の増加及び診療報酬の改定や医療の高度化等が要因となり、医療給付費が急激に増加してきております。

本市では、平成18年度より国保税の税率を統一し、県下でも低い税率を維持して5年間を経過してまいりましたが、今後の安定した国保会計の財政運営を構築するためにも、これまで据え置かれていた国保税率の見直しが必要となってきました。現在、国保運営協議会において検討をしていただいておりますが、来年度より新たな税率によって運営してまいりたいと考えております。

次に民生委員、児童委員の改選についてであります。

民生委員、児童委員が12月1日を期して全国一斉改選になりました。退任された民生委員児童委員の皆さまには、長い間、本市の福祉の向上のため、ご尽力をいただいたことに深く感謝を申し上げます。

また今回、厚生労働大臣から新たに民生委員、児童委員187人が委嘱されました。再任の方もおおぜいいらっしゃるところですが、地域の相談役や見守り役としてご尽力いただけることに、期待を寄せるところであります。

委嘱された民生委員、児童委員と福祉関係部署等との連携を図り、これからもより一層の地域福祉の向上を目指してまいりたいと考えております。

次に、保育園充実プランについてであります。

本年3月の保育園適正規模等審議会からの答申を受け、保育園の望ましいあり方について検討してきましたが、今般、それを保育園充実プランとして、とりまとめました。

プランにおいては、今後、市として保育園の適正規模・適正配置の推進、保育園の機能強化、保育の質の確保・向上、保育料の適正化の4本柱で施策を推進することとしています。

プランの中心となる保育園の適正規模・適正配置の推進においては、施設や入園人数等を基準として、分園化や統廃合を行う基本的考え方を示した上で、見直し案を提示しております。

具体的な見直し案では、長坂地区については秋田、小泉、日野春の3つの保育園は、基本的に平成25年度から長坂保育園の分園とすること。高根地区については、さくら保育園は、基本的に平成25年度から、しらかば保育園の分園とすること等としております。

なお、小淵沢地区の2つの保育園については、市内でも建設年度が古い保育園ですが、日常の保育に支障が生じるような状況ではないため、当分の間、現在の2つの保育園で運営をすることとしております。

市といたしましては、今後、子どものすこやかな育ちにつながる、より充実した保育園運営の実現に向け、プランに基づき取り組んでまいります。

次に、市独自の子育て支援策の情報発信についてであります。

本市では、保育料の第2子以降無料化やベビーズ・ヴァカンスタウンの推進など、全国的にも誇れる子育て支援の取り組みを実施しております。このような取り組みについて、より多くの方々に知っていただくために、著名人も参加する子育て分野の全国的な民間組織である、にっぽん子育て応援団において、私が子育て応援宣言を行いました。

市といたしましては、今後とも子育て支援に力を入れ、市独自の取り組みについて積極的に情報発信し、市の魅力を多くの方々に伝えていきたいと考えております。

次に、お産の場の確保についてであります。

市におきましても、お産の場の確保については重要な政策課題と認識しており、昨年8月に北杜市お産の場づくり検討委員会を立ち上げ、積極的な検討を重ねていただいております。その1つの取り組みとして、母子愛育会、子育てグループなどの各種団体のご協力をいただき、市民とともに、妊娠・出産・育児について語り合える場づくりとして、11月3日に「いいお産の日フォーラム in 北杜」を開催いたしました。フォーラムにおいては、産婦人科医の基調講演のほか、シンポジウムにおいて出産経験者や父親、高校生ら5人のパネリストがそれぞれの立場で、いいお産をするためにはどうあったらよいかなどについて、発表と意見交換が行われました。

今後も、市民の皆さまとともに、お産の場の確保について検討してまいりたいと考えております。

次に、山梨県環境整備センターにおける漏水検知システムの異常検知についてであります。

10月2日から3日にかけて、山梨県環境整備センターの漏水検知システムが異常値を検知したことは、本市といたしましても大変、心配しているところであります。私も、同センターに出向き、直接説明を受けましたが、メーカーによる点検の結果は、システム誤作動の可能性はほとんどなく、埋め立て地内における上層遮水シートの破損の可能性が高いとされておりますが、同センターから汚水の流出等は確認されていないということでありました。

去る10月28日の安全管理委員会においては、原因究明調査計画が了承され、現在、その

スケジュールに沿った工事がなされております。市といたしましても、施設の安全確保、再発防止のためにも、速やかに原因究明されることを望むところであります。

次に、第22回星空の街・あおぞらの街全国大会についてであります。

平成元年に始まったこの大会は、10月30日に北杜市を会場として、高円宮妃殿下のご臨席のもと約400人が参加し、県内では初めて開催されました。とりわけ、泉小及び武川小の星空観察報告は、参加者から賞賛のお声をいただき、誇らしく思うとともに、両校の関係者の皆さまのご努力に対して深く感謝するものであります。

この全国大会を機に、当市の持つ豊かな自然の恵みと満天の星空を次世代に残そうという機運が高まればと期待するところであります。

次に、北杜市就職ガイダンスについてであります。

雇用情勢については、依然として厳しい状況が続いております。こうした状況の中で、本市では10月28日にハローワーク韮崎と共催で、北杜市就職ガイダンスを開催いたしました。ガイダンスには就職希望者118人が参加し、市内求人企業20社とのフリーガイダンス方式による面接会が行われました。

また、今回は、ハローワーク韮崎による就業相談のほかに、住居や生活資金の相談窓口も開設され、求職者に配慮したガイダンスとなりました。その後、いくつかの企業で内定者を出されたと伺っておりますので、大変ありがたく思うと同時に、今後もこのような機会を通じ、市内に一人でも多くの雇用が確保されればと願うところであります。

次に、企業の森による森林整備についてであります。

去る10月13日に、やまなし森づくりコミッションの立会いのもと、東京エレクトロンA T株式会社と北杜市、ならびに念場ヶ原山恩賜林保護財産区管理会との間で、高根町清里地内の森林整備について協定が締結されました。今後7年間、3.1ヘクタールの森林が東京エレクトロンの森として整備されていきます。

なお、本市における企業の森の協定は5件目となり、今後も地球温暖化防止や水源の涵養など、森林の持つ多面的な役割を生かすため、企業や団体による森づくり活動に対し、協力してまいりたいと考えております。

次に小淵沢駅舎改築、駅前広場整備についてであります。

11月に小淵沢駅舎、駅前広場基本構想策定業務委託を発注したところであります。これに併せて、今月中に市民協議会を立ち上げ、市民の皆さまの意見も伺いながら幅広く検討を行い、来年3月に向け基本構想の策定を図ってまいりたいと考えております。

次に、中部横断自動車道についてであります。

国土交通省によりますと、中部横断道のうちで整備計画路線となっていない長坂・八千穂間について、計画段階評価が試行的に実施されることとなりました。

道路部門において、全国で3カ所のうちの1カ所として選定されたことは、国がこの評価について公共事業を実施する上での重要なものと位置づけていることから、整備計画路線への格上げに向け、一步前進したものと考えております。

次に仮称、長坂統合小学校の建設事業についてであります。

統合小学校の建設は、本年5月に策定した計画に基づき、平成25年4月の開校を目指して進めております。先般、長坂地区の小学校に通う児童の保護者の方々などに対し、新しい学校の建設にあたっての要望について、アンケートを実施いたしました。その回答結果もふまえて、

学びやすさと教えやすさ、安心・安全、地域の誇り、環境への配慮という4点の基本的なコンセプトを定め、それを具体化できるような学校施設の基本的な配置を決定し、11月18日には保護者の代表の方々などに説明を行ったところです。

今後、詳細な部分について、さらなる検討を重ねてまいります、児童のことを第一に考えた小学校の完成を目指して、建設に取り組んでまいります。

次に、武川総合支所についてであります。

昭和36年に武川村役場として建設され、50年が経過しようとしております支所庁舎は、最近では雨漏りや水道管の破裂も頻発しており、業務に支障を来しております。そこで防災機能の必要性も考慮し、耐震設備が整っております武川保健センターへ移転することが最善であると判断し、同地区の防災無線工事の完成に併せた平成23年秋を目標に移転したいと考えております。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は条例案件9件、補正予算案件11件、指定管理者の指定案件40件、同意案件7件、その他2件であります。

はじめに、条例案件等につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第90号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正及び山梨県職員の勤務時間短縮等に鑑み、職員の勤務時間等を短縮するものであります。

次に議案第91号 北杜市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

副団長を専任とし、組織の充実及び強化を図るための改正を行うものであります。

次に議案第92号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

甲陽病院において、来年1月から脳神経外科の外来診療を開始することに伴い、診療科目の追加の改正を行うものであります。

次に議案第93号 北杜市長坂共同福祉施設条例の一部を改正する条例についてであります。

現在、指定管理者が管理を行っている施設を今後、子育て支援施設として市が管理するため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第94号 北杜市体育施設条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

白州総合運動場内の一部施設を利用者の意向をふまえ有効活用するため、用途変更を行うものであります。

次に議案第95号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例及び北杜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてであります。

白州町横手地区の農業集落排水施設が、来年4月から供用開始されることに伴い、排水区域に新たに横手地区を加えるものであります。

次に議案第96号 北杜市須玉町特産品加工施設条例を廃止する条例についてであります。

特産品の開発及び育成を目的に、市が管理・運営してきた施設のさらなる有効活用を図るため、地域へ移管することから、当該条例の廃止を行うものであります。

次に議案第９７号 北杜市風林火山館条例を廃止する条例についてであります。

市の映像文化の発展及び観光振興に寄与するため、管理運営を行ってきました風林火山館がありますが、県からの借地期間満了に伴い、施設を解体撤去する必要性が生じたため、当該条例の廃止を行うものであります。

次に議案第９８号 北杜市小淵沢観音平グリーンロッジ条例を廃止する条例についてであります。

青少年の情操教育などを目的に、管理運営を行ってきました小淵沢観音平グリーンロッジですが、利用者の減少や建物の老朽化など、今後、運営を継続することが困難となることから、当該条例の廃止を行うものであります。

続きまして、補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案第９９号 平成２２年度北杜市一般会計補正予算（第５号）であります。

６月補正予算で計上いたしました、子宮頸ガン予防ワクチン接種費用の助成につきましては、助成対象者である小学６年生及び中学３年生の女子の５割程度を想定しておりましたが、現在、８割にのぼる接種希望があるため、これを増額し、対応していくこととしております。

次に、国の新成長戦略実現に向けた３段構えの経済対策のうち経済危機対応・地域活性化準備費を活用した地域ため池整備事業に、北杜市の負担にかかる経費などを計上しております。

次に企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図るため、白州町烏原地内で操業を開始したサントリート天然水南アルプス株式会社に対して、助成金を交付することとしております。

次に、長坂地区の統合小学校建設につきましては、新校舎の実施設計等の経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は２億５，２７１万１千円となり、歳入歳出予算の総額は、それぞれ２９３億５，８２９万２千円となります。

続きまして、特別会計補正予算についてであります。

はじめに議案第１００号 平成２２年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）から議案第１０２号 平成２２年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第１号）まで、議案第１０５号 平成２２年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算（第１号）、議案第１０７号 平成２２年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第１号）及び議案第１０８号 平成２２年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第１号）につきましては、職員給与費の改定、人事異動など、人件費の精査による補正であります。

次に議案第１０３号 平成２２年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）であります。

人件費の精査、水道使用料還付金など５６７万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ２２億８，６１１万４千円とするものであります。

次に議案第１０４号 平成２２年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第２号）であります。

人件費の精査、消費税及び地方消費税の確定など１，７０６万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ２７億７，５９２万７千円とするものであります。

次に議案第１０６号 平成２２年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第２号）であります。

訪問介護ステーションの利用者が増加したことによる収益増及び人件費の精査などで、４１３万２千円を追加するものであります。

次に議案第109号 平成22年度北杜市大泉財産区特別会計補正予算（第1号）であります。

森林整備加速化・林業再生事業により、部分林の間伐など森林整備を行うため、264万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ496万4千円とするものであります。

次に議案第110号 須玉町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてから議案第149号 須玉町森林環境ボランティア施設上小倉コミュニティセンターの指定管理者の指定についてまでの40案件につきましては、平成23年4月1日から指定管理による施設運営を行うため、それぞれの施設の指定管理者を指定するものであります。

次に議案第150号 北杜市道路線の廃止について及び議案第151号 北杜市道路線の認定についてであります。

市道の見直し、再編成に伴い、既存認定路線を一括廃止し、新たに市道路線を一括認定するため、道路法第8条及び第10条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

市長の説明が終わりました。

ただいま、議題となっております62件のうち議案第90号から議案第98号までの9件と議案第150号及び議案第151号の2件は、所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここで総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案第90号から議案第98号までの9件と議案第150号及び議案第151号の2件につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

○議長（秋山俊和君）

日程第65 同意第9号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件及び日程

第66 同意第10号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第9号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件につきましては、北杜市教育委員会委員の任期満了に伴い、新たに教育委員会委員を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、北杜市高根町箕輪新町879番地、坂本仁、昭和22年8月5日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第10号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件につきましては、北杜市教育委員会委員の辞職に伴い、新たに教育委員会委員を任命する必要があるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、北杜市白州町白須257番地2、坂本妙子、昭和35年7月28日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから同意第9号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第9号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に同意第10号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第10号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第67 同意第11号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第11号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市公平委員会委員の任期満了に伴い、新たに公平委員会委員を選任する必要があるので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、北杜市長坂町長坂上条2501番地、小澤昭男、昭和16年5月12日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから同意第11号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第11号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第68 同意第12号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第12号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市監査委員の任期満了に伴い、新たに監査委員を選任する必要があるため、地方自治法第196条第1項の規定により、北杜市長坂町白井沢702番地、入江薫、昭和28年8月10日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから同意第12号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第12号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第69 同意第13号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件から日程第71 同意第15号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第13号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、新たに固定資産評価審査委員会委員を選任する必要があるため、地方税法第423条第3項の規定により、北杜市須玉町下津金2400番地、細川富士夫、昭和11年11月7日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第14号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、新たに固定資産評価審査委員会委員を選任する必要があるため、地方税法第423条第3項の規定により、北杜市大泉町西井出2671番地、浅川富士夫、昭和13年12月3日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第15号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市固定資産評価審査委員会委員の任期満了に伴い、新たに固定資産評価審査委員会委員を選任する必要があるため、地方税法第423条第3項の規定により、北杜市白州町横手2532番地、向井睦尚、昭和16年3月23日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから同意第13号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第13号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に同意第14号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第14号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に同意第15号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第15号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第72 請願第4号 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

3番議員、相吉正一君。

○3番議員(相吉正一君)

朗読をもって、請願説明をさせていただきます。

請願第4号

平成22年11月30日

教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書

請願人

北杜市PTA連合会会長 坂本直人

北杜市須玉町穴平1730

北巨摩公立小中学校長会会長 藤森顕治

北杜市大泉町谷戸2226

北巨摩公立小中学校教頭会会長 浅川孝夫

北杜市大泉町西井出8341-1

山梨県教職員組合北巨摩支部執行委員長 有賀 望

北杜市高根町村山西割3676

紹介議員 相吉正一

// 篠原眞清

// 中村隆一

北杜市議会議長 秋山俊和殿

請願趣旨

(請願事項)

1. きめ細かな教育を一層推進するために、少人数教育の実現を中心とする教職員定数の改善を図ること。
1. 義務教育の根幹である教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
1. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。

(請願理由)

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、教育は未来への先行投資であることが多くの国民の共通認識となっています。

日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多く、31人以上の学級に在籍する児童生徒の割合は、文科省調査によれば小学校54%、中

学校82%となっています。

このような中、文部科学省は、学級の上限人数を現行の40人から全国的に35から30人に引き下げる、新たな教職員定数改善計画を正式に発表しました。また、複雑多様化する生徒指導の充実などを図るため、少人数化とは別に4万人の教職員を小中学校で増やす配置改善計画も明らかにしました。今後はこの改善計画が実施されるよう、政府予算の確定と国会での標準定数法の改正が望まれます。

地方財政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学金制度など、教育条件の自治体間格差が広がってきています。子どもたちが全国どこに住んでも、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかしながら、義務教育費国庫負担金の国負担の割合が、2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税の削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困難となっています。また、就学援助受給者の増大に表れているように、低所得者層の拡大・固定化が進んでおり、家庭の所得の違いが教育格差につながってきています。自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける教育水準に格差があってはなりません。

OECD調査では、日本の教育予算はGDP費に占める教育費の割合や教職員数などで、OECD諸国の中でも最も低い水準にあると指摘されています。教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられるために、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があります。

本市では、不屈の精神と大志を持った人材の育成を市政教育の目標に据え、学校教育の充実を図る施策を積極的に展開していただいています。今後も本市の財政状況に左右されず、原っぱ教育が一層充実・発展することを切望いたします。

ぜひとも北杜市議会として、右にある請願事項をご決議いただき、教職員定数の改善が図られるとともに義務教育費国庫負担制度が堅持され、国による教育予算の拡充が図れるよう、関係大臣に地方自治法第99条の規定により、意見書を提出していただくよう請願いたします。

提出先

文部科学大臣

財 務 大 臣

総 務 大 臣

以上、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第124条第1項ただし書きの規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、請願第4号については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから請願第4号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第4号 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を図るための請願書については、原案のとおり採択することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

再開を11時10分。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長(秋山俊和君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第73 請願第5号 容器包装の発生抑制と再使用を促進するための請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

11番議員、保坂多枝子君。

○11番議員(保坂多枝子君)

朗読をもって、趣旨説明とさせていただきます。

請願第5号

請願書

平成22年11月25日

北杜市議会議長 秋山俊和殿

請願者

山梨県甲府市増坪477

生活クラブ生活協同組合理事長 中野 裕子

紹介議員

山梨県北杜市高根町蔵原1488

保坂多枝子

容器包装の発生抑制と再使用を促進するための請願

請願の趣旨

容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)は1995年に容器包装ゴミをリサイクルするために制定されました。その後、法附則第3条に基づいて、2006年に一部改正されたのですが、衆議院環境委員会で19項目、参議院環境委員会で11項目もの附帯決議が採択されたことに示されるなど、多くの課題を抱えたままの成立となりました。

このため、ゴミ排出量は高止まりのまま、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装がいまだに使われているのが実態です。

根本的な問題は、自治体が税金で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総

費用のうち、約9割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブが働かず、ゴミを減らそうと努力している市民には、負担のあり方についても不公平感が高まっているのです。

今日、地球温暖化防止の観点からも、資源の無駄づかいによる環境負荷を減らすことが求められています。諸外国の先進的な取り組みでは、ホテル等での使い捨て用品の無償提供禁止やペットボトル入りの飲料水の調達を禁止する自治体が登場しています。

わが国においても一日も早く持続可能な社会へ転換するため、下記の事項についてお願いいたします。

請願事項

地方自治法第99条の規定に基づき、次の事項を基本とする容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書を、国会及び関係行政庁に提出すること。

1. 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用負担のあり方を検討する。
2. リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を促進するため、次のようなさまざまな課題への対応について、検討する。
 - ・レジ袋など使い捨て容器の発生を抑制し、リユース容器の普及を促す。
 - ・容器包装リサイクル法の対象を拡大する。
3. 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みのあり方を検討する。
4. 学校牛乳をリユースびん化し、「もったいない」「大事に使う」という環境教育を推進すること。
5. 自治体の会議では、ペットボトルなど使い捨て容器入りの飲料の提供を行わないこと。
6. 自治体の公共施設には、冷水機や給湯室を設置すること。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

本件は所管である経済環境常任委員会に付託し、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、請願第5号は経済環境常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第74 発議第5号 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります相吉正一君から、提案理由の説明を求めます。

3番議員、相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

発議第5号

平成 22 年 12 月 7 日

北杜市議会議長 秋山俊和様

提出者

北杜市議会議員 相吉正一

賛成者

北杜市議会議員 篠原眞清

// 中村隆一

// 千野秀一

// 小尾直知

教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求める意見書の提出について
上記意見書を別紙のとおり、北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

提案理由

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要である。
教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても等しく良質な教育
が受けられるために、教育予算を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があるため、
この案を提出するものである。

教育予算を拡充し、教育の均等及び水準の維持向上を求める意見書（案）

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、
教育は未来への先行投資であることが、多くの国民の共通認識となっています。

日本はOECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が
多く、31人以上の学級に在籍する児童生徒の割合は、文科省調査によれば小学校54%、中
学校82%となっています。

このような中、文部科学省は、学級の上限人数を現行の40人から全国的に35から30人
に引き下げる、新たな教職員定数改善計画を正式に発表しました。また、複雑多様化する生徒
指導の充実などを図るため、少人数化とは別に4万人の教職員を小中学校で増やす配置改善計
画も明らかにしました。今後はこの改善計画が実施されるよう、政府予算の確定と国会での標
準定数法の改正が望まれます。

地方財政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、旅費・教材費、就学援助・奨学
金制度など、教育条件の自治体間格差が広がってきています。子どもたちが全国どこに住んで
いても、機会均等に一定水準の教育が受けられることが憲法上の要請です。しかしながら、義
務教育費国庫負担金の国負担の割合が、2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税
の削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、自治体において教育予算を確保することは困
難となっています。また、就学援助受給者の増大に表れているように、低所得者層の拡大・固
定化が進んでおり、家庭の所得の違いが教育格差につながってきています。自治体の財政力や
保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける教育水準に格差があってはなりません。

OECD調査では、日本の教育予算はGDP費に占める教育費の割合や教職員数などで、O
ECD諸国の中でも最も低い水準にあると指摘されています。教育は未来への先行投資であり、
子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられるために、教育予算

を国全体として、しっかりと確保・充実させる必要があります。

よって、政府においては、以下の事項を実施するよう要望します。

記

1. きめ細かな教育を一層推進するために、少人数教育の実現を中心とする教職員定数の改善を図ること。
 2. 義務教育の根幹である教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
 3. 教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月7日

北杜市議会議長 秋山俊和

提出先

文部科学大臣 高木義明

財 務 大 臣 野田佳彦

総 務 大 臣 片山善博

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これから発議第5号について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号 教育予算を拡充し、教育の機会均等及び水準の維持向上を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は12月21日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午前11時26分

平成 2 2 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 2 1 日

平成22年第4回北杜市議会定例会（2日目）

平成22年12月21日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

公 明 党 小尾直知君
日本共産党 中村隆一君
北杜クラブ 清水壽昌君
明政クラブ 渡邊陽一君
市民フォーラム 野中真理子君

2. 出席議員（21人）

1番	小 須 田 稔	2番	中 山 宏 樹
3番	相 吉 正 一	5番	野中真理子
6番	篠 原 眞 清	7番	風 間 利 子
8番	坂 本 静	9番	小 林 忠 雄
10番	中 嶋 新	11番	保坂多枝子
12番	利 根 川 昇	13番	千 野 秀 一
14番	小 尾 直 知	15番	渡 邊 英 子
16番	内 田 俊 彦	17番	坂 本 治 年
18番	秋 山 九 一	19番	中 村 隆 一
20番	清 水 壽 昌	21番	秋 山 俊 和
22番	渡 邊 陽 一		

3. 欠席議員

4番 清 水 進

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（43人）

市長	白倉 政司	副市長	三井 弘之
総務部長	進藤 芳彦	企画部長	清水 克己
市民部長	比奈田 善彦	福祉部長	原 かつみ
生活環境部長	堀内 誠	産業観光部長	名取 重幹
建設部長	深沢 朝男	教育長	井出 武男
教育次長	山田 栄明	教育次長（図書館担当）	老松 正樹
会計管理者	坂本 正輝	監査委員事務局長・ 農業委員会事務局長	清水 春昭
明野総合支所長	堀内 健二	須玉総合支所長	小澤 信義
高根総合支所長	浅川 明男	長坂総合支所長	興石 君夫
大泉総合支所長	浅川 正己	小淵沢総合支所長	坂本 敏二
白州総合支所長	伏見 常雄	武川総合支所長	松永 直樹
政策秘書課長	坂本 吉彦	総務課長	菊原 忍
企画課長	大芝 正和	財政課長	秋元 達也
地域課長	高橋 一成	収納課長	名取 文昭
管財課長	篠原 直樹	介護支援課長	深澤 久美子
健康増進課長	山田 武男	子育て支援課長	吉田 昌司
環境課長	由井 秀樹	下水道課長	赤羽 久
農政課長	中山 欣也	食と農の杜づくり課長	茅野 臣恵
まちづくり推進課長	田中 幸男	住宅課長	平井 光
道路河川課長	武井 武文	教育委員会付課長	横谷 勉
教育総務課長	伊藤 勝美	生涯学習課長	水上 英子
中央図書館長	三井 勝己		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 伊藤 精二
 議会書記 上村 法広
 “ 小澤 章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

4番議員 清水進君は病氣療養のため、本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

本日の代表質問で、北杜クラブの清水壽昌君から通告のありました質問の一部について、取り下げの申し出がありましたので報告いたします。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 会議録署名議員の補充指名を行います。

本定例会の会議録署名議員が欠けたので、会議規則第79条の規定により、7番議員 風間利子君を会議録署名議員に指名いたします。

○議長（秋山俊和君）

日程第2 会派代表質問を行います。

今定例会には、5会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで、各会派の質問順位及び代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 公明党、30分。2番 日本共産党、30分。3番 北杜クラブ、105分。4番 明政クラブ、90分。5番 市民フォーラム、45分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、14番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

公明党の代表質問を行います。

はじめに、新たなる行財政改革への取り組みについて、いくつか質問します。

平成の大合併以来、早6年が経過し、合併しなければよかった、町が寂れたとか、または住民の声が届きにくくなった、8町の一体感のなさなどの指摘もあり、合併に対する住民の否定的な評価がありますが、これらはおおむね一抹の寂しさや、これまでと違うことになったことへの不安などであると考えられます。

ただ、注意しなければならない点は2つ。第1は、住民のすべてがうしろ向きに評価しているわけではないこと。第2は、住民の不満がデフォルメされた形で宣伝されている可能性がある。スモール・イズ・ビューティフルという観点から見れば、合併せずに小さい自治体のままで行政を行ったほうがよいのは間違いない。しかし、地方自治の大原則は、みずからの税金によって、みずからの自治体を運営することである。

平成の大合併と三位一体の改革によって、われわれは再度、地方自治について勉強をし直す

機会を与えられたと考えるべきでしょう。

合併自治体は、合併の効率化と住民の融和という、やや矛盾する、二兎を追うことが求められる。ポスト合併時代のリーダーは、思い切った策をとれば選挙で落選する。リスクは高まるが、消極的な行動に終始し配慮しすぎると、いつまでも効率化の恩恵は得られないという難しい立場に置かれる。合併の効果には、即効性のものと遅効性のものがあり、さまざまな努力を通じて、遅効性の効果をうまく引き出し、合併してよかったと言える環境をつくり出していくことが使命であると考えます。

今年もまた予算編成の季節を迎え、全国的に財政が厳しいという表現が毎年の予算編成方針に使われ始めたのは1970年代であり、すでに30年以上、経過している。しかし、自治体における、これまでの行財政改革の取り組みは、基本的には財源の伸び悩み傾向によって、収支の均衡をとるための予算、人員、組織、事業の削減を目指したものであったことは、間違いないと考える。

しかし、リーマンショック以降の世界的経済危機は、自治体にもこれまでにない多大な影響を及ぼしている。地方分権、地域主権及び道州制議論と相まって、これまでの削減を目標数値とした行財政改革だけではなく、限られた予算を有効活用し、住民満足度の最大化を目指して、自治体の経営を本格的に考え、実践するという劇的な変化の真っ只中にある。折しも平成11年3月に総務省から地方公共団体における、行政改革の推進のための新たな指針が示されたことを受けて、全国の市町村で行政改革プランが策定されて5年が経過し、その総括から次の新たな行財政改革プランの策定が急がれております。

以下、3点の質問をいたします。

1. 本市の経営改革プランに基づき、事務事業の見直しや定員管理の適正化による総人件費の抑制など取り組んできた、この5年間の総括は。
2. 行財政改革の成否は、人、モノ、カネ、情報という経営資源を最大限に有効活用できるかどうかにかかっている。そのために基本的情報の見える化、例えば固定資産台帳の作成などについては。
3. 行政は効率的な行財政運営に努めながら、自立と責任に裏打ちされた行政力の強化が必要であり、つまり人材育成にあるが、新たな時代の人材育成戦略は。

次に、TPPについて伺います。

トランス・パシフィック・パートナーシップ、環太平洋戦略的経済連携協定といわれています。なお、自由貿易協定のことはFPAと呼び、貿易を含め人の移動の自由化など、さらに広い範囲での経済連携協定のことをEPAといいます。

TPPは、多国間でのFPAといえるが、例外規定が少ないことが特徴とされている。政府は、日本がTPPに参加した場合、どの程度の影響が出るか試算、今回は内閣府、農林水産省、経済産業省の3省庁が試算を出しました。結果はバラバラで、どれが正しいか分かりません。内閣府は、日本がTPPに参加すると、GDPが2.4から3.2兆円増えるという楽観的な見方を示しています。一方、農林水産省は反対に、日本がTPPに参加することは、非常に大きなマイナスになると述べ、加盟すると他国からの安い農産物が大量に輸入されるため、農家の多くが農業をやめしまうと読んでいます。

結果、農業関連のGDPが4.1兆円も減少し、全体としては7.9兆円もの損失になり、環境面でも3.7兆円の損失になり、合計で日本が被る損失は11.6兆円にもなる。さらに

340万人の雇用が失われ、食料自給率も現在の40%から14%まで下がると予測しています。これでは、日本は踏んだり蹴ったりという結果になります。

経済産業省の試算は、GDPに参加したほうが利益になるとの結論を出しています。日本がTPPに参加しないと、アメリカやEUと独自に自由貿易協定を結んだ韓国が躍進し、結果として日本のGDPは、2020年までに10.5兆円も減少すると予想されています。この減少は自動車、機械産業、電気・電子の主要な3業種による部分が大きいとのこと。GDPだけではなく、参加しないと雇用も81万2千人も失われるという予想でした。

一方、農業新聞には日本がTPPに参加すれば、関税による国境措置は効力を失い、米、麦、乳製品や牛肉など畜産物、砂糖など多くの農産物が壊滅的な打撃を受けるとあり、農水省の試算では米は90%、小麦99%、牛肉79%、豚肉70%それぞれ減少し、食料需給率は12%に激減するとしています。

2006年5月に、チリ、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイの4カ国ではじまり、この当時はまだ大国といえる国はいませんでした。その後、アメリカ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、最近、マレーシアも参加表明し、9カ国の自由貿易圏となります。本年10月、菅政権は突然、日本も参加を検討すると表明しました。国内世論も議論が沸騰しています。しかし、中長期的には、いずれ日本も参加する方向とは思いますが、そのときのためにも、今のうちから備えをしておくことが大切であると思います。そこで、質問いたします。

市内の1次産業に与える影響は甚大であると考えますが、市の見解はどうでしょうか。

次に、緊急経済対策補正予算の対応について。

円高、デフレ対応のための緊急総合経済対策にかかる補正予算は、去る10月8日に閣議決定され、ようやく予算審議が終了し、関係法案も可決され、いよいよ予算執行の段階を迎える運びとなりました。

そこで4点、質問いたします。

はじめに、雇用・人材育成について伺います。

大きく3項目に分かれ、1.新卒者・若年者の支援強化。2.雇用調整、助成金等による雇用下支えと生活支援。3.雇用創造・人材育成であります。

北杜市においては、3の雇用創造・人材育成について、重点分野、雇用創造事業の拡充、緊急人材育成支援事業の延長に対しては、すでに実績があります。雇用創造・人材育成の対応について、伺います。

2点目といたしまして、新成長戦略の推進について伺います。

特にグリーンイノベーションの推進については、エコ住宅、エコ家電の普及促進が盛り込まれております。環境創造都市北杜市といたしましても、より一層の取り組みが期待されます。新成長戦略の推進の対応について、伺います。

3点目といたしまして、子育て、医療、介護、福祉等の強化による安心の確保について伺います。

主なものといたしまして、安心子ども基金の積み増し、地域医療再生基金の拡充、疾病対策の推進、地域の日常的な支え合いの活動の体制づくりであります。すでに北杜市として取り組まれている事業内容もありますが、いかが対応する予定か伺います。

4点目といたしまして、地域活性化、社会資本整備、中小企業対策について伺います。

交付税の増額、社会整備資本総合交付金の追加などを含め、補正予算額が一番大きい対策予

算であります。北杜市といたしましても魅力あるメニューであり、その獲得には力を注ぐべきと考えるが、いかがお考えか伺います。

次に、税金及び公共料金の収納について。

経済の低迷により、税収額の減収は市の財政にとって大きな影響をきたす問題であります。収納状況も全国の自治体にとって深刻な問題であり、北杜市においても例外ではありません。北杜市においては収納課を設置し、対策を講じておりますが、設置後の効果についてお伺いいたします。

次に別荘などに、都会から北杜市に休日、癒しと憩いを求め過ごされる滞在型住民の皆さまのために、固定資産税、公共料金の収納ができるようになりました。その収納効果について、お伺いいたします。

収納課の設置及びコンビニ収納など、努力は先進的な取り組みと考えるが、今後の税金及び上下水道料金等を含む公共料金の滞納対応策について、お伺いいたします。

次にＪＲ小淵沢駅舎及び周辺整備について、お尋ねをいたします。

９月定例会において、小淵沢駅舎及び周辺整備構想計画の予算化がなされました。北杜市の玄関として、また八ヶ岳周辺の観光振興において、大きく期待するところであります。

そこで以下、質問いたします。

- １．ＪＲとの協議の進捗状況について。
- ２．構想について、関係諸団体との協議について。
- ３．構想は、北杜市の玄関として何を基調とするか伺います。

以上、質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

新たなる行財政改革への取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、第１次北杜市行財政改革アクションプランの総括についてであります。

第１次北杜市行財政改革アクションプランは、平成１８年度から平成２２年度までの行財政改革への具体的な取り組みについて、平成１８年３月に策定しました。

町村合併により誕生した本市でありますので、財政の健全化、施策の再構築と市民との協働、市役所の構造改革とスリム化を基本目標に、１１０項目の具体的な取り組みを行ってまいりました。

取り組み状況につきましては、本年度が最終年度であり、見込みとはなりますが、達成が７７件、未達成が３０件、未評価が３件でありまして、達成率は７０％となっています。

取り組み項目に重要度の違いはありますが、市民のご理解をいただきながら、平成２１年度までの４年間で、普通建設事業費の縮減により約１０１億８千万円、総人件費の抑制により約９億３千万円、指定管理者制度の導入により約９億９００万円の削減効果と環境保全協力金制度などにより約１億４千万円、普通財産の処分により約１億３千万円の自主財源確保の効果があり、一定の成果がみられました。

これにより、合併時に比べ市債残高の約１００億円減少や、基金への積み立て約６７億円な

どを達成できたところであります。しかしながら、人口減少や少子高齢化、地方交付税の縮減など引き続き厳しい状況でありますので、今後もさらに行政改革に取り組んでまいります。

次に、新たな時代の人材育成戦略についてであります。

職員の人材育成については、北杜市人材育成基本方針において、目指すべき北杜市の職員像を地方分権の推進や行財政改革に取り組む中で北杜市の地域課題や問題点を把握し、それに対応できる専門的な知識と実務能力を持ち、常に市民の目線で物事を考えることができる職員。また、コスト意識と説明責任意識を持ち、みずから判断できるプロフェッショナル意識を持った職員としております。

複雑多様化する行政課題に的確に対応し、地方分権に即応した人材の育成を図るため、基本は自己開発であるということを職員一人ひとりが十分認識し、各種研修への参加や職員自身が自発的に取り組む自己啓発などを通じて、職員の能力向上や意識改革の徹底などに、積極的に取り組んでおります。

また、国・県や他の自治体との交流を深め、外部の刺激や知恵を取り込み、組織の活力を高めるなど、人材の育成と併せて地域連携の強化も図ってまいります。

今後も引き続き、北杜市人材育成基本方針に掲げる目指すべき市職員の育成に努め、新たな時代に対応できるよう努めてまいります。

次に、T P P参加に伴う影響についてであります。

菅首相は、10月1日の衆参両院本会議の所信表明演説において、T P P 環太平洋パートナーシップ協定交渉への参加を検討すると語り、これが国を二分する動きとなり、農家には大きな不安を与えております。

国内農業への強化策がないまま関税撤廃となれば、国内農業は壊滅的な打撃を受けることは確実であり、関税撤廃は市の農業及び農村環境にも甚大な影響を及ぼすものと認識しております。さらに関税撤廃による米価の下落は、農家の農業に対する意欲の減退から、耕作放棄地の増大にもつながることが危惧されます。

私の農業への思いは、これまで農家と先輩諸氏の努力により再生した美しい水田をこのまま荒廃させることなく後世に引き継ぐこと、主食である米については、今後も外国産に頼らず、国内で自給できる体制を維持する農業政策でなければなりません。いわば食料安保が重要であるということです。

今後、政府は農業構造改革推進本部を設置し、来年6月を目途に農業改革の基本方針を定め、同時期にT P P参加についても判断するとのことですが、市といたしましては、十分な議論や対策が講じられないまま参加することは、農業をはじめ、国内産業にも深刻な影響をもたらすことが懸念されることから、今後の国及び関係団体からの情報収集に努め、対応してまいりたいと考えております。

次に税金及び公共料金の収納について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、収納課設置の効果についてであります。

今年度、税負担の公平性と税収確保の観点から収納課を設置し、課長以下、収納担当8人、管理担当6人の計15人の体制でスタートしました。11月末時点の市税徴収率について前年と比較しますと、現年課税分は昨年度が77.8%に対し、今年度は78.4%と0.6%増となっており、滞納繰越分は昨年度が8.3%に対し、今年度は11.8%と3.5%増の著しい伸び率となっております。特に滞納繰越分の収入済額は、前年と比較しますと約2、

９８０万円の収入増となっております。その要因につきましては、各種差し押さえなどの滞納処分による効果であると考えております。

預貯金などの差し押さえ件数を比較してみますと、平成２１年度実績は７３件であります、本年は、１１月末ですでに１２４件ののぼり、差し押さえにかかる徴収金額は約２，１８０万円の実績となっております。

次にＪＲ小淵沢駅舎及び周辺整備について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、ＪＲとの協議の進捗状況についてであります。

本年５月より協議をはじめ、これまで６回の協議を行ってまいりました。合築駅舎を基本的な考え方として、基本構想、財産区分、整備費の負担区分、駅舎位置、駅前広場、スケジュール等について、調査・協議を行っております。

今後は基本構想策定と併せ、細部につきましてＪＲと協議を進めてまいります。

次に、構想の基調についてであります。

小淵沢駅は北杜市唯一の特急停車駅であり、観光客の誘致の起点であります。北杜市の顔として、人が集う駅、誰もが利用しやすい、人にやさしい駅、周囲の雄大な景色や高原イメージにマッチした駅等と考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

税金及び公共料金の収納について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、コンビニ収納の効果についてであります。

平成２２年４月より、納税者の利便性の向上を図ることを目的に、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税及び上下水道料金に導入いたしました。１１月末までの市税及び国保税のコンビニ収納利用件数は約２万３，２００件、納付金額は約２億３，１５０万円になります。これは全納付件数のうち約９．７％、全納付額の約４．６％を占めています。

また上水道料金では４，８７６件、納付金額は約２，７０９万円で全納付額の約３．９％、下水道料金につきましては、公共下水道使用料では１，６６９件、納付金額は約８０９万円、全納付額の約２．７％、農業集落排水使用料では４５０件、納付金額は約２２８万円で、全納付金額の約２．９％となっております。

なお、市税等において、特に利用率が高かったのは、市外に住民票を置く方の住民税均等割の現年度分の納税件数が３６％と非常に高く、次いで軽自動車税の現年度分が２３．６％と高い利用率となっております。さらに、滞納者に対して発送する督促状や催告書においてもコンビニ収納による納付が可能なことから、市税の滞納繰越分のコンビニ収納利用件数も約２２．２％と高い利用率を占めています。

このように、市外の納税者のみならず市内の納税者も、かなりの割合でコンビニを利用していることが分かります。さらにコンビニ収納初年度でありながら、滞納繰越分に関しても高い利用率になっていることは、市税・使用料等の徴収率向上に今後ともつながっていくと考えられます。

次に、今後の税金の滞納対応策についてであります。

現下の厳しい経済状況の中、市税を納期限に納めたくても納めることのできない納税者が増えていることも事実であります。収納課では、地方税法に基づき、督促状を通知しておりますが、それでも応じない納税者につきましては、年2回の催告書を発送しております。また、広報などにより市税を納期限に納めることができない場合は、相談に来ていただくよう積極的に周知を図っております。納税相談に応じた滞納者につきましては、担当職員が詳しい実情を確認した上で、納税交渉に対応しております。

反面、再三の通知にもまったく反応がなく、市税を納めることができる経済状況にもかかわらず、納付に応じない滞納者に対しては給与、預貯金、自動車、不動産などの財産を差し押さえる滞納処分を執行しております。

いずれにいたしましても、一番大切なことは、市税・国保税等は、市民負担の公平性の観点から、責任を持って徴収することが原則であると考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

はじめに新たなる行財政改革への取り組みについて、ご質問をいただいております。

基本的情報の見える化についてであります。

資産台帳につきましては、所管課ごとに整備しており、上水道や道路等については整備計画を、橋梁、公営住宅、下水道等につきましては長寿命化計画を策定し、計画的に改良、修繕等を行っております。また、その他の公共施設については、施設の多機能化による集約や他の用途による活用等について、検討を進めることとしております。その中で、整備されております各種計画等につきましては、現在、広報誌、市ホームページへの掲載や情報公開により、見える化をさせていただいているところであります。

今後、策定を予定しております各種計画につきましても同様な考えであり、これからも引き続き、市民の皆さまにご理解とご協力がいただけるよう努めてまいります。

次に緊急経済対策補正予算の対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、雇用・人材育成についての対応であります。

国が平成22年10月8日に閣議決定した、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策の4つの項目のうち、雇用・人材育成については、新卒者・若年者支援の強化や雇用創出・人材育成にかかる具体的な施策を示しております。

主要な施策は国・県にかかるものですが、本市に直接関係する分野としては、緊急雇用創出事業のメニューであり、八ヶ岳観光圏広域連携促進事業を実施している重点分野雇用創出事業の平成23年度までの延長などが示されましたので、来年度も引き続き、事業継続していきたいと考えております。

次に新成長戦略の推進についての対応であります。グリーンイノベーション、ライフイノベーションの推進など、環境、エネルギー、健康分野等で、主に国にかかる施策が用意されているところであります。

次に子育て、医療、介護、福祉等の強化による安心の確保についての対応であります。安心子ども基金の積み増しと平成23年度までの延長、妊婦検診に対する公費助成の継続など、

これまで、事業延長や財政措置が懸念されていた分野についての対応がなされており、こうした対策に沿って、引き続きさまざまな施策を展開してまいります。

次に地域活性化、社会資本整備、中小企業対策についての対応ですが、今回、社会資本整備総合交付金の追加が決定されたことに伴い、市道仁田平小倉線の道路改良関係予算を計上しております。さらに地域経済の元気回復のため、新たな地域活性化交付金である、きめ細かな交付金と住民生活に光を注ぐ交付金の創設と、地方交付税の増額がなされることとなりました。地方交付税の増額については、去る7日に2億3,500余万円の増額交付が決定されたところであります。

地域活性化交付金については、地方単独事業の所要経費及び国庫補助事業の地方負担部分に対して措置され、きめ細かな交付金については、昨年度のきめ細かな臨時交付金に準じた交付金であり、住民生活に光を注ぐ交付金については、地方消費者行政や図書関係の充実などの知の拠点づくりに措置される交付金であります。

なお、このたびの緊急経済対策関係の予算につきましては、地域活性化交付金など、その詳細が明らかでないものについて、現在、県等から情報収集する中で、事業化すべく準備を進めているところであります。

市としては、国の経済対策に呼応した迅速な対応が必要と考えており、状況によっては、3月議会を待たずに、臨時議会での対応をお願いする場合もあろうかと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

公共料金の収納についてであります。

今後の、上下水道料金の滞納対応策についてであります。

上下水道料金の滞納対応策につきましては、コンビニ収納を導入し、納付者の利便性を図ることにより、収納率の向上に努めているほか、定期的な滞納者への訪問や電話による対応、督促状・催告書の送付、滞納状況に合わせた督促通知などを行っております。また、下水道使用料金は、地方自治法により地方税法を準用することとなっていますので、市税の滞納整理と同様の措置を講じてまいる考えであります。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

JR小淵沢駅舎及び周辺整備についてであります。

関係諸団体との協議についてであります。市民協議会には、各地域委員会などの代表者に加え、小淵沢地区の区長会、観光協会、商工会の代表者に参加していただいておりますので、その方々の意見を伺ってまいります。

また駅舎、駅前広場の関係者等につきましては、必要な部分について、随時協議してまいり

ます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

小尾直知君の再質問を許します。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

行財政改革について、何点か再質問をいたします。

1つ目は、財政改革プランの目的というのは市民満足度の向上を目指すため、地方分権や地域主権の名によって、自治体の仕事は増えているが、それに伴って職員の数が増えているわけではない。むしろ、行政改革によって現場の職員の数は減らされる傾向にある。行政サービスの縮小が進んでいくようにも見えますが、この点についてお伺いいたします。

もう1つは、現在の自治体の公会計というのは、企業の複式簿記とは違い、単式簿記方式で現金主義である。この方式の問題は、ストック情報の欠如にある。ここで言うストックとは、資産、箱物ですね、それと負債、借入金のことです。現在の公会計制度では、その肝心のストックの増減や残高に関する情報が、基本的には蓄積されていない。つまり、自治体のストックフローは現金と無関係に管理されているのが、施設の費用対効果を的確に測定できない。すでに、これは東京都などでは公会計の改革に取り組んでおりますが、わが市の現状というか、このへんはどうなっているか、お聞きします。この2点について、最初、お願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

小尾直知議員のご質問にお答えいたします。

職員数が減少しているのも、行政サービスが低下しているのではないかと考えているのですが、職員数につきましては、定員適正化計画に基づきまして、計画的に職員を減少させておりますけれども、サービス等については、この4月にも断行しましたが、機構の改革といいましか、見直し等をする中で、最低の人数で最大の効果を挙げるような人員配置とか、それから組織のあり方とかを検討して、地域住民の方々には不便をかけないように努力しているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

小尾直知議員の再質問にお答えをいたします。

財政改革における公会計改革についてのご質問でございますけれども、北杜市では平成19年度からバランスシートを公表しまして、平成21年度からは総務省の基準に従いまして、新たな地方公会計制度に基づく貸借対照表や資産収支計算書等の財務諸表を公表しているところでございます。その中で、資産と負債の関係の明確化を図るとともに試算収支計算書の期末資金残高は、貸借対照表の資産である歳計現金と突合する関係にあるなど、ストックとキャッシュ

フローの有機的な結びつきを表しているところでございます。

また、これらの書類につきましては、キャッシュフローを意識した単式簿記を採用している地方自治体の会計を複式簿記に置き換えることによりまして、施設の維持管理や人件費にかかるコスト、生活インフラ・国土保全、福祉や教育等にかかるコストなどを明らかにするものでございます。

以上のように公会計改革については、国の基準に基づきまして、取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

あと2点、お伺いします。

1つは、普通、経営危機に直面した民間企業というのが、まずやることというのは、資産のリストラですよね。自治体経営も施設をリストラし、バランスシートをスリム化することであると思います。そして、残す施設のバリューアップに努め、行政サービスを維持向上させていく、すなわちフルスペック型から脱却し、近隣自治体と連携して、資産配分を考えて、行政需要に柔軟に対応できるような公有財産の有効利用の考え方が必要と考えますが、この点をお伺いいたします。

もう1つは、地域振興策に精通した人材を地域で育成しない限り、地域力というのは上がってこない。地域資源を活用した、徳島県の上勝町というのは、葉っぱのビジネス 彩りというのをやっています、伝統食品のおやきを製造販売する長野県小川庄もそうです。あるいはNHKでも報道されましたが、ご近所の底力にもリーダーシップを発揮したキーパーソンと、それを支えた仲間がいる。その地域活性化を立案・実行できる人材の育成支援をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

地域振興策の人材育成ということでもありますけれども、地域振興につきましては、現在では行政区等を通じて、その中で公民館活動とか、そういったものを中心に行っていたいておるわけですが、最近、地域力の低下というようなことが言われまして、本市で取り組んでおりますのは、産学官の連携を活用いたしまして、大学や企業と連携して、地域資源を活用した地域活性化の事業に、今、取り組んでおります。

そういう中で、一昨年につきましては増富地区、昨年につきましては、台ヶ原地区などが早稲田大学との連携において、地域の活性化の検討会等に地域住民が参加していただいて、その地域の中で違う視点といいますか、考えを入れながら、学生や専門家と交流しながら、研究実践をしていただいたと。それに地域の方々が積極的に参加していただいたり、それらの地域の中で振興策を探る中で、地域の住民の方々にも協力していただいたということを通して、リーダーが生まれてきていただければということも考えております。

それから、別の形では地域おこし協力隊のような、新しい若者といいますか、住民の方々が地域に入っていて、地域の課題を解決していただくというようなプロセスといいますか、執行ですね、そういったものなどを今後は活用しながら、今まで持っている地域力もさらに高めながら、そういう外部からの力も借りて、地域の人材育成活性化につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

小尾直知議員の再質問にお答えをいたします。

公有財産の有効活用についてということでございます。

8町村が合併した本市につきましても、類似施設が多くございます。近年、国や自治体により、多くの施設の維持管理等の問題が話題になっているところでございます。

今後、本市においても、状況を的確に見極めることが急務であるというふうに考えておりますけれども、過疎化や出生率の低下から人口の減少が懸念されていますので、将来に向けて、そのことについて検討をしていかなければならないというふうには、思っているところでございます。

施設の整理統合にあたりましては、ご指摘のとおり、フルスペック型から脱却しまして、残す施設のバリューアップ化に努め、住民サービスの維持向上を図っていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに再質問はございませんか。

（ な し ）

以上で、小尾直知君の質問が終わりました。

関連質問はございませんか。

（ な し ）

関連質問がございませんので、以上で公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、19番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

私は日本共産党を代表して、白倉市長に質問をします。

質問の第1は、日本農業と地域を壊滅させるTPP 環太平洋戦略的経済連携協定に断固反対することについてです。

菅直人政権がTPPへの参加問題について、協議を開始するとの基本方針を決め、11月9日に閣議決定しました。日本農業と地域を壊すのか、全国から怒りと抗議の声が挙がっています。アメリカ、オーストラリアなどを含めた9カ国によるTPP交渉、自由化の例外を一切認めず、関税の完全撤廃を参加国に迫るものです。日本が参加すれば、アメリカなど農業大国からの輸

入も完全自由化されるのは避けられません。

農業生産額の減少は4兆1千億円、食料自給率は40%から14%へ、340万人の雇用が失われる。農水省の試算でも、TPPに参加すれば農業が壊滅的な打撃を受けることは明らかです。農村も国土環境も荒れ果てて構わないという亡国の政治です。

貿易自由化に乗り遅れるなど、強く求めているのは日本経団連です。輸出大企業の儲けのために国民の食料を犠牲にし、農業と農村を切り捨てるのは絶対に許せません。世界は、食料を自由に輸入できる時代ではありません。自由化一本やりでなく、食料主権を確立し、農業の多面的発展に力を注ぐべきです。

以上の認識に立ち、市長の見解を求めます。

1つ、TPP交渉への協議開始の撤回を政府に強く求めること。

2つ、TPPに参加した場合、北杜市での農業生産額の減少は、どのくらいになると試算していますか。

質問の第2は、北杜市教育委員会は、北杜市立図書館適正配置等検討に関する提言の内容を尊重・遵守することを求めることについてです。

昨年9月議会において、市長より8図書館の統廃合を含め、今後のあり方を検討するという提案がなされました。そして、今年11月25日に、北杜市立図書館適正配置等検討委員会提言書が教育委員会に提出されました。検討委員会は今年1月26日に第1回が開催されてから、8回の会議を通して、8館の存続と各館の見学や運営のあり方について、熱心に検討されてきました。その結果、答申内容は8つの図書館は地域コミュニティの場として多くの利用があり、市が目指す教育と文化に輝く杜づくりの実現の意味から、8図書館は存続すべきであると明記されました。

図書館の存続については、市民の関心も高く、小淵沢町での署名活動や8つの図書館の存続と充実を願う会では学習会の開催、要請文の提出、検討委員会、議会の傍聴等、継続的な活動がなされてきました。また、市民の声も多く各図書館に届いています。いずれも近くに図書館があることの大切さ、8図書館の存続の願いが訴えられています。

甲府駅北口の一等地に新県立図書館の建設が始まりました。未来への成長、発展をする多機能な文化拠点として、期待が高まっています。県においても、図書館の果たす役割の大きさが表れています。北杜市においても8つの図書館の存在を誇りとし、縮小するのではなく、さらにその充実を図ることが地域活性化を促すことにもなるのではないかと。

この提言を受けて、1つ、図書館の今後の方針を策定するにあたり、この提言の内容を尊重・遵守し、8図書館の存続と充実を図ること。

2つ、図書館の運営についても市民の参加の中で十分な協議の上、慎重に進めること。

3つ、専門職としての図書館職員の待遇改善を図ること。

以上3点について、教育委員会の見解を伺います。

質問の第3は、誰もが安心して利用できる介護保険制度を求めることについてです。

介護保険の利用料や保険料を大幅値上げ、サービス削減も。厚生労働省は、来年の通常国会へ法案提出に向けて、そんな介護保険制度の見直し案を検討しています。要支援者、軽度の要介護者を保険給付の対象から外す意見には、賛成できません。家事は家族でという発想で、介護保険の理念と反するものだからです。介護保険の理念は、お年寄りが住み慣れた家で生活できるよう社会的に支えることです。お年寄り体が弱まると家事ができなくなり、これまでの

生活が維持できなくなります。家で一日中寝巻き姿で、部屋の移動は壁伝い。こんな環境では、生きる意欲をなくしてしまいます。訪問介護の役割は、そんなお年寄りの生活を支えることです。ヘルパーが着替えを助け、部屋を掃除し、洗濯をする。また買い物をする。そうした生活援助を通して、お年寄りは生きる意欲を取り戻すのです。同居する家族がいる場合、その負担を軽くし、家族関係を円滑にするのも訪問介護の役割です。お年寄りと家族から、訪問介護を取り上げるべきではありません。

具体的な例を挙げます。

北杜市長坂町の老夫婦、夫は75歳、妻は79歳の場合。

夫は食道ガンの治療中、3カ月の命といわれたが、もう5年も生きています。この方は要支援の2から要支援の1、さらに要支援0、要支援0ということは支援がないということです。今年2月より北杜市地域包括支援センターのケアマネージャーから、主治医のY先生と連絡をとって、支援打ち切りになったと告げられたと。ところが主治医のY先生は、どうしてガン治療をしているのに、支援を打ち切られたのかと言ったそうです。

妻はひざが悪く、歩くのが大変。要支援2だったものが要支援1に判定が軽くされた。

妻の訴え、夫が支援を外され、健常者扱いになったため、家に健常者がいることになり、週1回、1時間の買い物支援のヘルパーが来なくなって、大変、困っている。夫は体調のいいときは車を出して買い物をしてくれるが、容態が悪く寝込んでいることが多い。この老夫婦の場合のように、認定を軽くして介護支援・介護サービスを削る、まさに保険あって介護なしの実態ではないのか。こんな実例を目の当たりにしましたが、市当局の見解を伺います。

質問の第4は、地域経済の活性化、経済政策としての住宅リフォーム助成制度の創設を求めることについてです。

経済危機のもとで、中小建設業者が大変な苦境にあります。業者は支援でなく、仕事がほしいのです。しかし厳しい財政状況のもとで、投資的経費も抑制されています。内需拡大には安定した雇用の拡大や社会保障の充実、国保料の引き下げなどとともに、効果的・効率的な需要喚起策が必要です。私は再度、住宅リフォーム助成制度の実施を提言します。この制度は、地元業者への既存の住宅リフォームを依頼した場合、施主にその費用の一定割合を助成するもので、地元業者の仕事おこしや経済波及効果が大きいといわれています。

工事内容としては増改築、外壁の塗装、屋根の塗装、洗面所、畳替え、換気扇など機器更新経費も含まれるなど幅広い工事が対象となり、制度が導入されれば、潜在的な需要を促すことになります。

兵庫県明石市では、市が研究機関に依頼し、昨年の経済波及効果を算出したところ、1.1倍の結果になり、1,600万円の事業費で経済波及効果額は1.1億7,500万円になるとのことです。明石市では2000年に制度を導入し、2005年に一時中止していたものを要望が強く、効果も大きいと2009年度に復活させています。

国のエコカー助成や家電のエコポイントなどの波及効果にみられるように、住宅リフォーム助成制度を期間限定で導入し、効果を確認してはどうでしょうか。必ずや中小業者の大きな励みになります。財政に大きな負担をかけずに需要を喚起する、市民の潜在需要を引き出し、市民の資金で地元業者の仕事を増やすような施策、住宅リフォーム助成制度が必要だと思いませんか。

以上、答弁を求めて質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

ここで、暫時休憩をいたします。

再開時間は11時15分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時15分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

はじめにTPP 環太平洋戦略的経済連携協定について、いくつかご質問をいただいております。

TPP交渉への協議開始の撤回を政府に強く求めることについてであります。TPP交渉については、先月19日県農業会議、県農業委員会協議会が主催した山梨県農政推進農業委員大会において、TPPの協議入りを決めたことに反対する特別決議をしております。この大会に、私も来賓として参加させていただきました。

市といたしましても、県や全国市長会と連携を図り、今後の状況を見極めながら慎重に対応してまいります。

その他につきましては、教育長及び担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

北杜市立図書館適正配置等検討に関する提言について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、今後の方針についてであります。

検討委員会は延べ8回の検討会を重ね、11月25日に提言書が教育委員長に提出されました。検討委員会からの提言書につきましては、内容を尊重する中で、方針を策定していきたいと考えております。

また、図書館の充実につきましては、限られた予算の中で図書資料の充実を進めていき、地域住民と連携を図り、図書館のサービス向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、図書館の運営についてであります。

図書館の運営の中で、おおぜいのボランティアの皆さんに、たくさんの奉仕活動を行っていただいているところであります。

今後、ますます市民の参加をいただく中で、皆さんに愛される図書館を目指していきたいと思っております。

次に、職員の待遇についてであります。

現在、図書館は正職員のほか臨時職員やアルバイトを含め、51人で業務を行っております。

このうち、臨時職員の賃金につきましては、有資格者には市の臨時職員に比べ、優遇措置が図られておりますし、アルバイトの方についても相応な対応を取らせていただいております。図書館業務は、多方面にわたって知識が求められていますので、各種研修会への参加や勉強会を開催し、図書館職員としての質の向上に取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

誰もが安心して利用できる介護保険制度を求めることについてであります。介護保険は住み慣れた地域や住まいで、みずからの能力を最大限に発揮し、尊厳ある自立した生活を送ることを目的に創設されました。

創設から10年が経過し、高齢化の急速な進展と地域社会・家族関係が大きく変化した中で、当初の目的を進めていくには、制度の改正が必要になってきております。

ご指摘の要支援者・軽度の介護認定者にかかる給付については、平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画に向けて、国において現在、検討中であります。

市においては、国の動向を見ながら、事業計画策定委員会で議論を重ねていきたいと考えております。

なお、個別のケースの問題については、その人の状況や生活環境等でそれぞれ違いがあり、複雑化している場合が多いため、地域包括支援センターの担当者やケアマネージャー等と十分、話し合いを持った中で対応してまいります。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

T P P 環太平洋戦略的経済連携協定についてであります。

T P Pに参加をした場合、農畜生産額の試算についてであります。市農業への影響としては、関税率の高い米作農家及び酪農家を中心に大きな影響が出ると想定しております。

具体的な減少額の積算は困難であります。米については、現在、外国産米の価格が国産の4分の1程度であり、関税撤廃により9割が外国産に置き換わるとも言われております。また酪農への影響としては牛乳、乳製品の内外価格差は現在3倍ありまして、品質の格差もほとんどないことから、関税撤廃により国産のほぼ全量が外国産に置き換わると想定されております。

また生乳については、輸送技術の発達等により輸入可能となり、価格は国産の2分の1程度、業務用牛乳、加工乳を中心に2割程度が外国産に置き換わり、牛肉についても内外価格差が3倍弱であることから、3等級以下の国産牛肉は外国産に置き換わるとの試算があります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

住宅リフォーム助成制度の創設についてであります。

住宅をリフォームすることは、安全で快適な居住環境を形成するために必要であり、耐震性・耐久性の向上や省エネ対策に有効であります。このため、国においては住宅エコポイント制度があり、北杜市においても木造住宅の耐震改修の助成や住宅用太陽光発電システム設置費用の助成などを行っており、リフォームしやすい環境づくりに努めております。良好な居住環境の形成と地域経済の活性化を図るため、まずは既存の制度の活用を積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

中村隆一君の再質問を許します。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

今、TPPの参加の問題で、部長から答弁がありましたけれども、本当に国内の農業が壊滅をしてしまうと。北杜市の場合も米にしろ、畜産にしても壊滅状態だと、こういうふうに予測されていると。本当に農業が、米作りがなくなると、水源の涵養であるとか、国土の保全力が弱体をして、地球温暖化、気象変動の激化などで、集中豪雨が現在、頻発していたり、深層崩壊のような現象も起こっているんで、国土の保全力を失うような、そういう状況になってくると。菅首相は、日本のTPP参加と日本農業の再生を両立させると言っていますけれども、市長の见解をお伺いします。

2点目は図書館についてですけれども、この提言書の中に司書の資格者などの待遇改善が指摘されているわけですが、この臨時職員という形で半年ごとに契約を更新して、その更新を何回か繰り返して、勤続年数がいくつになると。勤続年数何年で昇給すると、そういうシステムは考えているかどうか、そのへんと、あと一般の正規の職員は夏期一時金、年末一時金というふうなものが出されるわけですが、そういうことについての現状と改善していく、そういう考えはあるかないか、そのへんをまずお聞きしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほどもそれぞれ答弁をさせていただいたわけでありまして、TPPがいよいよ日本の社会の中へ肯定されていくと、現状の農業も大変厳しい状況にあることは、たしかであります。これがもし、そうなると、分かりやすく言えば、日本の農業が絶壁から落とされるような壊滅的な打撃を受ける可能性が大だと。もちろん政府はそれが分かっているから、今、菅総理が言っているような、足腰の強い農業をということを言っているんだと思います。

私は、先ほども答弁しましたとおり、せめて食料は、せめて米は、食料の安保として、ましてや等しく国民が食の安全・安心という問題も大きなテーマになっているところでありますので、これからも先ほど答弁しましたとおり、県なり市長会なり等々とともに主張してまいりたいと。ましてや、仮にTPPが現実の社会になったときは、どうやって農業を守っていくか、食を守っていくかということが、私ども地方の首長として大きなテーマになると覚悟している

ところであります。ご理解ください。

○議長（秋山俊和君）

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

中村議員の再質問にお答えいたします。

図書館の臨時職員の待遇改善というご質問でございますけども、臨時職員につきましては、図書館司書の資格を持っている職員につきましては、資格給ということで、若干の一般の事務職員よりも優遇して、賃金を支払っております。

半年ごとの雇用契約になるわけですが、ほとんどの場合、ご希望で1年は大体、いていただくと。なおかつ、ちょうど11月から1月にかけて、翌年度の希望を聞く中で、希望されれば、また、慣れておりますので、そのまま雇用させていただいているということが現状でございます。

賃金につきましては月額で決めてございますので、何年かしても、現在のところについては昇給といえますか、例えば5年経ったら少し上げるとかということについては、考えておりません。

それから一時金、いわゆるボーナスでございますけども、半年間、雇用をさせていただいておりますので、夏の所要の時期には日当の10日分をボーナスとして、半年ごとに支払わせていただいております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

次に介護保険のことについて、お伺いします。

私、この前、6月の議会でしたか、この介護保険のことについて取り上げたわけですが、そのときには具体的な例が出されていないからということで、一般的な答弁に終わったわけです。今回は本当に、私も具体的な例として、直接、本人から聞いてきたわけです。そういうことで、ここにケアマネジャーが要支援の1を要支援0ということですね、支援を打ち切りしたと。この打ち切りをしたときに、本人がYというお医者さんにかかっていたわけですが、ケアマネジャーはそのお医者さんと相談して、あなたの支援は0ですよ。支援打ち切りですよ、こういうふうに本人に告げたけれども、本人がそのお医者さんにいったら、どうして、あなたは支援が打ち切られたのかと言われたということで、ケアマネジャーがお医者さんと相談したかのように本人に言って、認定を切り下げていくと。その結果、今まで週に一度、買い物支援などに入っていたヘルパーが切られてしまったと、こういう深刻な事態があったわけですね。そういうことで、そういうふうにケアマネジャーが、そういう実情を十分知りながら、お医者さんと相談したかのように、相談していないのかかわらず、そうやって切っていくと、こういう現実について、どのように考えているのか教えてください。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

中村隆一議員の再質問にお答えいたします。

まず、介護保険の介護度についてでありますけども、まずケアマネージャーが打ち切りをしているということではなくて、あくまでも審査会の中で、そういう判定がされているということで、ご理解をいただきたいと思います。

それから介護につきましては、介護度が軽くなったことを喜びとするのか、あるいは不都合となったというふうな理解をするのかということで、その受け止め方というのは、個々にそれぞれ違いがあるかと思いますが、それと家族の中で、例えば介護を受けている方につきましても、思いがあります。それから、それを見守っている家族の人たちに対しても思いがあります。非常に、そういった介護を受ける、あるいは介護を受けていただいているその家族にしても、それぞれの複雑な思いというものがありますので、一概に、これがこうだというケースにおいても、非常に奥深い内容のものがあるということで、この対応をする職員に対しては、現場での対応というものは、大変厳しいものがあるということでありますし、すべて、医師の意見書も付けた中での審査会としての判断をさせていただいているということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

もちろん認定は審査会でするわけですが、その審査会に出す資料というのは、一番、現場を知っているケアマネージャーであると思います。このケアマネージャーが非常に、このお年寄りの立場をわきまえて、しているかどうかというところが非常に疑問に思えるわけです。このケアマネージャーは、生協やスーパーやまとなどは注文すれば配達をしてくれるよということまで言って、そして支援を打ち切っていくということで、この人はヘルパーの支援がなくなってしまったと、そういうことです。

もう1つ、例を挙げますと、この奥さんは膝が悪くて、家の玄関からバリアフリーにしたいと相談をしたけれども、ケアマネージャーは金をかけても無駄になる。すぐ使わなくなるのでというふうなことを言ったそうです。こういう状態ですから、本当にこのケアマネージャーが現場の声を、その人の実情を十分、理解しているかどうかという、そういうことを正確に審査会に意見を挙げれば、この夫は食道ガンで、今、体の具合が悪いというのに支援を0にしたということですからね。こういう実態について、部長はどういうふうに考えているのか、教えてください。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

この件につきましては、やはりケアマネージャーがその介護度についての判定をしているというふうな捉え方をされているかもしれませんが、直接、関わっているケアマネージャーというものが、その判定という部分の中に強く関わるということは、なるべく避けたいということで、あえて中立的な立場の人たちが判断をするという方向で審査会を進めております。それぞ

れ訪問をし、その相談を受け、状態を確認しているケアマネージャーとすると、当然のごとく、いろんなお話をされているということで、すべてがご理解をいただけるとは思っておりませんが、その人の度合いに合った、それから生活環境に合った状態での指導を、また確認もしていると信じております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

そのケアマネージャー・・・。

○議長（秋山俊和君）

中村隆一君、再々質問で質問回数は終わりですので、この件につきましては、これで打ち切っていただきたいと思います。

○19番議員（中村隆一君）

では、次に移ります。

住宅リフォームのことですけれども、市のほうでは木造の住宅の耐震改修の支援事業というふうなことでやっている。もう1つは、住宅用の太陽光発電の設置費用の一部助成、こういうことをやっている。そういうことで、この前、私が取り上げたときに、この対象になっている木造住宅の耐震改修支援事業というのは1万数千戸あるけれども、実績は4年間で4戸だけだった。ほとんど、実績がないという状態なんですよ。そういうことで、私ども、この間、11月20日の日に林業再生のシンポジウムというのが甲府で行われたわけですが、その案内で市内の工務店などに案内活動をして話を聞いたところ、仕事が減ってきて本当に困っていると。そういうことで、この住宅リフォーム制度というか、こういう助成をするような、こういう経済対策をやってほしいと。いつから、やるのですかというふうな声が上がっています。そういう点で、今、3月の予算をつける段階だと思いますので、そういう中で、こういう制度を取り入れて、全国で175の自治体で実施をしている。そして、非常にうまくいっていると。そういうところの研究をして、本市でもぜひ、そういうことの実現をしていただきたいと、そのことについて見解を求めます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

中村議員の再質問にお答えをいたします。

実績が4件というようなこと、これは耐震、住宅課で所管する事業については、4件ということでありましたが、今年、今現在ですと、トータル8件ということになってございます。件数は、大変多いということではございませんけども、ただ、今、中村議員がおっしゃったような制度、私どもがこれまで太陽光とか言っていましたけども、介護保険制度の中にもそういったリフォームの制度がありまして、当然、対象は限られてくるわけですが、ちなみに20年度からの3カ年の実績ですけども、その住宅改修サービスというんでしょうかね、それは累計で87件ほどの実績が挙がっていると。それから太陽光の関係になりますと、18年度からで

321件というふうな件数になってございます。

私ども建設課が考えておりますのは、市民の居住環境の安心・安全性の向上ということをまず、第一に考えておりますので、それと並行して軽微な住宅のリフォームというものに助成すること、それはそれなりの経済効果というものは、当然、あろうかと思うんですが、私どもが進める市民生活の安心・安全性の向上というところを考えると、軽微なリフォームに助成を出すという制度は、これらの住宅の耐震構造、安心・安全が十分に高まったときに、また考えるべき制度かなというふうに考えてございますので、当面、繰り返しになりますけれども、新たな制度の創設というものは考えてございません。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中村隆一君。

○19番議員（中村隆一君）

全然、前と変わっていないというか、考え方がね。経済対策として積極的に、地域の中でお金がまわっていくということを考えているわけですので、そのへんを頭の切り替えをして、経済対策としての住宅リフォーム制度と、このことをもう一度、俎上にあげて、全庁的に取り組む考えはないか、お聞きいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

質問にお答えをいたします。

将来的には、そういった時期も来るのかなと。ただ、緊急経済対策ということですから、今、この時点で考えなければいけないんだろうなというふうに思っております。ただ、この質問は、実は、9月の県議会でも答弁があったようでございます。県でもこの制度については、現行の制度の活用をまず優先的に考えて、当面、住宅のリフォームという制度については、考えていないようでございます。

地域的な格差もあるんでしょうか、先ほど、全国170何自治体かがリフォームの制度を設けているということでありましたけども、県単位でかなり力を入れている県もあるように認識しておりますけども、山梨県内では全体的に耐震改修でありますとか、そういった部分での助成制度というものに重点を置いているというふうな現状でもございます。本市においても耐震改修と併せた住宅のリフォームということに対して、助成をするというふうに考えれば、それはそれなりの合理性があるのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

次に、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、20番議員、清水壽昌君。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

平成22年第4回北杜市議会定例会にあたり、北杜クラブを代表して市政全般にわたり、質問をいたします。

日本の景気は回復基調にあると新聞紙上等では報じられておりますが、まったく実感できる状態ではありません。北杜市の平成21年度決算の状況では、市民税収入は69億58万円であり、平成20年度より3億円、平成19年度より6億円の減少であります。地方交付税は122億4,200万円と、県下13市の中で群を抜いております。歳入総額の39%を占め、一般財源の50%を占めております。

経費に対して充当された一般財源は、減額することが極めて難しい義務的経費と繰出金を合わせて128億6,660万円と一般財源総額の57%であり、地方交付税の約70億円に相当します。

他の科目に充当された地方交付税は、約52億円となります。この地方交付税が平成27年度から5年間、35億円が段階的に削減されていくことは周知のとおりであります。さらに政府では、国庫補助金等も大幅な減額を打ち出しております。本市では、すでに財政健全化計画のもとで、定員適正化計画、機構改革、基金の積み増し等、幾多の施策が講じられてきてはおりますが、厳しい財政運営が強えられることは避けられません。先般、第2次行政改革大綱が策定され、平成23年、24年、25年度のまちづくりの施策が示されました。

以下、通告に従い、質問をいたします。

まず、行財政改革と来年度予算編成の基本方針について伺います。

第2次行政改革大綱策定の基本方針について、伺います。

続きまして、財政健全化と自主財源の確保について伺います。

平成18年に策定された平成19年、20年、21年度の第1次北杜市総合計画実施計画の年度別事業実施計画表のもとで事業が執行され、本年3月に22年、23年、24年度の年度別事業実施計画が策定され、事業が執行されてきておりますが、厳しい財政状況の中で、23年度、24年度の計画について、どのような見直しが行われるのか伺います。

続きまして、平成19年3月に策定された北杜市定員適正化計画は、前期の5年間が終了しました。この間、事務事業の見直し、機構改革等により定数の削減がなされてきましたが、その実績と検証結果について、伺います。

第2次定員適正化計画策定にあたり、修正事項、課題事項について伺います。

地方自治体の自主財源の確保として、ふるさと納税制度が創設されて3年目となります。市長の所信で今年も大変順調であるとのことですが、寄付の実績について伺います。

また、その利用法については、実行委員会で決定していると思いますが、その実態と活用事業について伺います。

別荘住民等にさらに周知するということは、以前、われわれの会派の議員が質問し、提言してございますが、これらについての実績もお伺いいたします。

また、北杜市民みずからが知人等にPRすることにより、さらに増額することと思いますが、啓蒙についてお考えを伺います。

年々、税等の滞納額も増加しておりますが、市では収納課は新設し、実績を挙げていると、先ほど別会派の質問で申されておりましたが、この収納につきましては、県地方税滞納整理推進機構の指導・ご協力をいただく中で、活動しておるとのことです。しかし、この推進

機構は、今年度で終了とのことですが、実績が上がっており、延長が望まれるところでございますが、この延長の見通しについて、お伺いをいたします。

続きまして、市役所本庁舎の位置決定について、お伺いいたします。

北杜市職員も相当、減少してきております。合併したことにより、庁舎が1つ増えた中で、これ以上、職員数が減少するならば、各支所機能を維持して住民サービスを落とさずに続けることは、極めて困難であると思います。

先ほど申し上げましたように、財源的にも地方交付税の約70億円は、減額が極めて困難な義務的経費等に充てられます。その地方交付税も27年度から減額に転じます。現在の機構が続く限り、予算編成は困難を極めるのではないかと思います。

このたび策定された第2次行政改革大綱にも、市役所本庁舎の位置の決定と総合支所、出張所のあり方の検討が謳われておりますが、どのような方法で進められるのか、お伺いいたします。

続きまして、9月の第3回定例会において、平成21年度決算について、監査委員より厳しい指摘がなされております。また、2年目を迎えた事務事業評価の結果が先般、示されました。来年度予算編成に向けて、これらをどのように生かしていくのか、お考えを伺います。

続きまして、峡北ふるさと市町村圏基金が町村合併により、構成市が韮崎市と北杜市の2市となったため、その使命を終え、出資金の5億円が返還されます。峡北ふるさと市町村圏基金は、当初、峡北地域が協力して、観光振興に充てるため、峡北広域行政事務組合が県などの協力を得て、旧市町村が出資して設置し、その運用益で事業を実施したものであります。よって、返還金は観光振興のために使っていただきたいと思いますが、お考えを伺います。

続きまして、北杜市の農業への支援策について、お伺いをいたします。

先ほど来より話題にのぼっております、日本がTPP 環太平洋パートナーシップ協定に参加して協定が成立し、すべての関税が撤廃されるならば、日本の2次産業、特に生産規模が小さく、基盤の脆弱な農業への影響は計り知れず、壊滅的な打撃を受けることは必至であります。

自国の食料は自国で賄うというのが、独立国の根幹であります。政府・民主党では、自給率を40%から50%への引き上げを公約として掲げ、昨年、政権交代を果たしております。政府の責任として、国民の食料の安定的な確保、日本農業の保護政策が打ち出されることとは思いますが、今だからこそ、われわれはわれわれとして、地域の安全な食料を安定して確保すると同時に、基幹産業である地域農業の基盤を構築していかなければならないと思います。

このような観点から、以下、伺います。

協定が成立し、すべての関税が撤廃されたとき、北杜市の農業、特に米作については、どのような影響が考えられるか。また、それに対する市の対応策について、お伺いいたします。

農業者は生産にはプロであります。営業販売にはまったくの素人であるといわれております。まさしく、そのとおりであります。農業だけでは成り立たない現状が、さらに厳しい状態に陥ると予想される中で、販売施設の充実・普及、観光産業等との連携、6次産業化等への取り組みが必要かと思えます。支援策について、お伺いいたします。

食育、地産地消の推進について、お伺いいたします。

地域で安全で安心のできる食材を生産し、地域に安定した市場が確保できることは、生産者として願ってやまないことでもあります。子どもころから楽しく農作業に触れ合い、食を通して生活の原点を学ぶことは非常に重要なことであり、将来の担い手育成、地域の農産物の市場

拡大にもつながるのではないかと思います。

現段階では活動が学校給食など、行政が管轄している範囲に留まっているように見受けられますが、今後は市全体に広げた食育、地産地消が必要かと思われますが、今後の推進活動について、お伺いいたします。

梨北米は、日本穀物検定協会の食味ランキングで、5年連続特Aのランク付けをなされております。これは生産者の努力と地域の取り組みの賜物であり、誇りでもあります。ブランド米として、守っていかなければならないと思います。梨北信玄米として、生産への支援の継続拡大を望むところであります。お考えを伺います。

本年産の米は、昨年までの米に比べて品質の低下が著しく、昨年まではなかった規格外の米が大量に生じております。規格外米は米粉などの加工原料にしか使えず、1袋30キロ当たり2千円にしかならないとのことであります。この品質低下は、夏の異常高温による災害と捉えるべきではないでしょうか。米粉等への加工経費などに支援が必要かと思いますが、お考えを伺います。

優良農産物の安定的な生産のためには、土づくりが欠かすことができません。堆肥の製造については、多大な労力と経費がかかりますが、性質上、即増収には結びつきません。また畜産農家も、し尿対策に苦慮しております。堆肥への助成の継続を望むところでありますが、お考えを伺います。

農業者の高齢化とともに、水稻の硬化苗の需要が増大し、育苗センターではすでに今年も対応に苦慮されたとのことであります。育苗施設の充実拡大が必要と思いますが、支援策についてお伺いをいたします。

関税が撤廃されると、国内農産物価格の下落は避けることはできず、農家は壊滅的打撃を受けることと思います。これは政府の政策として実施することですので、政府に対し、再生産のできる所得補償制度の確立を強力に働きかけていただくことが願われますが、市長のお考えを伺います。

続きまして、大規模電力供給用太陽光発電系統安定化等実証研究施設のあり方について、伺います。

非常に長い名前の、いわゆる北杜サイトは平成18年度に北杜市とN T TファシリティーズがN E D O技術開発機構から委託を受けて実施した、2メガワットの太陽光発電の研究施設であることは周知のとおりであります。

本施設は、平成20年3月に実証研究が開始されて以来、環境創造都市北杜市の象徴的存在として、国内はもとより世界へ多くの情報を発信してきました。本年度で委託事業は終了しますが、終了後の施設利用について、お伺いいたします。

本施設導入による成果及び推定される経済効果について、伺います。

実証研究終了後の運用、利用方法等、検討委員会により検討された内容について、お伺いいたします。

実証研究終了後、施設は北杜市へ無償で譲渡されると聞いておりましたが、施設の譲渡について、お伺いいたします。

施設用地の取得について、お考えを伺います。

本施設を象徴するような愛称がほしいと思いますが、いかがでしょうか。お伺いいたします。

スクールニューディールによる太陽光発電、また六ヶ村堰水力発電所等とともに、グリーン

電力化、証券化の考えについて伺います。

続きまして、橋梁長寿命化にかかる点検、整備計画について、お伺いをいたします。

北杜市は600平方キロメートルと広い面積を持ち、急峻な山岳を抱え、塩川、須玉川、釜無川、大武川等、大河川をはじめ中小多くの河川が切れ込んでおります。それにかかる橋梁も多く、また同時に中央自動車道にかかる橋梁も数多く存在します。橋梁の中には、建設時期の不明なものもありますが、多くは高度経済成長期に建設されたとのことですので、更新時期もほぼ同時期を迎えることとなります。

更新には、多大な経費がかかることが予想されます。また老朽化の進展とともに、維持管理に多くの費用と労力がかかってくると予想されます。橋梁の長寿命化を図り、更新時期をずらすため、橋梁ごとに点検を行い、北杜市橋梁長寿命化計画が策定されております。

そこで、以下3点について伺います。

長寿命化にかかる橋梁の点検結果について、お伺いいたします。

長寿命化計画策定の状況について、お伺いいたします。

計画策定後、どのように実施していくのかをお伺いいたします。

続きまして、子育て支援策について、お伺いをいたします。

北杜市では保育料の第2子以降無料化、ベビーズ・ヴァカンスタウン等に素早い対応、また乳幼児親子同士の触れ合いの場所を多く設ける等、他の市町村に先んじて、独自の多くの子育て支援策を講じております。若いお母さん方から、北杜市は子育てがしやすいですねとの好評もいただいているところであります。

北杜市保育園充実プランが示されました。以下、伺います。

子育て応援人材バンクの具体的内容と活用について、伺います。

新設が計画されている保育指導監の狙いと具体的内容について、伺います。

ファミリー・サポートセンター事業が10月より稼働しておりますが、登録者数、利用状況、問題点、課題等について伺います。

市長がにっぽんの子育て応援団で子育て応援宣言をしましたが、どのような狙いであり、どのような効果があるのか。また市の取り組みについて、お伺いをいたします。

認定子ども園の需要と活用について、伺います。認定子ども園の保育料、市役所の体制についてもお伺いをいたします。

最後に国民文化祭について、お伺いいたします。

国民文化祭は文化の国体といわれ、全国の芸能、芸術などが結集する文化の祭典として、当時の文化庁の継承で、昭和61年の東京大会を第1回として、以降、各都道府県持ち回りで開催することとなったとのことでもあります。

平成19年に平成25年の第28回国民文化祭が、自然が豊かで風光明媚な山梨県での開催が決まり、以降、各市町村での説明会、県での基本構想等について検討されてきたと伺っております。人と自然と文化が躍動する環境創造都市を目指す北杜市での開催は、まさにうってつけであると同時に、全国に北杜市を売り出す絶好の機会であると思います。

そこで、伺います。第28回国民文化祭やまなし2013の実施期間、内容、特徴について伺います。

県と市町村の役割分担について、お伺いいたします。

北杜市が会場となる予定事業について、伺います。

来年度以降の準備内容及び職員体制について、お伺いいたします。

以上、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

ここで昼食のため、休憩をいたします。

再開は午後1時40分といたします。

休憩 午後 0時10分

再開 午後 1時40分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、再開いたします。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

私の質問の中で、数字の訂正をお願いいたします。

まず、質問の冒頭の部分で、地方交付税が平成27年度から年間35億円が段階的に削減されるというふうに申し上げましたけども、平成27年度から5年間、35億円が段階的に削減されていくというふうなことで、5年間の5を読み落としたもので、訂正をさせていただきます。また、議事録もそのように訂正をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

承知しました。

それでは、答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

清水壽昌議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

行財政改革と来年度予算編成について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、第2次北杜市行政改革大綱（案）の基本方針についてであります。

第2次北杜市行政改革大綱を策定するにあたり、大学関係者などの有識者による北杜市行政改革推進委員会においてご審議をいただき、このたび答申をいただいたところであります。

委員会におきましては、大綱の目指す姿や市の課題、改革の必要性などを大綱に記載するとともに、市民に周知することが重要であること。また、改革を推進するにはスピード感を持ち、所管を明記して責任を持たせながら、常に見直しをしていく体制づくりが必要などの意見が出されたところであります。

本市は首都圏からの利便性、長い日照時間や名水などの恵まれた自然環境や、おいしい米などの豊富な農業観光資源などに恵まれている希望の持てる市であり、夢もたくさんあります。また潜在能力もたくさんあり、新たなカラーもつくって存在感を示していかなければならない時代でもあります。一方、人口減少や少子化、高齢化、市の歳入の4割を占めている地方交付税の段階的な縮減、扶助費などの増加や他市に比べて多額の市債残高などの課題もあります。

住んでよかったと思う、ふるさと北杜市を目指すためには、安定した財政基盤の構築と市民の一体感・連帯感の醸成を図るとともに、将来にわたり持続可能で地域主権にふさわしい自己決定・自己責任の自治体運営を進める必要があります。このため、財政健全化や施策の再構築と市民との協働、市役所の構造改革とスリム化などの行政改革を実行していくことが重要であ

ります。

今後、パブリックコメントを行いながら、第2次北杜市行政改革大綱・アクションプランを来年2月に策定することとしております。

改革の必要性を市民の皆さまに広く周知し、ご理解をいただくとともに、市民の皆さまの目線に立った市民との協働のまちづくりのため、ご意見や民間の経営手法をより多く取り入れながら、効率的で効果的な市政を推進していきたいと考えております。

次にふるさと納税制度への取り組みについて、いくつかのご質問をいただいております。

はじめに、寄付の実績についてであります。

平成20年5月に創設されたふるさと納税制度は、ふるさとや好きな地域に貢献し、応援をしたいという納税者の思いを実現させるための制度であります。その実績は平成20年度が81件、464万8千円。平成21年度が109件、763万円。今年度は12月16日現在で、申し出件数129件、975万7,400円となっており、すでに前年実績を大きく上回っている状況です。

先に、県で実施されたふるさと納税状況調査においても、11月1日現在で、件数、寄付金額ともに県内トップとなっており、関東を中心に遠くは九州から北海道まで、全国各地から絶大な応援をいただいている状況です。北杜市に多くの方々から心を寄せていただき、大変ありがたく思っております。

次に、事業の活用実績と基金の状況であります。

寄付者がそれぞれ活用方法について選択できるように、3つのメニューを設定しています。環境日本一の潤いの杜づくりは北杜市環境保全基金に積み立て、環境保全基金活用事業として、里山整備事業に伴う森林整備事業や緑化推進事業等に支援をし、教育・文化に輝く杜づくりは北杜市芸術・文化・スポーツ振興基金に積み立て、北杜音楽祭の開催をはじめとする各種芸術文化活動に対する支援として、それぞれの活用検討委員会において検討し、翌年度に活用しております。また、その他お任せの杜づくりへの寄付は、一般財源として地域振興事業など地域の活性化を推進するための市の主要事業の原資として活用しております。

次にPR方法ですが、市ホームページ、広報、CATVをはじめ、県のポータルサイトの活用や山梨県人会連合会、北杜高校東京同窓会においてパンフレットを配布するなど、さまざまな手法を用いて、ご協力をお願いしているところであります。

次に、市役所本庁舎の位置の決定についてであります。

市役所本庁舎の位置は、平成15年10月の合併協定において、合併後10年間に交通事情、他の官公署との関係など市民の利便性を考慮し、市民の意見をふまえて検討することとされています。

また、北杜市総合計画では、行政推進体制の強化として、本庁舎建設は避けて通れない問題であり、総合支所、出張所の縮小、廃止と併せて検討していくとされているところであります。本庁舎は公共施設の中核施設であり、他の公共施設の統廃合等にも影響するところですので、位置については、慎重に検討する必要があると考えております。

このため、第2次北杜市行政改革大綱において、平成23年度に庁内に職員による検討会を設置し、施設の状況や財政負担などについて検討し、平成24年度は市民も参加しての検討委員会を設置することとしております。

次に北杜市の農業への支援策について、いくつかご質問をいただいております。

T P Pに参加した場合、市への影響についてであります。

北杜市の水田農業は、農家間の協力による生産調整と国の輸入米に対する高い関税により守られてきました。今後、農業への具体的な強化支援策がないまま、T P Pへ参加し関税の撤廃が実行された場合、米の価格が下落することは確実であり、稲作農家の所得減少は水田農業への意欲を減退させ、ひいては耕作放棄地の増加に拍車をかけることにつながると予想されます。また、多面的機能を持つ生産基盤の荒廃は、本市の農業生産だけでなく、中山間地域の環境維持にも重大な影響を及ぼすことが懸念されます。

市といたしましては、国に抜本的な強化策を要請するとともに、市独自の農業支援や体質強化策の充実強化を図ってまいります。

次に太陽光発電実証研究施設、いわゆる北杜サイトについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに導入による成果、経済効果についてであります。

平成16年度に平成の大合併によって誕生した本市は、豊かな自然を背景に人と自然と文化が躍動する環境創造都市を目指し、新エネルギーの分野にも積極的に取り組むこととしたところであります。

平成18年度に実証研究委託を受けた北杜サイトは、テレビ、新聞、雑誌等のマスコミにも数多く紹介されたほか、平成21年度末までに5,485人の視察者を受け入れ、今年度も11月までに4,309人の視察がありました。

これらマスコミ、視察者の方々に本市の環境政策や、さまざまな取り組みに関する事項を紹介できたことは、合併まもない本市にとって非常に大きな成果と意義深いものがあったと考えております。加えて当施設が譲渡されると、市に自主財源としての売電収入も期待できるなど、北杜サイトの経済効果は金額に換算できない部分も含め、多大であります。

今後も太陽光パネルは、新エネルギーのシンボルとして、存在感・貢献度は大きいものがあると考えております。

次に実証研究終了後の施設の運用、利用方法等検討会の検討状況についてであります。

この実証研究は、平成18年度から平成22年度までの5年間で、平成23年3月19日をもって終了します。その後の施設利用、運用等について事前に検討するため、庁内に関係課で構成する検討会を8月に設置いたしました。

現在、本市で進めている次世代エネルギーパークの中核施設として、また環境教育、環境観光の拠点施設として、有効利用が図られるよう検討を続けており、来年1月を目途にとりまとめたいと考えております。

次に、北杜サイトの譲渡についてであります。

実証研究後の施設については、平成18年の応募提案書に施設全体をNEDOより譲り受け、北杜市が主体的に計画し、施設運営を行うと記載されております。今までのNEDOとの協議の中でも、その方向で話を進めているところであります。

先ほどの庁内検討会の意見を集約し、本市の北杜サイト利活用方法を取りまとめ、来年2月までに最終的な協議を行う予定であります。

次に子育て支援策について、いくつかご質問をいただいております。

子育て応援宣言についてであります。

本市では、保育料の第2子以降無料化やベビーズ・ヴァカスタウンの推進など、全国的に

も誇れる子育て支援の取り組みを実施しております。このような魅力ある取り組みについて、より多くの方々に知っていただくために、著名人も参加する子育て分野の全国的な民間組織である、にっぽん子育て応援団において子育て応援宣言を行いました。

市としてはこれを機に、子育て応援マークを作成し、子育て支援策に活用するなど、今後とも子育て支援に力を入れつつ、独自の取り組みについて積極的に情報発信していきたいと考えております。

その他につきましては、教育長及び担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

清水壽昌議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

国民文化祭事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに第28回国民文化祭やまなし2013の実施期間、内容、特徴についてであります。

実施期間は平成25年1月から11月までの11カ月間で、「文化の風とあそぶ～みつめる・こえる・つなげる」、これをテーマに総合フェスティバル、シンポジウム、分野別フェスティバル、国際交流事業などが県内各地を会場に開催される予定であります。

国民文化祭は幅広く、音楽、演劇、芸術、生活文化などさまざまな分野を対象としており、このほかに、開催地の歴史や風土などの特色が盛り込まれた事業も含まれます。また、山梨大会の特徴としては、先催県が10月下旬ごろの2週間程度の期間に集中して開催してきたのに対し、初の試みとして1月から11月までの通年で開催することが挙げられます。

なお、山梨大会の愛称については、「富士の国やまなし国文祭」に決定しております。

次に、県と市町村の役割分担についてであります。

開閉会式等の総合フェスティバル、季節ごとに開催されるシンポジウムについては県が主催をし、継続事業と独自事業からなる分野別フェスティバルについては、市町村が主催する予定でございます。

なお、継続事業とは民俗芸能、民謡、合唱、文芸、生活文化など全国的な広がりを持ち、継続的に実施されている事業でありまして、独自事業とは開催地の創意により工夫され、地域の特色が盛り込まれた事業のことです。

次に、北杜市が会場となる予定事業についてであります。

現在、県と最終調整を行っておりますが、継続事業といたしましては、いずれも仮称ですが、少年少女の合唱祭、方言川柳、囲碁サミットの3事業、独自事業としては北杜市の自然、歴史、文化など、地域の資源を活用した市内の名所・史跡・名勝などの見どころ巡りの1事業を予定しております。

次に、来年度以降のスケジュールについてであります。

平成23年度につきましては、市実行委員会、事業別企画委員会の設立、先催県の京都大会視察、開催要項・募集要項の作成、プレ事業やワークショップの実施などを予定しております。平成24年度につきましては、先催県視察、プレ事業の準備、開催、出演予定団体との交渉や業務分担の決定などの開催準備を行う予定でございます。平成25年度につきましては、ポスター、チラシ等の作成や案内状送付等の準備、会場準備など最終的な準備を行う予定でございます。常に県及び文化団体や関係団体との連絡を密にし、必要な事項について協議を行ってま

いたいと考えております。

次に職員体制についてであります。来年度以降、準備業務が本格化してくるため、業務が円滑にできるような体制整備を図るよう考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

清水壽昌議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

行財政改革と来年度予算編成について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、定員適正化第1次計画の実績の検証結果についてであります。

定員適正化計画は全体の職員定数を抑制し、合理的かつ効率的な職員配置を行うとともに、人件費の削減に努めることを目標に、平成18年度から平成22年度までの5年間を計画期間として、第1次計画を進めてまいりました。

計画では、平成17年4月1日現在の職員数876人を65人削減し、平成22年度の職員数を811人とすることを目標とし、取り組んでまいりました。その結果、平成22年4月1日現在の職員数は796人となり、目標値を15人、上回ることとなりました。これは新規採用職員の抑制を図り、事務事業の見直しや組織の改革などを行った成果であり、人件費の削減や行政組織のスリム化に一定の効果があつたと考えております。

次に、第2次計画策定についてであります。

第1次計画では、目標を上回る職員数の削減を図ることができましたが、これは定員管理上の制約が比較的少なく、弾力的に職員数を決定できる一般行政部門において、大幅に削減したことによるものであります。一方、経営状況等により、職員数が左右される病院部門については、結果的に増員ということになりました。

病院部門につきましては、市民の安心・安全に直結する部門であり、市立病院を2つ抱える中で、今後も必要最低限の人員を確保する必要があると考えております。このような情勢の中で、第2次計画の策定においては、定員管理の取り組み内容、また定員管理の方向性がまったく違う病院部門は除いて、計画を策定したいと考えております。

今後は限られた職員数の中で、複雑・多様化する行政需要に的確に対応できるよう、絶えず事務事業や組織機構の見直しを考えて職員の適性配置を行い、より一層、職員の資質向上を図ることなどが重要になってくると考えております。

市民サービスの水準を維持しつつ、北杜市の地域特性を十分に考慮した中で、第2次計画を策定し、適正な定員管理に努め、行政のスリム化に取り組んでまいります。

次に、山梨県滞納整理推進機構の期間延長の見通しについてであります。

この組織は、個人住民税を中心とした市町村税の滞納整理の推進、市町村職員の滞納整理にかかる技術の向上を目的に、県と市町村の任意組織として平成20年度から22年度までの3年間とし、設置されました。この間、県と市町村が緊密に連携して徴収対策に取り組んできたことにより、十分に成果を挙げてまいりました。

平成23年度以降においても県内全市町村が、今後さらに3年間、同方式により徴収対策に取り組んでいくことを要望したところであります。県においても来年度以降も引き続き、継続して設置することが決定されております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

清水壽昌議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

行財政改革と来年度予算編成について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、財政健全化と自主財源確保についてであります。

第1次北杜市総合計画における実施計画の見直しについてであります。平成19年3月に策定した第1次北杜市総合計画は、平成19年度から平成28年度までを基本構想期間として、前期基本計画が平成19年度から平成23年度の5カ年とされています。

実施計画は、基本計画に基づき具体的な事務・事業の実施に関して作成する短期のプログラムとして計画期間を3カ年とし、基本計画に掲げられた施策の実効性を担保するため、財政計画に裏付けされた実行可能なものを掲載することとされています。そのため、毎年度の進捗状況を把握しつつ1年ごとに見直しすることから、来年度予算との整合を図りながら、平成23年度から平成25年度までの計画を年度内に策定することとしております。

次に、来年度の予算編成についてであります。

平成23年度の当初予算編成にあたりましては、平成21年度決算について、監査ならびに議会でご指摘をいただきました、さまざまな事項や私どもみずから平成22年度の事務事業評価を行い、整理いたしました結果をふまえた上で、事業の廃止、統合、縮小等も含めた見直しを平成23年度予算に反映させることによって、よりよい予算編成に努めてまいり所存であります。

次に、峡北ふるさと市町村圏基金の返還金の使途についてであります。

平成20年12月に国のふるさと市町村圏推進要綱が廃止され、ふるさと市町村圏基金についても、その取り崩しが認められることとなりました。国の方針に基づき、ふるさと市町村圏基金を管理する峡北広域行政事務組合では、今年度の当初予算で、すでに返還済みの旧双葉町を除き、北杜市と韮崎市への基金返還金の予算が計上され、年度末に返還が予定されておりますので、今後、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

清水壽昌議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

子育て支援策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子育て応援人材バンクと保育指導監についてであります。

先般、北杜市の公立保育園をこれまで以上に充実させ、子どものすこやかな育ちを実現することを目指し、保育園充実プランをとりまとめました。その中で保育の質の確保・向上を図るため、子育て応援人材バンクと保育指導監の新設を盛り込んだところです。

子育て応援人材バンクについては、低年齢児の保育園入園率が増加する中で、必要な保育士数も増加し、保育士不足の状況があります。このため、保育士免許を持っているが、子育て等により、今、就労していない方などを対象にして、市に登録いただく仕組みを設けるというも

のです。これにより、保育士不足解消につなげたいと考えております。

保育指導監については、市役所本庁と各保育園の連携をこれまで以上に図ることを目指し、新たに園長級の保育士に市役所本庁で勤務してもらうことを想定しています。このような取り組みを通じて、質の高い保育の提供に努めていきたいと考えております。

次に、ファミリー・サポートセンターについてであります。

ファミリー・サポートセンターは、育児について手助けしてほしい方と手助けできる方が会員となり、市の職員がアドバイザーとなって連絡調整を行う組織であり、10月に運営を開始したところです。

会員数は11月末時点で依頼会員102人、協力会員61人となっており、利用状況については、延べで10月は5件、11月は10件となっております。

今後、利用の促進を図る上では、基本1時間700円となっている利用料金が課題ではないかと考えております。

次に、認定子ども園についてであります。

本市においては保育園のみが存在し、幼稚園が存在しないため、専業主婦家庭の方が子どもを預けにくい状況があります。このため、保育園充実プランの中で、保育園と幼稚園を一体化し、保育・教育・子育て支援を総合的に提供する認定子ども園の制度のモデル的な活用について検討することとしました。

認定子ども園を導入するに際しては、既存の保育園に幼稚園機能を持たせることを前提に、保育料をどのように設定するのか、幼稚園機能部分も含めてどこで所管するのか、現在の保育園の保育士ですべて対応するのか等の課題があり、これらの対応方針を整理していくこととしています。

いずれにしても、国が平成25年度に向けて、幼保一体化を含む子育てに関する新しいシステムを検討しており、その状況をふまえ、市としても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

清水壽昌議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

太陽光発電実証研究施設、いわゆる北杜サイトについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、施設用地取得の考えについてであります。

現在、施設用地として、平成19年度から平成38年度までの20年間を契約期間として地権者46人から年間約390万円で、お借りしていくこととしております。土地買収については、市の財政状況及び諸般の事情からして難しいと考えております。

次に、愛称についてであります。

北杜サイトについても村山六ヶ村堰水力発電所と同様に、覚えやすく好感を持てただけのような愛称を付けることは、広く市民の皆さまに親しみを持てただけのものと考えております。一方、現在検討しております第2次北杜市行政改革大綱の中には、本市内施設についてネーミングライツの導入も計画されております。これらの取り扱いについては、関係部署との連携を図りながら、庁内検討会において検討を進めてまいります。

次に、グリーン電力証書化の考えについてであります。

グリーン電力証書は、グリーン電力発電設備をみずから保有することが困難な企業などの環境対策に貢献していますが、発電事業者になる北杜市としては、発電電力量に付随する環境付加価値が北杜市から証書購入者に移転されるため、公共施設等に設置した太陽光発電から得られるCO₂の削減価値が認められなくなるなどの懸念もあり、制度導入は慎重に行う必要があると考えています。また国においては、現在、全量買取制度の実現に向けて検討を進めておりますので、その検討結果を見極めてまいりたいと考えております。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

清水壽昌議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

北杜市の農業への支援策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに販売施設の普及、観光産業との連携についてであります。

農産物等直売施設の充実を図るため、昨年度は道の駅はくしゅうと、長坂駅前直売所の増築工事による支援をいたしました。本年度も大泉地産地消の会が管理・運営する直売所であるパノラマ市場の増築に支援を予定しており、引き続き農産物直売所等の施設の充実と販売組織への支援を行ってまいりたいと考えております。また、観光産業との連携については、農産物直売所や農業体験施設を核として、地域の観光組織と連携しながら、体験型観光地づくりの充実を図ってまいります。

次に、6次産業化への支援策についてであります。

国において、農林漁業者等による農林漁業の6次産業化の促進に関する法律が12月3日に公布されました。北杜市農業の体質強化のためには、1次産業に農産物の加工、流通販売を加えた6次産業化により、新たな価値を相乗的に生み出し、雇用の確保と所得の向上を実現していく必要がありますが、市内においても、意欲的に6次産業化を目指す農家・組織も増えており、先進的な取り組みを行う組織につきましては、積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

次に、地産地消・食育のさらなる推進についてであります。

地産地消や食育については、食料の生産から食の安心・安全、賢い消費、食物残渣の堆肥化による循環まで、幅広く推進していくため、本年度は教育ファーム事業、親子食育教室、おはよう朝ごはんコンテスト、旬の野菜作り教室などの開催を通して、参加された市民の皆さまと一緒に食の大切さを発信してまいりました。また、地域に根ざした学校給食への取り組みとして、6月からすべての学校給食において、県内では初の試みとなる、7分づきの特別栽培米による米飯給食を導入したところであります。

なお、エコひいき地産地消推進店制度への取り組みにつきましては、市民一人ひとりが食や農を考え、関心を持ち実践することが重要であることから、現在、食育・地産地消協議会で委員の皆さまからさまざまな意見をいただき、制度化に向け取り組んでいるところであり、北杜市ブランドの確立とそれを後押しする制度として、いずれはリトリートの杜を進める北杜市としての、おもてなしの心につながるものになればと考えております。

次にブランド米 梨北信玄米生産への補助の継続拡大と堆肥への助成の継続についてであります。

梨北米については農家の皆さまの努力により、食味ランキングで5年連続特Aという最高の評価をいただいているブランド米であり、今後も農家がこだわりと自信を持って有機米の栽培が継続できるよう、市独自の制度であります有機堆肥等への助成を継続して、生産振興の充実を図ってまいります。

次に、育苗施設の充実拡大についてであります。

J A梨北によりますと、北杜市内3カ所の大規模育苗施設における平成22年度の育苗生産実績は約15万2千枚で、そのうち硬化苗については、高根の北部育苗センターと明野育苗センターを合わせても7万6千枚が限界であり、この生産能力では年々増加傾向にあります農家の需要に応えられない状況にあると聞いております。

したがって、これらに対応し新たに設備投資をしないで、既存の施設で効率的な育苗生産を行うためにも、田植え時期を6月ごろまで延期し、硬化ハウスの2サイクル利用を促進するとともに、遅い田植えなどの営農指導をJ A梨北に要請してまいりたいと考えております。

次に規格外米の食用加工、販売支援についてであります。

農林水産省の発表した平成22年産新米の検査結果によると、1等米の比率は全国平均で64.4%と前年より18.6ポイント減少し、平成12産米以降、最低であるとのことであり、J A梨北管内においても1等米比率が77.4%と、前年より17.7ポイント減少をしている状況とのことであります。

しかしながら、規格外である等外米については、現在0.58%とわずかな比率であるとのことではありますが、規格外米の食用加工や販売支援等については、最終的な数量を把握した中でJ A梨北と連携し、その対策について模索してまいりたいと考えております。

次に、所得補償制度の確立についてであります。

平成22年度の米戸別所得補償モデル事業における定額部分として、10アール当たり1万5千円を定額交付いたしますが、米価の急激な下落に対応するための変動部分についても、当年産の販売価格が過去3年間の販売価格を下回った場合には、その差額を算定し、交付されることとなっております。

なお、今後の情勢により価格の変動も想定されますが、戸別所得補償制度の充実が図れるよう関係機関に要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

清水壽昌議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

橋梁長寿命化について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、橋梁の点検の結果についてであります。

橋梁長寿命化計画策定のため、平成19年度から平成20年度にかけ、北杜市が管理する408橋の点検を実施しましたが、緊急対応が必要な橋梁や、速やかに補修等を必要とする橋梁が168橋ございました。

特に本市の特徴としましては、橋梁数が県内では甲州市に次ぎ2番目に多く、さらに昭和40年代から50年代の高度経済成長期に建設した橋梁が多いことや、中央道の建設時に架設された橋梁数が突出して多いことです。このまま推移しますと、将来ほぼ同時期に更新時期を

迎え、膨大な費用が短期集中的にかかることが懸念されます。

次に、長寿命化計画策定の状況についてであります。

損傷が激しく、補修での対応が不可能と判断された橋梁など、特別な場合を除き、架け替えは行わず、適切に補修を実施することにより橋梁の長寿命化を図ることとし、点検結果をふまえ、289橋の補修計画を策定いたしました。

次に、計画策定後はどのように工事を実施していくのかについてであります。今後はこれまで以上に、厳しい予算の範囲内での合理的な維持管理が求められます。このため、従来の対症療法的な管理から予防保全的な管理へと転換し、緊急性の高い橋梁から順次補修を実施したいと考えており、適切な維持管理を計画的に進めることにより、橋梁の安全性の確保を図り、予算の平準化、コストの縮減へとつなげてまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

清水壽昌君の再質問を許します。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

ただいま、答弁をいただきました。

来年度予算の編成についての考え方で、計画を1年ごとに見直していくということで、来年度についても監査委員の指摘、また事務事業評価の結果を受けてというふうな答弁がございましたけども、毎年、シーリングがかけられているということも聞いております。ただ、一律にシーリングをかけるということは、もはや難しい時期にきているのではなからうかと思えます。今、指摘事項等をしっかり精査する中で、その一律のシーリング、これとはかけ離れた考え方で、メリハリのある編成が必要かと思えますけども、お考えを伺います。

それから、ふるさと納税制度についてでございますけども、極めて順調であるというふうなことでございます。これは北杜市の動きが、いわゆる魅力あるものと、この活動の成果だろうと思えます。しかし、これらは増額に期待が持てるわけでございます。PRの仕方によっては、さらに増額されると思えます。先ほど、市長からも、その方向性が示されたわけですが、もう少し具体的に、広範囲にPRするような方法を、もうちょっと具体的にお伺いしたいと思えます。

それから定員の適正化計画でございますけども、当初、10年間で126人を削減するというふうな方向が出されて、先ほど答弁で76人の削減がされたということでございます。先ほど、私も申し上げましたけども、今の機構が続く限り、これ以上の一般職の減少というのは、非常に難しいのではなからうかと思えます。答弁にもございましたように、病院はこれから増えていく計画のようでございます。また保育園についても、人員を増やすことはしても減らすことはできないというふうな状況になるのではなからうかと思えます。この定員適正化計画につきまして、もう一度、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、庁舎の建設についてでございます。

庁舎の建設につきましては、位置が決定されるならばということでございます。23年度に庁内検討、24年度には検討委員会という計画であるそうでございますけども、これは一刻も早い調査の検討が必要ではなからうかと思えます。それについてのお考えを、もう一度、お伺

いをいたします。位置が決定されるならば建設に向かうことになりますが、庁舎建設に向けての資金計画について、お伺いいたします。非常に高額な経費が想定されますので、お伺いをいたします。

また、これらの経費の面につきましては、建設までの間が長期の年数が必要になりますと、経費的な面からしまして、分庁舎の、この前、われわれの会派の代表が提言してございましたけども、分庁舎の方向も検討の視野に入れることも必要ではなかろうかと思います。それらについて、ご答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

清水壽昌議員の再質問にお答えをいたします。

まず、予算の関係で一律シーリングをかけているというご質問でございます。

予算の編成におきましては、予算編成方針というものを掲げまして、そこで各担当部局、課に財政課のほうで指示を出しているところでございます。当然、それぞれの事項につきまして、例えば経常経費につきましては、前年の当初予算の何%範囲内で見積もることとかというふうに一律の指示は出してはございます。しかし、シーリング対象経費特別分ということで、必要ある事業については、メリハリのある予算を組まなければならないということで、特別枠分というものをシーリング以外に設けてございますので、その点に関しては、必要となる事業につきましては、特別にシーリング以外に予算を配当するという方式をとってございます。

○議長（秋山俊和君）

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

清水議員の再質問にお答えいたします。

はじめに、ふるさと納税制度についてのPRの拡大ということでございますけども、現在、われわれがやっていますPRの方法は、答弁で申したとおりでございますけども、それ以外に納税していただいた方につきましては、お礼といいますか、品物を送ったときに、また来年もというようなことで、引き続きやっていただけるような努力をしているということと、今後、考えられるのは、固定資産税の納税通知書が市外の方々がいらっしゃいます。そういった方々に、これらの制度があることを同封して、協力を依頼するというようなところを今後は考えていきたいというふうに考えております。

次に一般職員の減少で、定員適正化についてでございますけども、最初の1次の計画でございまして、1次の計画では平成27年度に、病院を含めた全体の職員を747人というふうに目標を定めてございました。1次を総括する中で、病院等の活性化といいますか、そういったところがございまして、病院等は人手を増やさないと、需要に応えられないというような状況がございまして、一般職は90人くらい減っているんですけども、総体的で80人くらいの減というようなことになってございまして、かなり一般職のほうに圧迫されているというような状況は、現実でございます。第2次で考えていく中では、類似団体等の定員を参考にしながら、一般職等の定員管理として、適正な人数を計画して決めていきたい。そして、なおかつ支所のあり方、それから本庁のあり方、業務の事業数、そういったものを精査する中で、減少してい

く職員数に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

三井副市長。

○副市長（三井弘之君）

清水議員から庁舎の問題について、再質問をいただいているわけでございます。

これは、先ほど、市長の答弁にもございましたように、非常に重要な問題でございます。私ども職員も常々、大きな課題として捉えているわけでございます。そういう中で、合併の当時、協議の中で、やはり分庁舎方式というものも考えられたんだろーと思ひますけれども、本庁舎を造ろうということで、考えられているわけでございます。そういうことも含めまして、23年、24年、検討する中で、いろいろなご意見も伺いながら対応していかなければいけない問題ではないかなと思ひます。

それから資金のお話が出ました。たしかに、非常に大きな資金が必要だろーと、このように思ひておりまして、まったく概略的に、ざくっとした概算でございますと、土地を考えませんで、建物だけを考えますと、今の庁舎の面積くらいですと、約25億円かかるのではないかと、こんな想定をしております。実は、これは庁舎建設に合併特例債が充てられるということになっておるんですけども、実は基準面積、基準単価みたいなものがございまして、25億円そのまま、合併特例債が充当できるかという、そうではございせんので、私どもが簡単に試算いたしますと、約10億円ぐらゐの合併特例債が、充てるとすれば充てられるという状況かなと思ひております。

それから資金問題につきましては、ご案内のとおり庁舎の整備基金ということで積ませていただひておりまして、今、11億円の金額になっているところでございまして。

いずれにいたしましても、先ほど来、お話を申し上げておりますように、非常に大きな問題でございますので、市民の皆さま方のいろいろなご意見を聞きながら、対応していかなければならない課題と、このように思ひております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

庁舎の建設の件でございますけれども、合併特例債が使える期間というものがあるかと思ひます。もし、これを使うとするならば、早い時期での検討ということが必要ではなからうかと思ひます。そうすると、23年度、24年度で検討委員会を設置してということになりますと、相当、向こうまでいってしまうのではなからうかという懸念もされるわけでございます。そういうようなことで、いわゆる、先ほど申し上げましたけれども、一刻も早いと申しますか、できるだけ早い検討委員会の設置が必要かと思ひます。そういうふうな点でのお考えをもう一度、お伺ひいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

三井副市長。

○副市長（三井弘之君）

ただいまのご意見を参考にさせていただきながら、進めてまいりたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

では、次の質問にまいります。北杜市の農業支援策はということでございます。

2番目に質問いたしました、いわゆる農業の販売施設の充実・普及と。それから観光産業との連携、6次産業化への取り組みというふうなことの中で、いわゆる農業というのは、なかなか体質を変えることが難しいということでございます。しかし、観光の産業との連携ということをとっていくためには、エージェントに受け入れられる体系化と申しますか、これが必要になってくるのではなからうかと思えます。これは、農業者個人個人で体系をつくるということは極めて困難で、不可能に近いというような状況であらうかと思えます。これを農業者自身、あるいは地区の観光業者といいますか、観光施設等との連携を持った中でも1つの体系化をしていかなければならないというふうに思えます。これは、農業者に投げておいたんでしたならば、これは進まないと思えますので、これらへの指導・対策をどのように考えておられるのか、具体的にお伺いをいたします。

それから農業への支援策を、るる伺いました。堆肥の支援も続けていただけるというふうなことでございます。しかし、育苗センターの問題で、現在の施設を有効活用する中でという答弁がございました。育苗センターの話を聞きますと、今の状況、現段階でも非常に苦慮しているということでございます。しかし、これを整備するについては、この育苗の経費だけで整備していくということは非常に難しいと。どうしても行政の支援がいただきたいというふうな要請もいただいてまいりました。やはり、高齢化に対応する地域農業ということを考えたときには、こういうふうな基本的なところ、これらについての支援が必要かと思えます。これらについての答弁をもう一度、お伺いしたいと思えます。有効活用には限度があるというふうなところを根底に置いた中でのご答弁をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

清水壽昌議員の再質問にお答えをいたします。

まず、観光と連携をした農業等との取り組みということでございますが、本市はリトリートの杜を立ち上げまして、いろんなことにチャレンジをしていただいておりますが、いずれにしても、観光客が求めるものは従来の温泉とか、いろんなこと等が変貌してまいりまして、やはり食、あるいは体験、そこにある歴史とか文化とかというふうに様変わりしております。したがって、観光の現在の組織と連携して、いろんなメニューをつくっていかないとということで、パッケージづくりも積極的に行っていただいておりますので、そのへんから支援をしていきたいというふうに考えております。

それから2番目の硬化苗に対する育苗施設の拡大ということでございますが、答弁でもお答えしましたように、現状ではたしかに硬化苗については、不足していると。また農業者の高齢

化により、植えるところまで苗をとという希望が多いとＪＡのほうからも聞いておりますが、抜本的に施設が必要となれば、またＪＡ梨北と協議しまして、高根で大規模施設を造りましたが、そんな形で農林水産省の補助がいただければ、それを検討しながら、ＪＡ梨北と連携しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水壽昌君。

○２０番議員（清水壽昌君）

農業問題で、もう１点、お伺いいたします。

今、所得補償制度でもって、定額の１万５千円を支給したということでございます。関税が撤廃されると、今の米の価格は暴落するというふうな想定がされます。定額の１万５千円にどのくらいの上乗せが考えられるのか。果たして、再生産ができるのか、できないのか、その点もお伺いし、これができないというふうな考え方でしたならば、これは政府の方針ですることですので、実態をしっかりと政府に伝えて、それが再生産のできるような所得補償制度に持っていくような働きかけを強力にしていきたいと思います。これについてのお考えを、もう一度、お伺いをいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

戸別所得補償制度につきましては、２２年度からの、民主党政権になりましてモデル的にスタートした施策でありまして、今日の新聞にも出ておりますが、山梨県は遅い支払いスタートということで、今日から定額部分の支払いがスタートいたしました。ただいま、申し上げました変動部分ですね、下落の部分とか、このへんはまだ出ておりません。これは国のほうで調査をして、３年間の平均ということですが、これについても数字は弾き出して、来年の１月をめどに支払っていくということであります。

すでにご案内のとおり、米以外も、国は麦、大豆等もやっていくんだということが報道でも出ておりますが、まだたしかなのはございませんので、それは国においても財源が問題になっているわけでありまして、本市でどうだということはないんですが、いずれにしても、国の推移を見ながら、適切に対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水壽昌君。

○２０番議員（清水壽昌君）

橋梁の長寿命化にかかる点検整備について、再質問を行います。

すべての橋梁についての点検・検討がなされたということでございます。厳しい財政状況のもと、これからは予防に重点を置いていくということでございますけれども、いわゆる長寿命化を図ることで、橋梁の寿命がどのくらい延びるのか、これは橋梁によっても違うと思いますけ

ども、大体、見たときに、どのくらい延びるのかということもお伺いしたいと思います。また、この長寿命化を図ることによって、財政的にどのくらいの効果が得られるのか伺います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

清水議員の再質問にお答えします。

1点目が、寿命がどのくらい延びるかというご質問でありますけれども、基本的にこの長寿命化の計画というのは、その前に橋というのは、一般的には50年ぐらいだといわれているんですね、一般的には。コンクリートのアーチ構造の橋梁。このものを、この長寿命化計画は、何年まで持たせるという目標値はないわけです。とにかく長く長く、末永く、予防的な維持補修を行いながら、長く持たせるというのが、この長寿命化計画の基本的な考え方であります。そういうことを前提に、財源的にどの程度の効果があるのかという2点目の質問でありますけれども、ただいま申し上げましたように、この長寿命化計画というのは、予防的に修繕を実施することによって、工事の大規模化を抑え、それによって、コストの低減化を図ることが、その目標。さらにまた、その費用負担が一時に集中するということがありますから、それを平準化して、細く長く費用の負担をしていこうというのが、この基本的な考え方でございます。

そういうことで、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、架け替えということを行うことなく、今後100年間にわたって、289橋の維持管理を実施することを前提として試算をしますと、従来のような大きな損傷、損耗が生じてから対策を講ずる対症療法的な手法では、約344億円を要するという試算が出ておりまして、これに対して、この計画の中で市が採用しようとしている予防保全的な手法によりまして、約175億円との試算結果が出ているということでございますので、トータル、約169億円ほどのコスト削減が図れるんだというものを見込んでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

長寿命化、一応、建設から50年ということは言われているわけですが、答弁では、長寿命化を図ることによって、どのくらい延びるのか、あるいはどのくらい延ばすのを目標にしているのかということをお伺いしたかったわけですが、何しろ、できるだけ末永くというふうな答弁をいただいたわけですが、では、その限界というのは、どのような状態になったときに限界なのか、これをお伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

清水議員の再々質問にお答えをいたします。

いつまでかという具体的なものは、再三申し上げますけれども、ないんですね。とにかく架け

替えをしないように、極力、長く延ばせるように、大きな傷みがくる前に手立てをするということでもあります。当然、そういう手立てをしても、橋梁がこれ以上、どうにもならないというときがくることも、これは誰が考えても明白でありまして、この計画は10年ごとに大きな見直しをするということになってございます。ですから、今、長寿命化を図るという前提に立って申し上げられることは、これが何年までもつのかではなくて、ずっともたせると。これが市の考え方でございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

10年ごとに見直すということですので、しっかりとした見直しをしていただきたいということで、ここの質問を終わります。

続きまして、子育て支援策について、お伺いをいたします。

子育て応援人材バンクでございます。市内で、今、家庭に入っていて、保育士の免許を持っている人たちの申請をお願いしたいということでございますけれども、今、市でもって把握している中で、どのくらいの方が市内に在住されているのか、これをお伺いいたします。また、その中で、どのくらいの方がこの応援人材バンクに登録が可能な人ではなかろうかというふうな推定がされているではなかろうかと思えます。そこについて、1点、お伺いをいたします。

また認定子ども園につきましては、保育士の資格は、この認定子ども園、保育園と幼稚園の機能を持たせるということですが、その保育士の資格はどのような資格が必要なのか。また、現在の保育士の資格の取得状況はどうか、お伺いをいたします。

またファミリー・サポートセンターで、先ほど負担金が課題であるというふうに言われたわけですが、この利用料金は時間単価が700円から1千円までに設定されてございます。より多くの利用をしていただくためには、助成をすることが望まれますが、お考えを伺います。これは、県内でもいくつかの市が、あるいは町が補助をしているようでございますけれども、その実態と北杜市の考え方を伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今、清水議員からファミリー・サポートセンターについて、ご質問をさらにいただいたわけですが、議員ご指摘のとおり、他市町村では利用料の一部の補助を行っているところがあるという、お話も聞いております。市でもそれらを参考にしまして、今後、補助でき得るよう、検討してまいりたいと思っています。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

清水壽昌議員の質問にお答えをいたします。

子育て応援人材バンクの対象となる人数についてのご質問でございますけれども、この数に

つきましては、まだ市のほうではどのくらいの対象人数がいるかというふうな、そういうふうな把握は行っていないところでございます。このような計画を立てましたので、これから対象人数等につきまして把握をして、バンクへの登録をお願いしていこうというふうに考えているところでございます。

そして2点目でございますけれども、認定子ども園の件につきましてでございますけれども、この免許を持っている方がどのくらいかというふうな内容、それから資格についてというふうなご質問でございますけれども、資格につきましては、片方、保育園免許だけでもよいというふうな状況もございますけれども、市内の保育士につきましては保育園免許、それから幼稚園免許を取得している方々が大多数というふうな状況にあるということでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

新しく設置されます認定子ども園、保育士さんの資格といたしますか、今の保育士さんの資格、今の保育士さんで対応ができるというふうなことでございます。安心いたしました。

またファミリー・サポートセンターについての利用料金の件で、市長から答弁をいただきました。補助をしっかりといただけるようお願いをいたしまして、答弁をいただきましたので、ありがとうございました。

続きまして、国民文化祭について、お伺いをいたします。

25年の1月から11月までの11カ月間、開催されるということでございます。先ほど答弁でいただきましたけれども、過去の県では、10日から2週間くらいで開催されているというふうなことですけれども、この長期間、開催するについての目的、これは非常に、今までとは大きな違いがあるのではなかろうと思います。この目的と狙いをお伺いいたします。

それから職員体制の件でございますけれども、現体制でいかれるというふうな答弁に受け止められたわけですが、定員の削減について、先ほども答弁をいただきましたけれども、そういうふうな状況の中で、現体制だけでいくということは、非常に難しいのではなかろうかと思えますけれども、その点について、もう一度、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

清水壽昌議員の再質問にお答えをいたします。

先催県と違いまして、ほとんど通年ということで開催されるということで、開閉会式、先催県の場合ですと、短期ですので、そこに集中してお客さんも来るというメリットというか、あると思います。山梨県につきましては、通年ということで、開閉会式等を県がして、そして北杜市の場合は自然が豊かでございますので、季節季節に応じたイベント等も特色あるものができる。山梨県についても同様でございますので、そういった四季をにらんだ形での文化的なイベントの開催ができるのではないかというふうに、メリットとしては考えております。

また職員体制につきましては、先ほど答弁にもありましたけれども、実行委員会等の立ち上げ

等を含めまして、現在、生涯学習課内で1人のリーダーが担当しておりますけども、実行委員会を立ち上げ、それからいろんな準備ということを含めまして、来年度以降はある程度、充実した職員配置等をしていかなければならないかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

清水議員の質問にお答えいたします。

この定員適正化計画を立てて、職員が減少になっていくと、現体制が維持できるのかというご質問だと思いますけども、平成25年度までに相当数の人数を削減していくというふうに、計画を今、考えております。そうなりますと、おおむね、現在、各総合支所は2課体制、それから教育センターと上下水道センターが4カ所ずつありますが、8カ所ございます。それに本庁がございまして、それらの中で定員を削減していくと、いずれにしましても全部の部署に今までどおり、職員を配置していくということとはできないということになります。事務事業評価等を行っておりまして、それらに基づいて、事務事業等を厳選していくというようなこと、それから支所と本庁の事務分掌の関係についても見直したり、それぞれ支所と、それから本庁の課の体制、担当の体制等を検討していきながら、削減された人数に対応していこうというふうには現在のところ考えておりますが、当然のことながら、各総合支所においても、今の人数が維持できるかどうかというのは、検討を真剣にしていかなければいけないということになると思います。

いずれにしましても、類似団体の人数からしますと、現在の今、北杜市の状況については、まだ一般事務職についても多いということです。財政健全化等を考えていきますと、やはり適正規模な人員の中で、適正配置をして市の業務を遂行していくところを考えていかなざるを得ないんじゃないかなというふうに思います。

非常に重要な課題ではあると思いますけども、いくつかの改革をしていく中で、それと併せて進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水壽昌君。

○20番議員（清水壽昌君）

今、職員の現体制、いわゆる全体の中での職員の現体制の話も伺いました。これは最初の質問でもって、おおむねのご答弁をいただいたところでございます。私が、ここで質問したのは、この国民文化祭に向けて、いわゆる今の体制の中で、国民文化祭へ向かっていくというふうなことです。今の体制の中から、国民文化祭へ人を向けることが、現体制で十分な人が向けられるのかどうかというところを、伺いたかったわけでございます。臨時の人も採用するような方向でないと、この文化祭というのは厳しいんじゃないかなと思います。この国民文化祭が大成功を収められるように期待を申し上げ、先ほどの職員体制についてのご答弁をいただいて、この事業が大成功を収められますように、市の対応をお願いして、質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

先ほど申し上げましたが、先催県のように短期で集中しませんので、過去にありました国体みたいに、多くの人員がそこに当てられるということはないかと思えますけども、さりとて全国規模の大会でございますので、ある程度の職員充実というものはお願いをしていきたいというふうに考えております。そして成功裏に終わりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

清水壽昌君の質問が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開を3時10分といたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時10分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続いて、再開いたします。

関連質問はありませんか。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

北杜市の農業の支援策の中の梨北米の件について、お伺いいたします。

先ほど本年度産米の品質、等級の低下に対しての質問がありまして、ご答弁がありました。その中で、米粉の加工経費等についての答弁もあったわけでありまして、話は違うんですけども、特に今年の注目された商品の中に白米を入れるだけで、米粉のパンができるという驚きの家電がありまして、これは5万円から6万円もする商品だそうですが、注文が殺到して予約待ちというふうな商品だそうです。新しい米の食べ方が本格的に始まったのかなと、そんな気もしている中であります。

そこで、先ほどの北杜米の等外の扱いについて、米粉としての取り扱いはどうかという質問があったと思うんですけども、市として、これまでの米粉の取り組みについて、お伺いをいたします。そしてまた、この夏の高温被害への対応というだけではなくて、ブランドの米の産地として、継続的な今後の取り組みをどのように考えているかをお聞きしたいと思います。

そして、もう1つ。昨年度のことだと思うんですけども、JA梨北から市の商工会に米の新しい食べ方について、研究・検討してくれということがありまして、商工会にお米を渡されたそうです。そのことについて取り組みをしたわけですけども、この件について、市はどのような関わりを持って対応されたのかをお聞きします。

それと、もう1つ。先ほどの答弁にありました県下に先駆けて、学校で米飯給食を取り入れたと。大変、素晴らしいことだと思うんです。これも北杜が米産地として、積極的に取り組んでいる証だと思うわけでありまして、それに併せて、この米粉によるパンですとか、麺類についての取り組みはどのようなことをしてきたのか、あるいはこれからしていくのか、そ

のへんの考え方について、お聞きをいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

それでは、千野議員の関連質問にお答えします。

今年は等外が大変、多かったと。逆に、等内が少なかったということで、等外につきましては、売りものにならない米、3級から次ですから、売りものにならないわけですが、800袋ほど出たということを梨北から伺っておりまして、答弁いたしましたように、これをどうするかということにつきましては、最終収量を確認して対応してまいりたいと思います。

それから米粉につきましては、あるメーカーでそういった機械を売りまして、大変、販売が好調だということですが、これにつきましては、ご承知のとおり、モデル事業とセットで、利活用で、米粉用の米は10アール8万円というのが、今、政府が出している方針で、これについても生産調整をしておるわけですが、これらのものをどう使っていくかということにつきましては、食農課のほうで、先ほど申し上げましたが6次産業ということで、商工会を中心に米粉を使用した新しい商品開発に取り組むということで、私どもの食育課が中に入りまして、今、模索をしているところで、まだお答えはできませんが、なんとか麺類等に使っていききたいということで進めております。

それから、商工会のほうから新しい食べ方、米粉以外ということでしょうか。米粉のことで。そうですか、ただいま申し上げましたように、米粉について、いわゆるおいしい米でありますので、米飯以外にも米粉で利用されればということで検討しております。

それから学校給食については、教育委員会のほうでお答えをいたします。

○議長（秋山俊和君）

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

それでは、関連質問にお答えをいたします。

米粉に使いましたパンですとか、あるいは麺類というものを学校給食に取り入れているかということだと思ふんですけども、はっきり調べてなくて申し訳ないんですけども、現在のところ、そういった対応をしているという話は聞いておりませんので、米粉を使ったパンとか麺というものは、学校給食では対応していないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

要するに、世の中での現象になっていること、米で作ったパンが人気あるということだと思ふんですよ。5万円も6万円もするパン焼き機が予約待ちになるということはね。そう考えますと、素晴らしい米があるこの地域だからこそ、その米飯給食だけではなくて、子どものうちから、その消費拡大といいますか、それこそ地元の米を食べるという、そういう文化をつくっていくためにも、ただ白米だけではなくて、パンとか麺類とかに加工して、この北杜市の子ども

たちは米の消費量が非常に多いよと。地元の特産品である米をこよなく、たくさん食べる。そして健康になるという、そういう地域づくりを戦略的に市として、教育委員会もそういう形で取り組んでいくという部分で、よその学校ではやっていないからではなくて、率先して取り組むべく研究をぜひ、してもらいたいと思うんですけども、そのへんの考え方について、ちょっとお伺いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

お答えします。

現在は技術革新というか、新しい技術も生まれていると思います。したがって、米を使ったパンとか、麺等につきましても、一般の企業ベースで製品化が具体化すれば、それはそれで積極的に使っていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

ほかに関連質問はありませんか。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

地産地消、食育のさらなる推進についての関連質問をさせていただきます。

地産地消というと、イコール学校給食というふうな感じで、行政が所管する施設関係のみのもので北杜市全体を巻き込んだ食育、地産地消にはまだほど遠いというふうな感じを受けておりましたが、食と農の杜づくり課ができて、どんなふうな展開をしていくのかというところで期待しているところでありますけれども、その中で先ほど、えこひいき地産地消推進圏制度への取り組みを行う。市全体の食や農の考え方に関心を持ちというところで答弁がございましたけれども、えこひいきという学校現場では、あまりいい言葉としてとられないわけですが、農産物とか、北杜市のものをご贖頂いただくという意味で取れば、このえこひいき地産地消の推進という制度は、ひとつ、期待されるものだなと思っているんですけども、農家にとっても、それから観光業者にとっても、自分の地元のものを誇りに思って、今、作っているという段階ではないんですね。ただ、作物を作る。直売所ができたおかげで、その近くで消費される方たちとの会話ができるというところはいいいんですけども、地元で自分たちの作ったものを料理して食べていただいて、ほかから来た方たちに喜んでいただいているという喜びを味わうところまでは、まだいっていないわけです。

この話の、えこひいき地産地消推進圏制度の確立を見ますと、地元のものを地元のお店で食べていただいて、ほかから来た方たちに喜んでいただくというふうなことになる、市民全体が自分たちの北杜市のものを誇りに思い、自慢に思い、よそから来た方たちにも、おもてなしの心という段階の中で、市全体の盛り上がりが出てくるんじゃないかと思うんですけども、このえこひいき地産地消推進圏制度をどのようにこれから広げていって、市全体にその雰囲気をつくっていくのか。それから、先ほどリトリートの杜とも関連をするということでしたけれども、リトリートの杜だけではなく、商工会、それから観光協会というふうなところ、それから流通のＪＡというふうなところまで含めなければ、これは確立してこないように思いますけど

も、その点、どのような考えの中で取り組んでいかれるのか。まだ計画段階だということですが、その大きな柱をお聞かせください。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

それでは、渡邊議員の関連質問にお答えします。

いろんな活動をしておるわけですが、えこひいき地産地消推進圏制度ということで、議員にも委員の中に入っていて、貴重な意見をいただきながら、今年からスタートして、なんとか制度の根幹をつくろうということで進めております。これにつきましては、さまざまな意見があるわけですが、いずれにしても農林業の振興、それから消費の拡大、それから先ほど申し上げましたが、北杜市ブランドをつくっていくというふうなこと。それから、これらが観光振興にもつなげていかなければならないということ。それから、もう1つは環境創造都市として、いろんな、バイオマスですね、いろんな残渣も活用しながら、それを循環していくことが、やはり北杜市としての姿勢であるというふうに思っています。

それで、先ほど申し上げましたが、観光客が求めているものは食でございます。やはり食は切り離せないということで、市内の皆さんが加工する方も、生産する方も、消費する方も、商業の方もみんながそういった考えを持って、お客さまを歓迎すると、もてなすということが、先ほど申し上げましたが、繰り返しになりますが、そういうことだと思います。それで、まだ立ち上がったばかりでございますが、また会議を随時、開催する中で、やはり盛り上がりをつくりながら、これは1年では無理かと思いますが、やはり会を重ねるごとに、市のそういった取り組みをアピールしながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

北杜市の食や農の可能性というのは、まだ未知数であると思いますけれども、こういうふうな1つの考え方を制度化ということになると、非常に官民一体、それから市民協働という形をとっていかなければ、定着してこないと思うんですね。私たちとしても自分たちの、作られたものが地元で食として食されているということに対しては、本当に農家にとっても張り合いになるし、誇りになると思います。ですので、この制度を官民一体の中、どういうふうに取り組んでいくかということをしっかり考えていかなければならないと思いますけれども、今、観光協会とか、それから商工会とか、そういうふうなところに働きかけをきちっとしているのか。1年では、どうにもならないという話は分かりますけれども、出発時点が、この成功につながるかどうかということは、大きな問題になると思いますので、その可能性を十分に秘めた制度だと思いますので、そのへんの取り組みの共同体制をどのようにとっていかれるのかをお聞かせください。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

繰り返しになりますが、商工会、あるいはJ A梨北、観光協会、リトリートの杜等々あります。さまざまな団体の皆さんと話し合いをしながら進めていかなければ、できないと。まず冒頭、申し上げましたが、名前だけ先行してしまったと。これはイメージとしては、エコをひいきしながら、市内で農産物加工品を売って、それがいろんな波及をということで、イメージが先行してしまったと。これは、土台はどうするんだという、今、話し合いを進めて、たしかにさまざまな意見が出ています。そんなことで、関係団体と意見を詰めながら進めていくこととしておりますので、よろしくお願いします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに関連質問はございますか。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

最後の国民文化祭につきまして、関連質問させていただきたいと思います。

先ほど、教育次長の話の中に準備の関係の職員体制、現体制で大丈夫なのかというふうな話の中で、国体のような短期集中ではない。11カ月という長期にわたってのことであるという話でしたが、お聞きしたいことは、私はたまたま、明日、リトリートの杜のことで質問を通告させてもらってありますけども、まさにこの1年を通じますと、職員の関係もそうですが、北杜へ来てくださったお客さまのことを考えますと、まさにこの着地型旅行の、今のリトリートの杜の3種の旅行業者としての力を発揮する、最高の場面ではないかなというふうに感じまして、1つお聞きしたいと思います。

と申しますのは、先ほどおっしゃっていましたが名所巡りなど、当初からあります24景などは本当に素晴らしいところで、十分にご案内できていると思っておりますので、そういった意味において、リトリートの関係の職員の方、また会員の方、そういった方々にも協力を依頼すれば、職員体制のほうも楽になるでしょうし、呼びいただいたお客さんにも十分なサービスができていけるんじゃないかということを感じまして、そのへんの関係を考えていくべきだというふうに思いまして、そのへんを質問したいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

利根川議員の関連質問にお答えします。

たしかに、そういった方にご協力をいただければ、大変、心強いと思います。先ほど申し上げました実行委員会等の立ち上げという形の中に、例えば入っていただいて、ご意見というか、そういった技能というか、知識を活用していきたいというふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございますか。

（ な し ）

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、22番議員、渡邊陽一君。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

平成22年12月定例会にあたり、明政クラブを代表して質問いたします。

一昨年秋の世界的な景気の後退から、わが国の経済はわずかに回復の兆しを見たものの、急激な円高は景気を低迷させ、高い失業率、長引く新卒者の就職率の低下など、雇用情勢も深刻な状況が続いています。

景気の低迷は、地域間経済格差の拡大を招き、国・地方の財政状況は、当該年度の歳入だけでは財源を賄うことができず、財源不足を補うため負債残高が増加し、国・地方を取り巻く財政環境は異常な事態を招いています。昨年に引き続き、本来は起債できない特例債、臨時財政対策費の発行により、なんとか財政を維持できているのが現状である。

さて、平成23年度の本市の財政見通しは、市税の減収が予測され、一般財源の増加は期待できず、国の子ども手当や社会資本整備一括交付金、高齢者医療制度などの動向が依然、不透明の中で、非常に厳しいものがある。これらは本格的に超少子化・高齢化が進み、人口減少社会を迎える中で、市税収入が落ち込み、地方交付税は平成27年度から段階的に減少、平成32年度には35億円の大幅な減収となることを、常に意識した行財政運営が求められています。来年度の予算編成時期を迎え、引き続き財政運営が余儀なくされる中で、本市の当面する課題について、4項目を質問いたします。

まず最初に平成23年度予算編成方針について、お伺いいたします。

例年、この時期は国や県の予算編成方針の考え方が固まり、これらの方針に基づき、並行して市町村の予算編成が進まれていく時期であります。国においては、先般、ようやく補正予算が追加したものの、来年度予算編成については、政局が不安定なため、財源確保の見通しがつかないなどの理由により遅れています。本市の予算担当部局においても、予算編成に非常に苦勞していることと察します。

こうした中で、国の平成23年度予算編成の基本方針の原案の全容が16日に明らかになった。6月に閣議決定した財政運営戦略の着実な実現が必要だとして、23年度当初予算の新規国債発行額は22年度当初予算の水準、44兆円以下とする。さらに国債を除いた一般会計歳出の大枠を71兆円以下とするとしている。

しかしながら先般、政府は緊急景気雇用対策として、来年度、法人税の5%引き下げを決定。それに伴い、1兆5千億円の減収が見込まれ、その代替財源をどう確保するかが依然、不透明な状況が続いていると。

北杜市は、これら各部局や各総合支所との当初予算の算定をしていく中で、国庫補助金などの財源確保の見通しがつかない中で、大変苦勞していることと承知していますが、現時点での本市の平成23年度予算編成方針について、以下2点を伺います。

1つ目、予算編成時期にあたって、基本的な考え方についてをお伺いいたします。

2つ目として、財政健全化計画をどう反映していくか。

大きな2つ目に、次に第2次行政改革大綱（案）について、お伺いいたします。

12月7日の定例議会の市長の所信表明の中で、来年23年4月から第2次行政改革大綱（案）の答申がされたとの行政報告がありました。第1次行政改革大綱は、平成18年3月に

財政の健全化、施策の再構築と市民との協働、市役所の構造改革とスリム化を基本目標として作成されました。平成18年の4月から平成23年3月までの5年間にわたり、公共工事の縮減、職員数削減、指定管理制度の導入など、110項目のアクションプランに取り組み、そのうちの7割が達成、3割が未達成とのことであった。それなりの成果があったと認識していますが、今回、答申された第2次行革大綱（案）の改革の基本理念の改革の基本目標について、何を重点課題に行政改革を進めていくのか、本市において超少子化・高齢化が進み、引き続き厳しい財政状況が続く中で、第1次行革大綱の反省点もふまえ、これら第2次行革大綱（案）答申に対しての市の基本的な考え方について、以下、伺います。

第1に、第2次行政改革大綱（案）における重点課題は何か。

2番目として、第2次行政改革大綱（案）に対する基本的な考え方をお尋ねいたします。

大きな3つ目に移ります。次に下水道整備事業の現状と今後についてをお尋ねいたします。

市の下水道整備は、昭和50年代から公共下水事業及び農業集落排水事業に取り組む中で整備を進め、約30年余りが経過しつつあります。このような中で、平成21年度決算における下水道整備に対する負債残高は、公共下水及び農業集落排水事業を合わせ、351億円と聞いております。これは北杜市全体の起債残高の約38%にあたります。また毎年、20億円余りの負債の返済があり、下水道会計を圧迫しており、一般会計から多額の繰出金を余儀なくされています。

こうした現状の中で、先般の新聞報道によると、全国の下水道事業の債務残高は31兆円に達しており、公共公営企業法による料金収入だけで賄える団体は1割程度しかないと報じられておりました。また汚水処理人口は、山梨県75.4%、全国では85.7%と、いずれも高い普及率となっています。本市でも今後、認可区域内の下水道整備が計画されていますが、北杜市のような広大な面積の中、集落が点在している地域に下水道のような管路を敷設するには、多額の費用がかかります。生活環境の向上や水質保全には下水道整備は不可欠ですが、これらは線から点への整備、すなわち合併浄化槽への整備転換も必要ではないかと思えます。

そこで4点について、お伺いいたします。

下水道の推進状況は。

今後の整備計画について、お尋ねいたします。

ただいまの接続状況と普及対策について、お尋ねいたします。

下水道エリア以外の対策はどのようになっているか、お尋ねいたします。

大きな4つ目の、最後に指定管理者制度の状況について、お尋ねいたします。

平成18年に指定管理制度が導入され、5年目を迎えました。今回、67施設が初めて更新時期を迎え、管理運営に問題点がある施設や今後、類似施設の統廃合を含め、見直しが必要な施設もかなりあると思われますが、更新及び全体的な考え方や施設管理の指導状況について、以下5点を伺います。

更新状況及び更新時期にあたり、特に問題点はないのか。

2つ目、管理運営状況に課題が見られる施設への指導の状況をお尋ねいたします。

3つ目として、指定管理施設全体では、直営時との比較で、どの程度の経費縮減が図られていたか。

温泉施設の利用状況は。将来的に統廃合は考えているのか、お尋ねいたします。

5つ目、最後に道の駅や地産地消施設等の連携は、どのように考えているか、お尋ねいたし

ます。

以上、明政クラブを代表して、質問を終わらせていただきます。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

渡邊陽一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

平成23年度予算編成方針について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、予算編成時期にあたっての基本的な考え方についてであります。

来年度の当初予算編成にあたりましては、予算編成方針を作成し、昨年度に引き続き、公共事業費や経常経費等のマイナスシーリングを設定した上で、今後の交付税縮減に備えた予算規模の縮小を目指すとともに、事業の選択と集中を図り、長坂統合小学校の建設や福祉関係経費等の義務的経費の増加に備えることによって、北杜市総合計画の着実な推進を図っていくこととしております。

また、国・県の補助負担金等の動向については、速やかに情報を集め、適時・適切に対応していくとともに、市債残高の削減への取り組みも積極的に続けてまいります。

次に、財政健全化計画の予算編成方針への反映についてであります。

今後、予測される厳しい財政状況に対処していくため、昨年6月に財政健全化計画を策定し、当初予算時の予算編成方針において、行財政改革アクションプランを基本に数値目標等を示し、適切な財政運営を図っていくこととしたところであります。

今回、第2次行政改革大綱・行政改革アクションプランでは、公共事業費や市単独補助金の縮減のベースとなる数値目標を示すこととしているため、予算編成方針においても、それをふまえた内容として策定し、現在、予算編成を進めているところであります。

次に下水道整備事業について、いくつかご質問をいただいております。

今後の整備計画についてであります。

公共下水道事業は、平成21年度に策定しました下水道事業の見直し計画に基づき、処理区域の組み替えや編入などの効率的な整備を進めていくとともに、事業費負担の軽減を図るため、事業実施期間の延伸の検討や老朽化する施設の延命化、長寿命化などの改修計画の策定にも取り組んでまいります。

また、農業集落排水事業は、白州町横手地区が平成23年4月の供用開始をもって補助事業は終了となりますので、平成23年度は、単独事業の横手地区のマンホールポンプ設置工事と長坂町小泉南部地区の管渠布設工事を最後に、施設整備は完了となります。

今後は、処理場等の施設が老朽化していることから機能強化調査を行い、延命化に努めてまいります。

次に指定管理者制度の状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、指定管理施設の更新状況等についてであります。

指定管理者制度は、公の施設の管理について適正かつ効率的な運営を図ることを目的とし、民間能力の活用による公共サービスの向上と経費の削減を図ろうとするものであり、現在、96の協定により136の施設で、この制度を導入しています。

このうち67施設については、今年度末をもって協定期限を迎えるため、今後の運営方法等について指定管理者制度の趣旨・目的に添って検討した結果、10施設については直営として管理することとしました。また、北の杜聖苑とオオムラサキセンターの2施設について、新たに指定管理者制度を導入することとし、計59施設について指定管理者の選定を行ってまいりました。

次に、直営時と比較した経費縮減の状況についてであります。

導入時点の経済状況と現在の経済状況等を考慮すると、一概にその金額だけで指定管理者制度導入の効果が図れるわけではありませんが、平成23年度の年度協定見込み額と直営時の比較で、約2億9千万円程度の経費の縮減が図られています。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

渡邊陽一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

はじめに第2次行政改革大綱（案）における重点課題と、それに対する基本的な考え方についてであります。

第1次行財政改革アクションプランの取り組み状況において、未達成となっています取り組み項目を見ましても、重点課題は健全な市財政の確立、市税等の収納率向上と負担の公平化の実現、市民との協働による事業の展開と情報の共有化、事務事業の根本的見直しと民営化、民間委託の推進、新たな経営改革の研究と活力ある組織づくりの推進の5項目であります。

健全な市財政の確立では、財政健全化の指標であります実質公債費比率18%未満を達成し、県内で本市のみとなっています起債許可団体からの脱却を図ることとしております。また、市税等の収納率向上と負担の公平化の実現においては、収納率の向上に努めます。

次に、市民との協働による事業の展開と情報の共有化においては、市民との協力関係を構築するとともに、広報・広聴機能の強化を行います。また、事務事業の根本的見直しと民営化、民間委託の推進においては、事業仕分けの実施や類似施設等の整理統合の検討を行います。

次に、新たな経営改革の研究と活力ある組織づくりの推進では、組織・機構の改革として、市役所本庁舎の位置の決定と総合支所、出張所のあり方について、検討することとしております。一方、公共施設の老朽化や施設改修などの今後の財政負担を考えますと、多機能化による類似施設の有効活用や整理統合を検討することが必要となりますので、庁内に職員による検討会を設置し、市民に施設の状況や今後の財政負担などを周知しながら、検討してまいりたいと考えております。

次に指定管理者制度の状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、管理運営状況に課題が見られる施設への指導についてであります。

指定管理施設については、年度の業務終了後、指定管理担当とその施設の所管課により15の項目について業務評価を行っています。その結果については、指定管理者に通知するとともに市のホームページで公表しています。

未達成項目のある指定管理者には業務改善計画書の提出を求め、今年度から改善計画書の実施方法等を確認するため、実地指導を行っています。

今後とも指定管理者制度の意義を十分理解する中で、運営について指導を徹底してまいる考

えであります。

次に、温泉施設の利用状況と将来の統廃合についてであります。

温泉施設の平成21年度の利用状況は、12施設で123万8千人となっています。また、将来の統廃合については、利用状況や今後の利用者数の見込み、指定管理料等の維持管理経費、施設の老朽化による今後の修繕の見込み額等を見積もり、総合的に検討する時期にきていると考えています。

なお、第2次北杜市行政改革大綱において、温泉・入浴施設の民営化等についても検討を行うこととしています。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

渡邊陽一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

下水道整備事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、下水道の進捗状況についてであります。

特定環境保全公共下水道の進捗状況は、平成21年度末で進捗率は91.5%で、本年度は大泉町の大泉浄化センター増設工事、管渠布設工事及び小淵沢町、武川町での管渠布設工事、舗装復旧工事を実施しております。また農業集落排水事業は99.6%の進捗率で、本年度は長坂町の小泉南部地区の管渠布設工事及び白州町横手地区の污水处理場建設工事、ならびに管渠布設、舗装復旧工事を実施しております。

次に接続状況と、その普及対策についてであります。

下水道事業は、市民が下水道へ接続することにより、はじめて生活環境の向上、公衆衛生の確保、公共用水域の水質保全などの下水道としての公共的機能が発揮されるものであり、また料金収入も図られますので、接続促進は下水道運営の重要な課題であります。

下水道接続率は、平成20年度末は公共下水道74.5%、農業集落排水74.3%、平成21年度末では公共下水道76.9%、農業集落排水76.7%と、それぞれ2%の増加となっています。

下水道への接続には、多額な経費がかかることや後継者がいない高齢者世帯といった諸般の実情はありますが、早期に水洗化率を改善し、施設の利用効率を高めるためにも、接続促進は急務であると考えます。

広報紙やチラシ、ケーブルテレビなどで周知・啓蒙を図っておりますが、今後は排水工事指定店やNPOなどを活用して、積極的な啓蒙活動の推進、先進的事例や接続促進のための手引書である接続促進マニュアルなどを参考に、未接続世帯がどのような状況であるのか把握するための戸別訪問など実施し、加入促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、下水道エリア以外の対応策についてであります。

市では、下水道エリア以外の下水道施策としまして、合併浄化槽設置整備事業を活用し、生活排水による公共用水域の水質汚濁及び地下水の汚染を防止することを目的に、合併浄化槽の設置を行う者に対し、その設置及び改築に要する経費の一部を助成するため、補助金を交付しています。

補助金交付設置基数は、平成20年度は168基、平成21年度は169基、本年度はこれ

までに159基が設置されている状況であります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

渡邊陽一議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

指定管理者制度の状況についてであります。

道の駅や地産地消施設等の連携についてであります。道の駅や農産物直売施設など市内の農産物の販売を取り扱う直売所には、それぞれ地域の生産者組織があり、その会員にならないと出荷することができない例がほとんどです。このような施設をさらに活性化するためには地域の壁を取り払い、市民であれば誰でも加入できる組織であり、直売する農産物も品数を豊富にし、消費者目線に立った販売を展開していくことが好ましいのではないかと考えております。

今後は、このような考え方を啓発するとともに直売所間の連携を強化するため、直売所等の代表者で構成する連絡会を組織し、情報交換を行う中で協力体制を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

渡邊陽一君の再質問を許します。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

平成23年度の予算編成についてを再質問させていただきます。

予算編成につきまして、市民の皆さんに広報、ホームページを通して、市民に周知する考えはあるかどうか。それと、第2次行革大綱では大変、皆さん、予算編成の3%を削減しているが、ここで公共工事費とは何を指しているか。公共工事の3%を削減するのに。そのへんの問題をお尋ねいたします。

それから、大きな2点目の第2次行政改革大綱（案）について、第1次行革は5年で行っていましたが、第2次行革大綱（案）の計画期間を2年短縮して3年としたわけは、どんなわけなのか。ちょっと、そのへんをお尋ねしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

渡邊議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目については、予算編成方針について、市民に周知する考えはあるかというご質問だと思います。

予算編成方針というのは、庁内各課が予算要求をするときに、その指針となるべきものを配布しておるものでございまして、3月議会の予算案をお示しする際に併せて、市民に公表してまいりたいというふうに考えているところでございます。あくまでも予算編成方針というのは、執行内部での資料だというふうに考えてございます。

次に公共事業とは、何を指しているかというご質問だと思います。

公共事業というのは、国または地方公共団体が実施する道路河川、上下水道、公営住宅等の社会資本整備のための事業でありまして、そこから災害復旧事業にかかる事業は除くというふうに定義をしているところでございます。それが定義になってございます。

次に3点目として、アクションプランが第1次は5年であったものが、3年間というのはどういう理由かということでございますけれども、今、申したとおり、第1次のアクションプランについては、5カ年計画をしたところでございます。しかし、現在の社会状況等を見るに、その変化が目まぐるしく変化をしております。行政も、その社会の動向等に素早く対応するには、やはり5年ではなく3年としたほうが、敏速な対応が取れるだろうという考えのもとに、3年間としたところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

下水道事業整備について、お尋ねします。

下水道事業がもう92.2%、96.6%と下水道工事がかなり進んでいるのが、本市におきまして、接続部分が、ちょっとそのへんが、お聞きする中で76.4%、6.9%、76.7%というふうな、21年度ですけども、下水道料金の統一に向けての審議状況と、それから24年度の4月から統一料金は、どのような形で皆さんに周知させていくのか、そのへんもちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

渡邊陽一議員の再質問について、お答えをいたします。

下水道料金の統一の審議状況ということで、ご質問をいただいているようですけれども、下水道料金の統一につきましては、昨年4月に下水道審議会へ諮問を行いまして、現在まで10回の審議を行っています。

統一の基本的な考え方ですけども、まず料金の統一、一本化を優先に考えております。そうした中で、料金の設定でございますけれども、国の指導のあった全国平均値、これは使用料単価でございますけれども、1立方メートル150円を目途に、今、調整をしているところでございます。

それから現在の各町の使用料金でございますけれども、これは世帯割、平等割等がございます地域、それから定額の地域、それから従量制の地域等がございます。安易に比較することはできませんけれども、1カ月あたり20立方メートルを使用した場合の家庭で比較いたしますと、一番高いところが明野町の公共下水の3,250円でございます。一番安いところが高根町の公共の駅前ということで1,980円になっておりまして、その差が1.6倍ほどありますので、これらの調整をしたいというふうに考えております。

それから料金体系でございますけれども、まず統一料金体系の中では基本料金を設けようと。

基本料金につきましては、10立方メートルを基本として考えていく考えています。それから累進性の導入を図っていきたいということで、累進性の使用料単価を採用することとしております。

それから下水道の使用料を算定するには、市の水道の使用料を汚水量として算定していこうというふうな形で調整をしております。また水道以外のものにつきましては、井戸水、それから地下水等も利用している場合もありますので、それにつきましては流量計等も付けた中で測っていこうということを考えております。

また、今、定額制、それから均等割、世帯割という地域につきましては、当然、使用料が多くなりますと、現在の使用料も大幅な値上げになってしまいますので、そのへんの急激に値上がりするところにつきましては、経過措置を設けたいなという形で考えております。

それから受益者分担金の調整でございますけれども、受益者分担金については、今回の見直しの中では行わないというふうな形でございます。

それから一番問題なのは、財政健全化の問題でございますけれども、これにつきましては、基準外繰出につきましては、農業集落排水、公共を合わせまして、現在、6億8千万円ほどを一般会計から繰り入れているわけですが、これにつきましては、第2次の行政改革大綱の中にも謳ってございますけれども、3年間で6.4%の削減を図るような形の中でやっていこうかというふうに考えております。

それから適正な料金設定をしまして、料金収入を図るということですが、現在は公共下水道の場合でございますけれども、使用者からもらっている1立方メートル当たりの単価につきましては143円。それを処理する単価が576円というデータも出ております。また農業集落排水につきましては、使用料133円いただいて、744円で処理しているというような開きがございまして、これらにつきましても、どの程度が受益者負担をいただけるかということもあるわけですが、そのへんの問題についても、現在、検討しているところでございます。

そうした中で、現在、当初の予定でいいますと、年内の答申をということでございましたけれども、最終の調整を年内でいたしまして、年明け、明年早々、市長のほうに答申をしたいというふうに考えておりまして、実施時期につきましては、24年の4月から料金を統一したいというふうに考えております。

そうした中で、答申後につきましては、担当課で試算案をつくりまして、また議会等へ説明しながら、年度が変わりますけれども、市民への説明をしていきたいというふうに考えております。そういう中で、周知をしてまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊陽一君。

○22番議員（渡邊陽一君）

指定管理制度の状況について、また再質問をいたします。

先ほど各道の駅、地産地消等の横の連携はということでお尋ねしまして、指定管理でいろいろな人たちが指定管理している。しかし、その中で、市内7カ所ありますが、そのうち農家生産販売の取り扱いが、量が多いところ、少ないところ、足りないところ、いろいろありますが、横の連携をとりながら、お互いによく仕組みをつくりながら、とれないかと。横の連絡

でもって、足りないところには多いところから持っていくというふうな、お互いに指定管理でとっていますけども、そのへんは行政のほうで、何か取り組みをとっていただけるかどうか。それから将来的に行政管理になじまない指定管理施設がありますが、それは民間への売却も検討できるかどうか、その2点をお尋ねいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

渡邊議員の再質問にお答えします。

先ほども答弁いたしましたが、こういった施設、道の駅、あるいはその中にある農産物直売施設ということですが、指定管理をしている施設と、そうでない施設が、半民営のようなものがあります。おっしゃいますとおり7カ所、8カ所あるわけですが、基本的には指定管理者、あるいは生産組合の代表者等々を組織しまして、その中で意見交換をしながら、議員おっしゃいますように、市内地産地消施設でありながら余っているとか、また足りない施設、また生産品目がない施設があります。ずっとローカル色だけでなく、やはり北杜市内で採れたものですから、北杜市内で消費されるということを考えますと、当然、このへんのことはしていかなければならないということを考えておりますので、活性化も含め、農業・農家の皆さんの振興策として、これを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

渡邊議員の再質問にお答えをいたします。

将来的には、行政管理になじまない指定管理施設の民間売却へという再質問でございます。

当然、多くの公共施設を有している本市でございます。類似施設の統廃合や民間への売却というものは、今後、多くの課題になってくると思っております。施設によっては、指定管理者制度による民間能力の活用から、可能であれば、さらに民間営農を視野に入れた検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。今回のアクションプランにおいても、類似施設の整理統合ということで、その検討がなされるように計画が入っているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

お諮りします。

あらかじめ、会議時間を延長したいと思います、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

それでは、ここで暫時休憩をとりたいと思います。

再開を4時20分といたします。

休憩 午後 4時08分

再開 午後 4時20分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

渡邊陽一君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

平成23年度予算編成方針について、関連質問をさせていただきます。

1つとして、予算編成過程において、事業選択を財政担当者が行ってしまうことはないか。総合計画や実施計画に基づいて、予算編成を行っているかどうか、伺います。

2点目として、本市の標準財政規模は約200億円ありますが、来年度の一般会計の当初予算の規模はどの程度、現時点で見込んでいるのか、お伺いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

お答えをいたします。

予算編成の仕方といいますか、その関係だと思えますけれども、予算編成につきましては、毎年度の経済状況や国、県の動向等を見ながら、また本市の総合計画、実施計画、行政改革、アクションプラン、決算での監査や議会での指摘事項、また財政健全化計画等々、いろいろな指標、方針等を判断材料にふまえて、進めているところでございます。その予算案というもののにつきましては、当然、限られた財源でございます。その中で、事業担当者と予算担当者とが互いに議論をしながら、お互い汗をかきながら、つくり上げていく過程を経た成果として、議会に提案を申し上げているところでございます。

2点目の予算規模が、昨年と比べてどの程度になるかというご質問でございます。

先ほど申したとおり、現在、予算編成作業を進めているところでございます。財政的に言えば、できるだけ少ないほうがいいんですけども、そうはいつても必要な予算というものは、当然、措置しなければならないということでございます。平成22年度の当初予算、283億9千余万円でございます。それを下回るよう目指して、今、予算編成作業をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

私、今、予算編成で質問をしたのは、先般、行革大綱が答申されました。今まで5年間で3年間、スピード感をもって行革を進めるという行革推進委員会からの提言もありました。そして職員の人事配置についても、行革推進ができるような体制づくりをしろという答申、提言だと

思います。それは執行も十分、留意した中で、行革を進めていると思いますが、私は今、合併して6年が経ちました。あと4年で、先ほど来、出ています平成27年から交付税の35億円が段階的に縮減され、32年から35億円なくなります。そういう意味で、今さら準備、そういう先進的な意味も含めて、予算規模、本来は、標準的な人口の市町村では、200億円ぐらいだと思いますが、来年度は長小の統合とか、特別な事業費が当然、あがるわけですが、私としては250億円ぐらいで、ただプラスアルファ、大型事業、経済対策があれば、当然、300億円いくと思いますが、そういう姿勢でいるか、そのへんの気概というか、姿勢について、質問をさせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

予算規模のご質問だと思います。

当然、先ほどからお話が出ていますとおり、平成27年度から本市の歳入の4割近くを占めている交付税が減額されるわけでございます。当然、それに伴う予算規模というものも考えながら、予算編成はしていかなければならないというふうに思っているところでございます。市民の皆さんにも周知を図りながら、来たる縮減に対応した中で、予算編成を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

ほかに関連質問はございますか。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

下水道整備事業の現状と今後について、2項目について関連質問を行います。

まず1つ目としまして、下水道事業特別会計の繰出金大きな財政負担になっています。経営改善に向けての努力と今後の取り組みについて、伺います。特に基準外繰出金を縮減する取り組み、先ほど部長が6億8千万円と言いました。この取り組みについてはどのような関係をしていくか、1つ目として伺います。

2つ目としまして、これからも本市では人口減少、高齢化が進む中で、エリア外はもちろんのこと、エリア内であっても、特別な事情がある場合には合併浄化槽の普及に組み替えるべきではないかと考えますが、その2点について、関連質問をいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

坂本議員の関連質問にお答えをいたします。

まず、下水道会計の基準外の繰り出しの削減ということでございますけども、私、先ほど6億8千万円と申しましたけども、今年度、21年度と比較しますと、全体で、本年度が18億5千万円を一般会計から繰り入れている状況ですけども、対前年1億3千万円の減額になっております。そのうち、基準外の繰入金でございますけども、今年度6億3千万円、先ほど言いまし

た6億8千万円ということで、5千万円ほど減額を、今、しているところでございます。

そうした中で、下水道整備につきましては、先ほども言いましたけども、多額な資金を必要としております。北杜市のように、こういう集落が散在しているところにつきましては、応分の経費負担がかかるわけです。それにつきましては、すべて補助金と起債というふうな形の中で、財源措置をしてございます。補助金につきましては単年ベースでいただきますけども、起債につきましては、向こう30年間の負債ということで、それらが重く押し掛かって、今の歳出の中での公債費の負担が基準外の繰り入れという形になっておりますので、先ほど申しましたけれども、第2次の北杜市行政改革アクションプランの中でも、基準外の繰り出しについての目標数値を掲げております。先ほど言いましたように、25年までに6.4%の削減を挙げております。具体的な取り組みとしましては、どうしても料金改定の中での料金収入ということになりますと、先ほど言いました国が示す適正な料金の統一、それから施設整備の要するに縮減、それから延伸、先延ばしですね。そういうものを進めるとともに、また人件費の節減など考慮いたします。また、38あります処理場の維持管理費でございますけども、これらの管理業務の見直しや、また接続率の向上に努めて、経営改善を図っていききたいという中で、基準外の繰り入れについては、削減を進めていきたいと考えております。

また、もう1つの下水道エリア内への合併浄化槽の設置というご質問でございますけども、北杜市は合併する前に、須玉町の須玉の第三処理区というところ、これは増富地区でございますけども、ここにつきましては、投資効率を考えた場合に、下水道整備よりも合併浄化槽のほうが、経費が節減できるということで、計画を見直しまして、市町村型の合併浄化槽の設置に移行するような考えで、今、変更認可をとっておりますけども、そういう部分につきましては、合併浄化槽の補助金をいただいて、整備ができるわけですが、原則としまして、市で合併浄化槽の設置の推進をしているものにつきましては、国、県の財源というか、補助金をいただきながら、先ほども言いましたように、年間160基何がしの整備をしているわけでございます。これにつきましては、原則として、下水道の整備費の区域以外、認可の取ってある以外のところの整備を合併浄化槽でしようという計画で、今現在、進んでおります。

議員おっしゃいますように、下水道の認可区域外の場所についても、これは管を引いていくよりも、点の合併浄化槽の設置のほうが投資効果が安くて済む、目的が達成されるという個所もございます。今後は、先ほど答弁の中にありましたように、公共下水につきましては、現在、進捗率が91.5%でございます。あと9%残っておりますけども、このエリアにつきましても、非常にだんだん、残された地域でございますから、この部分についての見直しを行いながら、今から線の整備から点の整備に移っていくような考え方をしていきたいというふうに思いますので、もう少し、課内で検討させていただきながら、経費の縮減に努めるような形で、合併浄化槽の整備推進を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに関連質問はございますか。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

指定管理制度の状況について、何点か質問させていただきます。

今回、136施設のうち67施設が更新の対象となりました。5年については、初めての更新期を迎え、直営に戻した施設が10カ所など、さまざまなケースが見られたところであります。指定管理施設には、8町村が合併したということで、類似施設が数多くありますが、老朽化等の影響により管理運営費が財政負担に大きく押し掛かってくるということが予想されるわけであります。

そこで、施設の必要性・経済性を検討して見直す必要があると考えますが、特に温泉施設や農業施設については整理統合や、また先ほど若干、答弁があったと思いますけども、民営化への検討が必要と考えられますが、ご見解を伺います。

また、先般の協議会で問題点があると指摘されました体育施設の管理運営は、施設の目的上、今後の更新時には内容を熟知している体育協会等がNPO団体などの資格を取り、またそのような指導を行政がし、管理運営ができるような体制づくりが必要ではないかと考えますが、その点も伺いたいと思います。

また今回、初めての更新施設で、選定委員会での評価件数が非常に接戦でありまして、選定委員の見解が分かれたが、指定管理者が変わる施設が1件ありました。その点について、最終的にどのような考えで選定したのか、伺いたいと思います。

また、先般の協議会での説明に対する質疑での問題点や反省点を含めて、施設の今後のあり方についても、さらに検討をする時期に来ていると思いますが、その点につきましても、総合的に見解を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

三井副市長。

○副市長（三井弘之君）

私のほうからお答えをさせていただきますが、まず指定管理施設も当然でございますけども、今お話がございましたように、市内に公共施設が相当ございまして、それらについて、実は旧町村から引き継いで、正直なところ、台帳も引き継いだままのような状況で推移してきているのが事実でございます。やはり今後、そのような施設をどのようにしていくか。橋の長寿命化の話もございましたけども、それらも含めまして、施設を長くもたさなければならない。あるいは整備統合も必要だろうということを、私どもも課題として感じておるところでございます。

それで、少し、その施設ごとに施設の中身と、それから利用状況とか、今後どんなふうにもっていけるのかというような、施設ごとの白書的なものですね。単なる台帳ではなくて、そんなものが検討できないかなということで、今、ちょっと庁内で検討しているという状況でございます。

そういう中で、当然、指定管理に出している施設等につきましても、先ほどの答弁の中にもございましたが、例えば民間にお願いしたほうがよりよい運営ができるだろうというような施設につきましても、そのような方向に持っていくべきだろうということも考えておるところでございます。

それから問題といたしますか、利用者からのいろいろな意見がございまして、そういう施設につきましても、今回の指定管理の施設の中にもございました。まず、選定の委員会がございま

して、私もその委員の一人だったものですから、そのへんの状況もお話ししますと、それぞれのお立場の中で、ご自分の意見なり、点数なりというふうなものを付けましたけれども、その点数だけで決めるというのではなくて、こんな点数の状況になっているけれども、どうでしょうか、こういうことで、皆さん、総体として合意ができますでしょうかという中で、当然、点数も参考にはしましたけども、そういう、皆さんの総意の中で施設の、ここに選定したほうがよろしいんじゃないだろうかというような経過がなされたところでございます。

そして、問題と申されますか、なんか、利用者からのいろいろなクレームがある、なしにつきましては、あるいは担当課の職員も呼びまして、今の状況とか、担当課の考え方もそれぞれ聞く中で、判断をしてきたものでございます。

やはり指定管理を希望する団体というのは、それぞれ考え方がある中で希望をされていると思いますので、こちらからどういうところが好ましいとかというのは、申し上げる立場ではないのかと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

ご答弁、分かりました。

そこで、私は指定管理につきましては、当然、職員の皆さんから行政の皆さんが本当に熱意を持って頑張っておられると思うんですけども、ただ、ただいま出ましたように、利用者、使用者、それから直接、そこに関わる方々の、本当に生の声といえましょうか、そういうものをしっかり把握する必要があるかなという思いもあるわけでございます。執行の皆さんに言わせると、それは十分、承知をしているということだと思いますけれども、私たちが巷を、町を歩きますと、やっぱり、なかなかここに収集できない方々もおりまして、そのようなことをなんらかの形で収集して、それを反映するということを考えていただけたらなと、こう思います。ちょっと、そのへんにつきましても、ご答弁といえますか、見解をお願いしたいなと思います。

○議長（秋山俊和君）

三井副市長。

○副市長（三井弘之君）

先ほどの当初の答弁の中にもございましたように、その年ごとに業務評価というのをやって、そして例えば改善をしていただくところは、改善計画書の提出を求めるとかというような方途もとっておりますので、少なくとも意義を十分に理解していただく中で管理をしていただくような指導をしてまいりたいと、まず思います。

それから、先ほど申しましたように、私どもの、少なくとも指定管理者からそれぞれのプレゼンをもらっているわけでございます。そのプレゼンで、選定委員の皆さん方はご判断をしているわけでございますけども、先ほど申しましたように、そこには、そのプレゼンだけでなく、今の管理の状況というのを担当課から聞くように心掛けているつもりでございますけども、今、議員がおっしゃるように、その担当課の意見の中に、例えば広く、利用者からの声が聞けるような方途があれば、また考えてみたいと、このように思います。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

ほかに関連質問はございますか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、5番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

本日もすでに4会派が質問に立ち、また今年4回の定例会を通じて、さまざまな問題がこの市議会で論じられてきましたが、2010年最後の代表質問として、5項目について市民フォーラムとして質問いたします。

最初の項目は、第2次北杜市行政改革大綱についてです。

すでに複数の会派で質問されていることですが、本定例会の所信で北杜市行政改革推進委員会の答申について市長が言及され、市政の根幹をなすものと考えますので、市民フォーラムとしての切り口で、以下、質問いたします。

1. 第2次北杜市行政改革大綱策定にあたり、パブリックコメントが行われますが、併せて議会の意見も聞くべきと考えます。このことについて、いかがかお考えでしょうか。また、策定のスケジュールについて、伺います。

2. 第1次北杜市行政改革大綱及びアクションプランを検証し、取り組み結果を達成、未達成の区分だけでなく、成果と課題を明確に市民に示し、理解と協力を求める必要があると考えますが、いかがでしょうか。

3. 他会派と質問が重複しておりますが、改めて伺います。特に財政健全化の推進や事務事業の見直しについて、市が重点的に取り組むべきことはなんでしょうか。

4. 改革の基本項目である市役所の構造改革とスリム化についての取り組みは、どのようなものでしょうか。

5. 個別取り組みについて伺います。

1つ目として、事業仕分けが23年度より試行されますが、仕分けをするメンバーと方法はどのようにお考えでしょうか。

2つ目として、事業評価について、例えば今年度の事業として行われた黒澤明生誕100年祭 in 北杜市を現段階で、市はどのように評価しているのでしょうか。

3. 現在、試行されている電子入札の効果と評価について伺います。

2項目は、情報公開についてです。

北杜市情報公開条例には、市が市政に関し市民に説明する責務をまっとうするようにし、もって市民の的確な理解と批判のもとに、公正で透明な市政を推進するに資することを目的とするがあります。

情報公開は、市民との信頼関係の出発点であり、条例で定められている公文書の開示のほか、各種会議の公開や会議録のあり方についても、市民は高い関心を持っています。そこで、以下について、質問をします。

情報公開に関して、市民から寄せられている意見等がありますか。

条例上、14日以内に決定することになっている公文書の開示ですが、実際にはどの程度の日数で、請求者へ文書が渡っているのでしょうか。

ホームページ等に公開され、誰もがみられる文書と開示請求が必要な文書がありますが、その判断はどのようになされているのでしょうか。

公文書の公開・非公開、開示・非開示は、各部署でまず判断されると思いますが、最終的な判断は、どのような審議を経て行われるのでしょうか。具体的な例では、設計価格の非公開・非開示について伺いたいと思います。

3項目は、子育て支援についてです。

市の取り組み姿勢、また子どもの命を守るという観点で、以下、伺いたいと思います。

1つ目は首長の育児休業について、市長は反対を表明されました。首長の育児休暇に賛成の市町村長のもとでは、職員も育児休暇が取りやすいと思いますが、政治家はという前置きがあっても、反対を表明されたことで職員への心理的影響はないのでしょうか。ぜひ、職員が育休を取りやすくなるようトップが部課長に働きかけていただきたいと思います。いかがでしょうか。

2. 通学路の安全については、PTAが手作り看板を立てるなど、関係者がさまざまな努力をされています。学校から離れたスクールバス集合場所付近で、交通事故等の危険性を指摘された個所が複数ありますが、市としてどのような対応ができるでしょうか。

3. 虐待については通告義務がありますが、判断がつかなかったり、周囲の人がやるべきことが分からず、見過ごされるケースも多いと思われます。市への相談等の現状と、その対応、また通告義務についての周知はどのようになされているのでしょうか。

4. 国が2年前に対象に加えた若年層のはしか予防ワクチンについて、県内の接種率が伸び悩んでいるとの報道がありました。北杜市の現状と対策は、どのようになっているのでしょうか。

5. 小児医療の充実について、市はどのような展望をお持ちでしょうか。

4項目は、学校の統廃合に伴う質問です。

本年5月に北杜市立小中学校適正配置実施計画が発表され、市内小中学校の統廃合は、長坂統合小学校が設計に入るなど、具体的な段階を迎えています。そこで以下、質問いたします。

新しい学校施設を建設するにあたり、現在の市内小中学校施設、特に最近、建設された校舎や体育館などの検証や評価を行い、そのデータを生かすべきと考えますが、維持管理コスト、暖房効果、人や車の動線などについて、検証、評価、そしてその活用は行われているのでしょうか。

閉校する学校に対する統合までの学習等のサポート、統合後の通学等のサポート、閉校記念事業へのサポートなど、市の支援策はどのように考えられているのでしょうか。

40人上限の1クラス当たりの編成標準を、30から35人に段階的に引き下げ、少人数化を図る文科省の計画を山梨県はさらに前倒しで行うとされていますが、市内小中学校への影響はどのようなもののでしょうか。また、適正配置実施計画の見直しは必要なのでしょうか。

閉校する学校の跡地利用について。また、閉校になる学校に設置した太陽光パネルの有効活用についても伺います。

最後の項目は、図書館についてです。

11月25日に、北杜市立図書館適正配置等検討委員会からの提言書が教育委員会に提出されているので、その内容を中心に伺います。

提言書には8図書館を存続すべきであると明記されており、この結論に基づいて、今後の施

策が行われるべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

図書館活動には、今までもボランティアが積極的に関わってきたと思いますが、教育委員会は、この現状をどのように認識されているのでしょうか。また、さらなる住民参加を進めるために市が果たすべき役割を、どのようにお考えでしょうか。

子ども読書活動推進計画推進のための具体策は、どのようなものでしょうか。

図書館司書の位置づけが諸外国に比べ低いといわれていますが、司書の専門性をどのように認識しているのでしょうか。また、提言書に図書館職員の待遇改善を図ることが挙げられているが、市はどのようにお考えでしょうか。

最後に、提言書の結びに生涯学習全般にわたって、さらに検討の言葉がありますが、生涯学習課と図書館の具体的連携をどのようにお考えか、伺います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

北杜市第2次行政改革大綱について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、大綱策定にあたり議会の意見と今後のスケジュールについてであります。

第2次行政改革大綱策定にあたりましては、有識者からなる北杜市行政改革推進委員会においてご審議をいただき、このたび答申をいただいたところであります。

今後、市民の需要に合致した市民参加型の行政を推進するため、パブリックコメントを経て来年の2月には策定し、予算や人事等に反映させていくこととしております。

行政改革大綱を進めていく過程において、具体的な取り組み項目、指標等について議会においてご審議いただくこととなります。

次に情報公開について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、情報公開の市民からの意見についてであります。

本年度につきましては、市民の皆さまから寄せられたご意見等はありません。昨年度、ホームページにおいて公開している例規集について、条例及び規則については公開をしているが、告示についても公開してほしいとのご意見が寄せられたことから、例規集のデータを整備し、本年6月からホームページにおいて、条例、規則及び告示を公開しているところであります。

次に子育て支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、育児休暇取得についてであります。

首長の育児休暇取得であります。先日の県内新聞社アンケートにお答えしたとおり、政治家は公務に100%の力を注ぐべきとの考えで、取得に反対いたしました。このことは、私個人の政治家としての意見・姿勢であって、市長としては、職員が健康で明るい雰囲気の中で、お互いを信頼して、仕事と家庭の両立支援ができるよう、常日ごろから注意を傾け、そのような職場環境づくりを積極的に進めてきたところであります。

今後も育児に関係する休業、休暇などの取得について、より積極的に活用するよう働きかけ、仕事と家庭の両立支援のための環境整備を推進していきます。

次に、小児医療の充実についてであります。

市内で小児科を標榜している医療機関につきましては、甲陽病院と8つの診療所等の医療機

関で診療を行っております。甲陽病院については、現在、月曜日から金曜日の午前中のみ、山梨大学医学部より3人の非常勤小児科医が交代で診療にあたっております。市立病院への常勤小児科医の必要性は十分認識しておりますが、全国的な医師不足の中で常勤医の確保は大変、厳しい状況であります。現段階では、山梨県立中央病院及び小児初期救急医療センターなどの小児科医の在駐する医療機関との連携を図ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長及び担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

子育て支援について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、通学路において交通事故等の危険性の指摘に対する市の対応についてであります。

子どもたちの登下校時の交通安全対策については、未来を切り拓く北杜市の子どもたちにとって、大変重要な事項と認識しております。毎年、北杜市義務教育振興実行委員会からも、歩道や横断歩道の整備、標識・信号機の設置、危険箇所へのガードレール・カーブミラーの設置等の要請を受けております。

市の交通対策や道路管理を担当する関係部局に依頼し、現地を確認し、市道関係等については早期な対策をお願いするとともに、県関係については、公安委員会等県関係機関にも要請し、早期の対策を依頼しているところでございます。今後も安全な登下校のための整備に努力していきたいと思っております。

次に学校統廃合について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに新しい学校施設の建設にあたり、市内の施設の検証等を行うことについてであります。

新しい学校施設の建設にあたっては、施設計画から構造設計、設備設計に至るまで、過去の実績や現場の声を生かすことが重要だと考えております。現在、学校関係者とともに近隣の小学校の施設見学等も行い、暖房効果については外断熱工法を取り入れ、維持管理にかかるコスト縮減のためには、日常的な点検及び補修を行いやすいよう、勾配屋根を取り入れるなどの検討をしているところでございます。

次に、閉校する学校に対する市の支援策についてであります。

教育委員会としましては、なるべく授業や行事に支障のないスケジュール及び体制づくりを学校関係者と連携しながら検討しております。また通学については、今後、長距離を通学する児童が増えることになります。一定距離を超える児童には市民バスを利用してもらうなど、いろんな案を示しまして、関係者の意見を伺う機会を持ちたいと考えています。

閉校記念事業については、各学校のこれまでの歴史を留めることは重要なことだと考えていますので、適切に措置してまいります。

次に1クラスの少人数化を図る、国や県の計画による市内小中学校への影響についてであります。

このたび文部科学省が、公立小中学校できめ細かな少人数指導を行うため、学級人数の引き下げを行うという方針が示されました。同省の計画では、平成23年度には小学1・2年生に35人学級が導入される見通しですが、県教育委員会はそれを小学3年生にまで拡大す

る方針を固めました。

なお、県教育委員会では、すでに平成20年度から中学1年生を対象に35人学級編制の少人数教育施策を導入しています。これを中学2年生まで拡大するか否かについては、今のところ県教育委員会から具体的な方針は示されておられません。小学校において、このたび示された方針が計画どおり実施された場合、市内小学校への影響については、現時点で平成23年度の児童数で考えたところでは、明野小学校、須玉小学校、泉小学校の新1年生及び明野小学校の新3年生について学級増が見込まれます。

以上のように、その影響は本市の場合、最低限のものと判断でき、適正配置実施計画については、現在のところ見直す必要はございません。

次に閉校する学校の跡地利用についてであります。地域の実情や要望を十分に反映させることが望ましいと考えており、地域住民や関係部局など関係者間でしっかりと連携して進めていきたいと考えております。

次に、閉校になる学校に設置した太陽光パネルについてであります。

長坂地区の3校について、まずは、統廃合までの2年間は十分な教育効果が得られるよう有効に活用し、その後については、跡地利用の問題と併せて検討していくこととしております。

次に図書館について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、8図書館と今後の施策についてであります。

提言書につきましては、内容を尊重する中で、平成23年3月までに教育委員会としての方針を固めていく予定であります。

次に図書館活動に対する、ボランティアの認識と住民参加についてであります。

今年度、図書館ボランティアの登録者は約140人います。活動は、幼児や児童への本の読み聞かせなど、図書館の運営について、ボランティアの皆さんに多くの事業を行っていただいているところであり、図書館にとっては重要な存在であることは、十分認識しております。

今後も広報等のPR活動を積極的に進め、多くの市民の皆さんにボランティア参加を進めてまいります。

次に、子ども読書活動推進計画推進のための具体策についてであります。

推進計画は、子どもがいつでも自由に、かつ意欲的に読書に親しむことができる環境をつくることを目的につくられております。これに基づき、いくつかの事業を行っているところであります。具体的には7カ月健診時に行うブックスタート事業、2歳児健診時に行うセカンドブック、また小学校就学時に本を配布するサードブックなど、本市では幼児期から本の無料配布を行っているところでございます。また、乳幼児や保育園児に対する読み聞かせ、小中学校でのお話し会や読書会への支援、学校図書館と公共図書館との連携も図っております。

次に、司書の専門性をどのように認識しているかなどについてであります。

図書館司書は情報や資料を収集し、整理・保存して、利用者と結びつける仕事を主に行っています。情報社会が進んで、情報・資料と人を結びつける必要性・重要性はますます高まり、司書の専門性は図書館のサービス・事業を推進していく上で、必要であると認識しております。

午前中にもお答えいたしました。司書資格者には、相応の優遇措置を取らせていただいております。

次に、生涯学習課と図書館の具体的連携についてであります。

生涯学習や文化を支える図書館が果たしてきた役割を認識して、これからも市民に役立つ図

書館でありたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

情報公開について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、請求者への開示決定日数についてであります。

北杜市情報公開条例では、開示等の決定期限を14日以内と規定しており、本年度11月末までに請求された44件は、すべて期限内に決定通知を発送しております。

次に、誰もが見られる文書と開示請求が必要な文書についてであります。

開かれた市政の実現を推進することを目的に、各種方法で公開している文書は、まずホームページでは、北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づく、各審議会等の開催案内及び会議録であります。

次に広報ほくとでは、入札結果や予算、決算の概要など公開しており、市役所ロビーに設置してあります情報公開コーナーにおいては、予算書、決算書、市勢要覧、市政報告会資料などの文書を公開している状況であります。

公文書の公開につきましては、一般的に、大多数の市民の方々が必要としている情報をホームページ、広報などで公開することとし、それ以外の公文書につきましては、多種多様で大量なものもあるため、基本的に必要とされる市民の皆さんに開示請求をしていただき、対応しております。

次に、公開・非公開の最終的な判断についてであります。

公文書の開示請求がなされた場合、北杜市情報公開条例第5条の規定に基づき、各部署で内容精査をし、その公文書を公にすることにより、個人、法人その他団体等の権利利益を害するおそれがある情報、人の生命、身体もしくは財産の保護または犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報、事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報などについて、非公開としております。開示に伴う事務決裁につきましては、北杜市事務決裁規程に基づき、決定をしております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えします。

第2次北杜市行政改革大綱について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、第1次の成果と課題についてであります。

第1次北杜市行財政改革アクションプランは、平成18年度から平成22年度でありまして、現時点では見込みでありますので、来年度その成果を市民にお示しすることとしております。

なお、第2次大綱策定にあたりご審議いただいた、北杜市行政改革推進委員会からの答申においても、大綱の目指す姿、市の現状、さらなる改革の必要性などを市民に分かりやすい情報の提供を行い、市民の理解と市民の参画・協働を得ることが不可欠との提言をいただいたとこ

ろであります。

次に、市が重点的に取り組むものは何かについてであります。

第2次行政改革大綱策定にあたり、改革への取り組み方法として、優先順位を定めて市民に分かりやすくすべきであるとのご意見を、行政改革推進委員会からいただいたところであります。そのため、改革への取り組み方法として優先順位を付け、重点的に取り組むもの、継続的に取り組むもの、将来に備えて計画的に取り組むものに区分したところです。

重点的に取り組む項目として、例えば財政健全化の推進においては、実質公債費比率18%未満の達成や事務事業の見直しでは、事業仕分けの実施などであります。

次に、市役所の構造改革とスリム化の具体的な取り組みについてであります。

組織機構の改革として、市役所本庁舎の位置の決定と総合支所、出張所のあり方について検討することとしております。職員や市民を交えての検討会を設置し、市民に本庁舎、総合支所の施設の状況や利用状況、今後の財政負担などを周知しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、事業仕分けについてであります。

事業仕分けは山梨県、甲府市、都留市などで行われ、市が実施している事業が必要なのか、目的は達成されたのではないかなどを市民目線で検証するものです。本市においても、来年度から試行する計画でありまして、対象とする事業やメンバーなどにつきましては、他の実施自治体を参考としながら実施していくこととしております。

次に、試行されている電子入札の効果と評価についてであります。

電子入札は手続きの透明性の確保、品質・競争性の向上、事業者の移動コスト等の縮減、事務の迅速化などを目的として導入を図り、予定価格3千万円以上の指名競争入札の工事を対象に6月から実施しており、すでに5件の入札を実施しました。

県内の市町村の導入状況は本市と南アルプス市の2市のみとなっており、先進的な取り組みであります。事務処理も円滑に行われ、問題も発生していません。また、事業者からは事務の効率化や移動コストの縮減等の面で、大きな効果があると好評を得ております。導入目的を十分に達成できていると思いますので、今後、対象工事の拡大を図っていきたいと考えています。

次に情報公開について、ご質問をいただいております。

設計価格の非公開についてであります。

工事、委託等の設計金額の積算は、入札参加業者の能力を把握する重要な要素であり、公共工事の品質を確保する上でも必要不可欠な要素であります。公開することにより積算能力の欠如している不良・不適格な業者が落札するおそれがあることや、企業努力が行われなかったり、技術的競争が損なわれたりする結果につながるおそれがあることや、県内の他の市町村においても公開の事例がないことから非公開としています。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

子育て支援についてであります。

はしか予防ワクチンの接種の現状と対策についてであります。平成20年度より追加対象

となりました中学1年生と高校3年生への麻しん・風しん、混合ワクチンの接種率であります。

平成21年度においては中学1年生85.6%、高校3年生92.8%と、いずれも県平均を上回っております。接種のお知らせについては、対象学年になる前年度の3月末に個別通知を行い、未接種者に対しては生徒が接種を受けやすい夏休み、冬休み、春休み前を捉え、勧奨の通知を郵送しております。また学校等の協力をいただき、養護教諭の先生方からも接種勧奨を行っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

子育て支援についてであります。

児童虐待問題への市の対応と児童虐待の通告義務についてであります。本市では児童虐待の防止のために、子育て支援課内に家庭児童相談室を設け、保健師と相談員を配置し、相談や家庭訪問などを行っております。

なお、家庭児童相談室は、専門機関である県の児童相談所とともに、児童虐待の通告の受付窓口にもなっております。

市としては、家庭児童相談の中で児童虐待に関する相談が増加傾向にあり、また、市内の児童が関係する通告が昨年度14件になっている現状などをふまえ、積極的な家庭訪問の実施、関係機関との連携の強化等を行っております。

また、市だけでは対応が困難な事例等については、児童相談所とも連携し、保育園、学校などの関係機関とも協議をしながら、対応を行っております。

児童虐待の通告については、児童虐待防止法ですべての国民の義務となっており、児童虐待の早期発見及び通告について、幅広く周知することは重要であると考えております。このため、通告義務など児童虐待防止について、独自に作成した子育てガイドブックに記載するとともに、11月の児童虐待防止月間に併せて、広報等に記事を掲載したところです。さらに小学校長や保育園長がメンバーである協議会において、虐待通告の重要性について説明を行い、関係者の理解が進むように取り組んでいるところです。

今後とも、児童虐待防止に関する取り組みを積極的に行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

野中真理子議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

第2次大綱についてであります。

黒澤明生誕100年祭 in 北杜市の事業評価についてであります。生誕100年祭は、市の知名度アップや観光客等の誘客イベントの一環として、本年10月1日から31日までの1カ月間、風林火山館などを利用して開催されました。当初、開催時期は8月の計画でありましたが、入込客数が減少する秋口に開催することで、観光客の誘客効果を期待したものであります。イベントは当初9千人を見込んでおりましたが、猛暑の影響で紅葉も遅れたことから観

光客数は低調で、来場者は当初予定数の半分程度となりました。

開催に伴う直接的な誘客については、民間イベント会社が実施することで、観光シーズンの狭間であっても集客を期待したところでありましたが、オフシーズンのイベントは予想以上に難しいものでありました。しかし、昨年度は国の、国交省でございますが、ようこそジャパンキャンペーンとAK100のコラボパンフレットに本市が紹介され、国内はもとよりアメリカやモナコなど世界に向け、PRが行われました。

また、専門ホームページの開設やJRなどの交通機関へのポスターの掲出、また新聞・テレビ・ラジオ等での広告宣伝のほか、報道機関でも取り上げられたことにより、市の知名度アップには大きく貢献しており、一定の事業効果が得られたものと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

1項目について、事業仕分けと事務事業評価について伺います。

事業仕分けは、構想日本という団体が提唱して、2002年の2月から岐阜県を皮切りに、いくつもの地方自治体が先行して行い、それを国が後押ししたという形で有名になったものです。構想日本というところで、ある意味で手法が確立されており、それをメンバーが派遣されて、いろいろなところで行われているものです。北杜市も事業仕分けを実効性のあるものにするためには、やはり外部の視点、それから公正な判断というものは必要だと思いますので、その構想日本というものの、メンバーを入れるということをぜひ、お考え願いたいと思います。現に甲府市や都留市は、この構想日本メンバーを入れて事業仕分けを行っておりますので、そこをぜひ考えていただきたい、それをどう考えているか伺いたいと思います。

また、黒澤明生誕100年祭 in 北杜市についてですけども、当初から団体に問題があるという指摘がされたこともあり、それに伴って、軌道修正のようなことがなされたのか。事務事業評価というのは、結果ももちろん大事ですけども、その間、どういうことがこの事業に対してやられたかということを検証するということは、非常に大事だと思いますので、そのへんがどういうふうに行われたかを伺いたいと思います。また、この事業に要した経費について、お答えがなかったので、経費について伺いたいと思います。

また電子入札についてですけども、事務的な簡便性というか、簡易になった、透明性が確保されたということは伺いましたが、実際には落札率みたいなものはどういうふうに反映されるのか、以上の点を伺いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

まず、野中議員の再質問にお答えをいたします。

事業仕分けのメンバーということでございますけども、先ほど答弁したとおり、来年度から実施するというところでございます。そのメンバーについては、他市町村、実施町村等を参考に

しながら検討してまいりたいというふうに思っております。まだ、具体的な検討はなされてお
りません。

次に事業仕分けについてでございますけども、先般、ご説明いたしましたとおり、22年度、
21年度実施分でございますけども、321件を評価いたしました。そのうち方向性が廃止に
なっているものが6件ということで、評価の結果が出てございます。

各担当、毎年、自分が所管している事業につきまして、その業務の評価を行っているわけ
でございますけども、各所管課で評価結果に基づいた対応を次年度にはしているというふうに捉
えているところでございます。

次に電子入札についての件でございますけども、先ほど言いましたように5件、今年度、実
施をいたしたところでございます。特に落札率については、指名競争ということですので、特
に変化というのはないというふうに承知しているところでございます。すべて入札結果につ
きましては、広報等で市民の皆さまにお知らせしているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

野中議員の再質問にお答えをいたします。

まず、AK100の関係でございますが、団体に問題があったということでございますが、
これにつきましては、マスメディアを通じて、そういった報道がなされ、事前に私どもも関係
者を随時呼びまして、内容を精査し、いずれにしても決まっておりましたので、今後の開
催に向けてということで、担当職員を専門に張りつけまして、随時、情報交換をしながら進め
てまいったという経緯がございます。

それから経費でございましたが、冒頭、ご質問がなかったので、お答えをしませんでしたが、
事業に要した経費は約2,300万円でございます。そのうち、本市は1千万円を負担いたし
ました。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

事業仕分けについてのメンバーや方法は、まだ具体的には考えられていないということ
ですけども、それでは、その構想日本のメンバーも入れるということも含め、私は考えるべきだ
と思いますが、そのへんを今一度、ご答弁を願いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

まだ、来年度から試行的に実施するということですので、どのメンバー、どういう方とい
うことは、まだ具体的に、私どもは検討してございません。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

それでは、情報公開についての質問に移らせていただきます。

条例上、14日以内に決定通知を出すことになっているというのは、もちろん、私も分かっておりますけれども、期限内に出せばいいと考えているのか、ある意味で、その住民サービスとして、なるべく早くと目指しているのか、そのへんの姿勢というか、それをまずは伺いたいと思います。

それからホームページ上に公開され、誰もが見られる文書と開示請求が必要な文書についてですけれども、例えば各種計画のようなものは、やはり市民の人に広く知らせて、協力を仰がなければいけないものが多数あると思います。やはり見たいと思っても、出ていないものもあるように思いますので、このへんについては、ぜひホームページ等にアップをして、誰もが見られるようにしていただきたいと思います。

またホームページがない場合、それから閲覧がない場合、開示請求が必要ということですが、例えば過去のあれですけれども、議会の議事録のようなものも、各旧町村の分は開示請求が必要です。今もそうですけれども、各支所に対応する場合もそうでした。議事録のようなものは本当にオープンにするべき、いつでも見られるように、各支所に対応した分は情報公開請求が必要でしたので、そういうことは、いかがかなというふうに思っておりますが、そのへんをお答え願いたいと思います。

あと、公共工事の設計価格についてですけれども、ここで入札制度を論じるつもりはありませんけれども、税金を使って行われる事業について、住民が、単価がどのくらいで設定されて、それを積み上げた設計価格がいくらであるのか、それを知らせるのは、ある意味で当然のことだと私は思います。また実際に、そのオープンにすることによって、住民が検証やチェックができるということが大いにあると思いますし、私もそれを実感しているところでありますので、基本的には開示、公表をするべきものと考えます。また、実際に不服申し立てから処分の取り消しを求める裁判の多くは、住民側の主張が認められるという例もありますので、そのへんを含めて、どのように情報公開についてお考えかを伺いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

野中真理子議員の再質問にお答えいたします。

まずはじめに、開示決定の14日以内ということの考え方でございますけれども、私どもにつきましては、公文書につきましては、原則開示という姿勢で臨んでおります。

ただし、ご存じのように、合併して6年ということで、まだまだ開示請求の中で、旧町のものもございまして、支所のほうにそれは管理がされております。そこらへんを確認したりというのに時間をとっているのです、そういった場合については、14日ぎりぎりになってしまうというようなものもあるかと思いますが、本庁にあるものについては、そういう意味で、なるべく早く、開示決定通知を出したいというふうにしておりますし、実際にそれでやっております。

次に各種計画等の開示ということですが、それぞれ本になっておりまして、情報量が結構、ボリュームがあるということもありまして、現在のところ、ホームページでは公開してごさいませんが、また計画を作成しました部局と相談をしまして、開示等について、今後について検討していきたいというふうに思います。

それから議会の議事録というようなことですが、これは議会のほうの保管文書ということになっておりまして、議会のほうで原則公開ということをお決めになっていただければ、それはそれなりに、事務的には私どものほうで対応させていただきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

三井副市長。

○副市長（三井弘之君）

設計価格の公表のお話がございました。この入札に関わる問題の公表は、実は旧建設省といいますか、国土交通省なんかいろいろな指導を出しまして、都道府県、あるいは市町村もそれにならったような形でやってきております。例えば、予定価格なんかも従前は当然のことように公表はされていませんでした。しかし、今は公表をしています。ところが公表をすることによって、高止まりがあるから、やめたほうがいいというような意見もございまして、なかなか明確な基準というのがないというのが実態でございます。

設計価格についても、先ほどご答弁をいたしましたように、明確な基準がないわけですが、なかなか、このへんの国の指導といいますのも明確なものでないというふうに理解をしております。今後いろいろな、よその状況とか、そういうふうなものを参考にしながら、考えていかなければならないかなと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

情報公開については、いろいろなもので明確な基準がないところもあるだろうということは分かりますけども、基本的には何しろ住民に知らせるというのが大原則だと思いますので、そういうことを申し上げたわけです。特に県では、設計価格と予定価格がイコールであるからですけども、内訳から何から全部、公表していますね。そういうのが当然なのではないかなというふうに思っておりますので伺ったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

三井副市長。

○副市長（三井弘之君）

県もたしか、以前は公表しておりませんでした。最近の傾向として、公表をしているのではないかなと理解しております。したがって、先ほど言いましたように、なかなか基準が明確でないものですから、どういうふうな形をとればいいのかというのは、いろいろな意見があると思います。いろいろなものを参考にしながら、今後、対応していきたいと、このように思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

それでは、子育て支援について伺います。

市長から話がありましたけども、制度はいろいろと整って、育休について制度は整っていても、環境によって取りにくさというものがあると思いますので、ぜひ、そこはトップである市長が取りやすい環境をつくっていただきたいというお願いであります。

それから虐待に関しても、それから若年層のはしか予防ワクチンについてもなんですが、私も一人の保護者として、学校のPTAとかには必ず参加しておりますけども、せっかく親が集まる場でも、そういうことが説明されたりする機会というのは、意外とないんですね。本来は、手紙もすべて読まなければいけない、広報も隅から隅までというのが市民としてあるべき姿なんでしょうけども、なかなかそういうことも忙しさに紛れ、できないということも多くの方があられるでしょうから、いろんな機会をぜひ見つけて、虐待についての通報義務があることとか、それからワクチンについても、そのほかの予防接種、子宮頸ガンについては、ちょうど高校入学説明会があって、皆さん、市のほうから出向いて説明してくださったので、大変、接種率が上がったと思うんですけども、そのようなことをやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

野中真理子議員の再質問にお答えをいたします。

虐待につきましては、また今後、機会を捉えまして、住民への周知、学校関係者、保護者等への周知に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

野中真理子議員の再質問のほうにお答えいたしますけども、はしか予防ワクチン等については、県内でも先ほどの答弁のとおり、接種率も伸びているわけですし、それぞれの学校を通じた中においても、周知をさせていただいている。直接、その保護者の関係の皆さん方にご理解をいただくということが前提だと思いますので、その他、ホームページとか、チラシ全体でもそうなんですが、特に北杜市の各学校においては、養護教諭の先生方が非常に協力をしていただいているという前提の中で、先進事例としても、県の中でもそんな発表をさせていただいているということから、受診率が非常に高いという結果にもなっておりますので、非常にそれが効果的であるというふうな解釈をしております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

それでは続いて、学校統廃合に伴うことについて、再質問させていただきます。

最初に申し上げた市内の既存の小中学校の施設の検証や評価が行われているのかということに関連してなんですけども、例えば、私も中学3年生の子どもがいて、小淵沢中、新しい施設です。例えば、OMソーラーといって、外気を取り入れて循環させるというのが、大きな長所として取り入れられた経緯があります。ところが、その外気を取り入れて循環させるものですから、当然といえば当然なんですけども、冬、朝、いって出るときには大変、寒い空気が出てくるんだそうです。当然、石油ストーブをたかなければ、とてもではないけど入れない。日中になると暖かい空気が出てくるんだそうです。そうすると、通気口からは、みんな机を離して授業を受けるんだそうです。それで、このOMソーラーみたいなものが、大変、宣伝されて入れられたわけなんですけども、実態はそういうことで、子どもたちの間では、OMソーラーというのは、おーもったいないソーラーとか言われているらしいんですけども、そのような新しいシステムを入れたときの検証とか、それから、これも小淵沢中の例なんですけども、あの広い敷地がありながら、道路との段差があるために、大型バスが入るんだけど、子どもたちが何十人も乗っていくと、今度は底をすって出られないということで、バスは中に入れなくて、道路の向こう側に子どもたちがわたって、いろんなところに出かけなくてはいけないという現状もあるそうです。こういうのは、やっぱり、子どもたちの安全とか使いやすさについて配慮が足りなかったというような結果だと思いますので、このへんの今の施設の検証、しっかりしていただきたい。これを次に生かしていただきたいというのが、今回の質問の趣旨なんですけども、それと同時に既存施設の改修や改善もお願いしたいというのが、この裏にあるものなんですけど、ぜひ、そのへんをどうお考えか、伺いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

再質問にお答えします。

たぶん、例えばOMソーラーですけども、いわゆる設計するところの提案とか、そういったものもいいということで、鵜呑みというか、そういったものもたぶん、あったのかなと思います。そういった当時の流行りのシステムとか、そういったものも十分、検証していく必要があるんだろうし、たとえいくらいシステムであっても、欠点は必ずあると思います。例えばイニシャルコストがかかるとか、イニシャルコストはかからないけども、ランニングコストがかかるとか、そういったものについては、現場の先生とか、生徒とか、そういった意見を反映するというので、今回の基本設計につきましては、4つの柱をうちのほうから設計業者のほうに提案しております。前の全員協議会にも、ちょっとお話をしましたが、学習効果ですとか、安全・安心の学校づくり、それから地域の誇り、環境にやさしい学校づくりということで、基本的なコンセプトを示しながら、今言われましたような検証評価等も取り入れて、新しい、みんなからいい学校ができたといわれるような、学校づくりを目指していきたいというふうに考えています。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

OMソーラーも環境にやさしいということで、たぶん取り入れられたものだと思いますので、このへんはぜひ、次に生かすようにしていただきたい、これは要望です。

続いて、図書館についてですけども、この8図書館を存続すべきであるということが、提言書に明記されていると思います。私もこれについては関心を持っておりまして、提言書のとりまとめの段階の、適正配置検討委員会を傍聴させていただきました。この中で、委員の多くの方から8図書館を存続すべきであるということを明確に書くべきだと。それを提言書にはっきり書くべきだということの意見が多くあったのを記憶しております。また、その中で言われたのは、この適正配置検討委員会というのは、8地区の地域委員会のメンバーである地区の代表者、それから有識者、公募メンバー、いろんな方が入っています。その全員一致で8図書館存続ということがいわれた。それは大変、重いことだと思います。

私は、先ほどから教育長のご答弁で、内容を尊重するというご答弁は、当然、いただいているわけですけども、ぜひ、8図書館を存続するということを、もし、それが内容を尊重するという、イコールということであれば、ぜひ、そのへんを含めて、はっきりとご答弁いただければいいなと思っておりますので、それをお願いしたい。

それと、続いて子ども読書活動推進計画についてですが、これは私が聞いたところによると、もともとは須玉町でつくられたものを、それを活用というか、準用しているということで、北杜市としての制定ではないというように聞いておりますので、金田一を中心とする新しい体制をつくるということの中で、そのへんをどのようにお考えか伺いたいと思います。

また、これは何度か言っていることですけども、生涯学習についてですが、同じ生涯学習というあれでも、生涯学習課と図書館が並立ということで、人の移動とか、ある意味ではいろいろなイベントのときの助け合いみたいなものが、やりにくいのではないかというふうに思っておりますので、具体的な連携について、お答え願えればありがたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

老松教育次長。

○教育次長（老松正樹君）

野中議員の再質問にお答えします。

今回、適正配置ということで提言書が出されまして、8回の検討会が行われました。その中でも、やっぱり皆さんの意見としては、8つの図書館を存続してほしいと。そういうことで、皆さんの意見がありました。一応、そういうことで、今回、提言書についても、皆さんの意見がこの中に入っているわけですけども、一応、北杜市としても、それについては、先ほど教育長が申しましたが、尊重した中で、これから市の考え方、方向等を出していきたいと考えています。

続きまして、2つ目で子ども図書館、子ども読書活動のことですけども、こちらについては、平成16年に須玉町で、当時、計画ができました。現在、これは北杜市の図書館として運用しています。これから、われわれとしても、それについての改正とか、内容変更等については、これを協議して、現在にあったものに計画を変えていきたいという予定は組んでいます。

もう1つ、3番目に生涯学習ということで、同じ図書館も教育委員会の中での部局に行われています。やっぱり図書館の中でもイベント等もあります。生涯学習の中でもいろんなイベントとか、ホールの行事等があります。その中で、お互いに連携できるものは協力したりしています。一例としますと、ホールとか、生涯学習課で運営するいろいろな事業については、図書館でもチケットの販売とか、ポスターの掲示とか、そういう面では、側面的には応援体制を行っているところです。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

以上で、野中真理子君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

小林忠雄君。

○9番議員（小林忠雄君）

私、学校統廃合に伴う閉校する学校の跡地利用について、お伺いいたします。

先ほど、教育長のほうから、この跡地利用については、地域住民の要望を聞いた中であることが大事だと、こういう話をいただきました。その中で、この増富小学校は、23年度をもって、ご存じのように閉校になります。残り、あと1年と3カ月ほどに迫ってきました。子どもたちの交流だとか、その学校のほうは先生方を中心にして進められていると思うんですが、問題は跡地の利用をどうするかということになるかと思います。

増富の歴史をいいますと、大変、長い歴史があって、教育機関は増富小学校1校になったんですね。すべてのものが、みんな増富小学校、現在の増富小学校に全部詰まっているわけで、ここは図書館の分館といいますか、そういう機能も果たしておって、体育館の中に図書館を併設してありますから、そのところなんかは、やはり地域住民に開放してもらうのが一番いいのかなと思うところである。また、もう一面、校舎とか校庭、それからプール、それから併設しております学校林ですね。このへんは、地域だけで十分、使いきれののかなと、こんなように思います。ご存じのように、増富地域は大変、過疎化が進んでおりまして、地域の活性化が必要であります。須玉町が合併するときには、2,632人だったと記憶しているんですが、今、600人以下になっているんですね。そうすると、2千人の人口減少。どうしても、地域の活性化をしなければならない。ということについては、やはり都市交流等の中に入れた活性化が必要であるということになりますと、今度は中に企画の分も入るでしょうし、それから産業観光のほうも入るかと思いますが、こういったことを今後、進めていくのに、これから私どもも地元として、いろんな閉校に向けての準備作業が出てくるわけですし、そういうことも併せて、話をしないとならないと、こんなように思います。そこで、この問題を、今の状況では教育委員会がするのか。あるいは横断的に、もうすでに組織をつくって、こういうことをしなければならない。これは増富だけではなくて、今度は長坂も生じます。また、高根も生じてくると思うんです。こういう体制を、今のうちからつくる必要があるんじゃないかと、こんなふうに私は思っているところでございます。

また、皆さんご存じのように、金峰・みずがき源流の合流点は塩川ダムなんですよ。ここ

の、今言ったように、総合的に都市交流を図るには、ここは環境教育も、それから環境の観光ですね、これなんかに非常にダムは適しているわけです。すでに、市長もご存じだと思いますが、山梨県北杜市では、塩川ダムの湖面利用について協議が進められると思うんですが、こういったことを利用しながらすることには、非常にモデル的なケースといいますか、非常に具体的な利用のケースが発生するんじゃないかと思うんですが、このへんの今後、進めるにあたり、どのようなことをどのようなところでお話しすれば、地域としてはよろしいか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

跡地利用につきましては、非常に大きな課題だと思います。今、議員がおっしゃいますとおり、教育委員会だけでは決定ができないものでありますので、当然、町内、あるいは地域等を巻き込みながら、横断的に検討していく必要があるかと思います。ついては、当然、今も学校という公共施設でございますので、まず第一に公共施設としての利用ができるかということを検討ですよ。そして、そのあとは、そういうことがもし、できないのであれば、財産処分というか、そういうことも考えていく必要があるかと思います。

いずれにしても、増富小学校の例が北杜市のこれからの統廃合のスタンダードというか、標準になると思いますので、いずれにしても、よく検討していかなければならないと思います。また、たしかにおっしゃられますとおり、場所が大変、いいところにありますので、環境教育の場として、よい利用ができるのではないかとということですけども、先ほども言いましたように、今、市内は大変、公共施設がいくつもあるということで、そのまま、市の施設として利用するにしても、ランニングコストがかかってきて公共施設が減らないということになりますので、そういった裏腹のことも考えられますので、そういうところも含めて、全町的に地域も巻き込んで検討していくということが必要かというふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今、教育委員会が答弁したとおりだと思います。学校の跡地についてはそう、その他公共施設の利活用についても、当然、实际的に言えば引き潮の時代ですから、跡地利用という問題は、大変大きな北杜市の課題になるはずであります。歴史的経過を含めながら、地域の要望をしっかりとというのも当然の声だと思います。また、跡利用といっても、現実的に社会もひいているという現実からすれば、そんなに口で言うほど楽ではないと。そのへんの現実を直視しながら、北杜市の学校をはじめとした、公共施設の跡地を考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小林忠雄君。

○9番議員（小林忠雄君）

ご答弁をいただきました。そのとおりだと思いますが、実は増富地区でも、増富中学校が閉

校になりました。それから増富保育園が閉園になりました。この間が、今、利活用するまでには相当かかっているんですね。何年も。増富中学校については、5年ぐらい、実際にかかっていると思います。増富中学校はおかげさまで、美術館になっておりますので、地域の活性化になっています。それから保育園は、発達障害児のケアハウスになりましたね。これも7年、もっと経ちますかね。相当、経ちました。そういう、この利用については、非常にわれわれだけでもできないし、それから今、市長のおっしゃるように、非常に難しい面がございます。そういう手を挙げてくるところは、すでになかなか難しい。

それで、先ほど申したような中で、増富小学校については、一部は地元で利用しなければならないところも出てくると思いますし、また利用としては、考えられることはサマースクールの場合であり、セカンドスクールの場合であるというようなことも考えられますので、よそに発信することも大事ではないかと、こんなふうに思いますので、このへん、あんまり遊ばせておくというんですかね、そのままにしておくと、いろんな面で建物が壊れますので、早くに結論を出すことが必要ではないかと、こんなふうに思いますので、このへんの考え方、くどいようですけれども、おひとつ、お願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

ただいまのご意見も、ごもっともな意見だと思います。そういうことを承知しながら、これから予想される公共施設の跡地の利活用を考えていきたいと思っています。

○議長（秋山俊和君）

ほかに関連質問はございますか。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

第2次の北杜市の行政改革大綱に関する質問の、関連質問をさせていただきたいと思います。2点にわたって、お聞きしたいと思います。

まず、先ほど来、ご答弁の中で、今後のスケジュールが示されまして、答申を受けて、これからパブリックコメントを行い、さらに2月までに市として新しい第2次の大綱を策定していくというふうなお話がありました。そして、その中でパブリックコメントがこれから行われていくということですが、その中で、質問でもお話をさせていただいておりますように、これから2月ということは、大変、短期間でございます。そして、こういう、大変、北杜市にとって、重要な政策を含んだ計画でございます。これらに基づいて、今、言われている財政改革がなされているということでありまして、私ども議員にとっても、大変、関心が強いものがあります。残念ながら、今までこういう大事なものに対して、私たちが、直接、関与できるものは基本計画、総合計画の基本構想的な、法律で、議会の議決が必要というものに関してだけでありまして、こういう大綱等につきましては、私たちは全員協議会で説明を受けるだけで、なかなか議会としての意見を、そこへ申し述べさせていただく機会というのは少ないわけでありまして、ぜひ今回、この機会に、ぜひこの大綱につきまして、市民の皆さんのパブリックコメントを求めると同じように、私ども議会の意見を聞く場も、ぜひ設けていただく中で、それらとともに、私どもも市政を担う両輪というふうに、執行の皆さんと私ども議会が両輪という

ふうな認識を持った中で活動させていただいておる立場からしても、市のお考えがどんなものかお聞きをしたいと、そんなふうに思います。

それから、もう1点でございますが、当然のことでございます。この大綱は、第1次の大綱の結果が先ほど来、発表されております。70%の達成率であったということでございますが、当然のごとく、その1項目1項目の中には、市民の痛みを伴う改革を、これは執行ならびに議会もそうですけども、将来の北杜市のありようを願って、ある意味、断腸の思いでものごとを進めた部分もあるかと思えます。そして、大事なのは、そういう市民の皆さんの協力の中で、こういう成果が出ましたというものをしっかりと、市民の皆さんに伝えていただくことで、第2次の大綱で掲げる市の政策に対する市民の理解も深まり、あるいは協力していく姿勢というものも目に見えてくる、そんなふうに考えております。

先ほど答弁の中で、企画部長、これから成果課題等につきまして、市民の皆さんにしっかりお知らせをすると。あるいは、第2次の大綱につきましてもお知らせをしていくという答弁をいただきましたから、そのことは大変ありがたいんですが、ぜひ、この成果をお伝えする、あるいは結果をお伝えする中で、ただ単に達成した、達成しただけでなくて、市が考える課題はこうであったと。具体的に分かりやすく申し上げさせていただければ、例えば財源確保のための収納率を上げるために市が努力しておられます。今年度から取り組んだコンビニ収納にしましては、先ほど来、その成果を発表していただきました。本当に、私も驚いております。そういう成果が挙げた取り組み、こういう形で、市の皆さんの取り組みの成果が見えていることも、堂々という言い方はおかしいですが、市民の皆さんに周知させていただいて、ともにそれを喜んでいただき、また協力を求めていくということも必要でございますから、ぜひ内容に細かく触れた形での報告、あるいは逆に課題、進まなかったことについての問題点も、しっかり伝えていっていただきたいと思えます。そのへんの考え方、その2点にわたりまして。

それから1点、非常に気になるんですが、この結果の成果の中で、一次の成果の中で、私が大変、期待したのは、今、すでに21年度から事務事業の評価を職員の皆さんが中心になってなさっていただいて、2年目を迎えております。大変、ありがたい取り組みだと、いい取り組みだというふうに思っておりますが、それに加わることで、第三者機関による、要するに市民の目線で市の施策、それから事務事業を評価していただくということが、たしか一次の行政大綱では売りであったというふうに私は理解していますし、そこへ期待しておりましたが、残念ながら、それは未達成となりました。それについて、第2次の大綱の中では、市はどういうふうに、その第三者機関の設置について考えていくのか。その点についても、お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（秋山俊和君）

三井副市長。

○副市長（三井弘之君）

関連質問にお答えをしたいと思います。

実は、私どももこの質問要旨をいただきまして、議会の意見も聞くべきというのをどういうように捉えたらいいのか、正直言って悩みました。今、篠原委員がおっしゃるように、議会に参与していただくというか、議決をいただくのは、基本計画というようなものでございますから、これはどういうように捉えたらいいのかなというのが、正直言って私ども答弁をつくる過程も迷ったところでございます。実は、当然のことでございますけども、その大綱をつくる、

アクションプランをつくる過程におきましては、議員さんから日ごろ、こうやって質問等をいただく。あるいは、いろいろなサジェスションをいただくというようなものを当然、この中に盛り込みまして、私どもはつくらせていただいたと。こういうふうに考えております。

さて、こうつくったものを、この中身というのは少なくとも、私ども市の職員が、市長を先頭に、私どもが相当な努力をしていかなければいけない、目標というようなものだろうと思っております。

これを具体的に議会の意見というのは、先ほど言いましたように、そうすると、これから、これを具体的に施策として実行していくという過程の中におきましては、条例もつくらせていただかなければならない。あるいは、改正もさせていただかなければならないというふうにございますし、予算措置をさせていただかなければならない部分も当然、ほとんどだろうと思うんですね。ですから、そういうところで、当然、こういうやり方でよろしいでしょうかということで、議員さん方のご判断を仰ぐというのが筋だろうと、こんなふうに思って、先ほどの答弁になったわけでございます。

それから、これは私どもが協議会でもご説明をしましたし、議会のほうでいろんなご意見を伺う場をおつくりになるというならば、それは、私どもはお伺いすることはやぶさかではないんですけれども、少なくともこれは私どもが先ほど来、申しましたように、これから進んでいく3年間の目標というものを掲げたわけでございますから、私どもは議員さん方には、そのあと具体的なところでご論議をいただくのかなと、こんなふうに思ったところでございます。

それから、もう1つの、今までの成果の表現の仕方につきましては、先ほど、たしか答弁もございましたけれども、いろんな、なるべく丁寧な成果の説明というのも必要だと思いますので、ご意見を参考にしながら検討していきたいと、このように思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

篠原議員の関連質問にお答えします。

事務事業評価の関係で、第三者機関の設置というご質問だと思います。

市もいろいろな事業を取り入れる中で、来年度より事業仕分けというものを試行的に導入しようということで計画をしております。それらをふまえた中で、総合的に検討したいというふうに思いますけれども、来年度から事務事業仕分けを行いますので、そちらのほうでというふうに、今のところは考えているところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

今、副市長から議会の意見を聞くということが分からないという話をいただきました。私は、こんなふうに思います。例えば先進の事例ですが、先進といえども、さまざまな自治体が行き組んできておりますが、先ほど、どなたかの質問にもありましたように、例えば予算の作成過程の経過についても、編成において、市民に公開をして、そこに市民の意見を求めながらやっていくというような取り組みをされている自治体も結構、最近は出てきております。これらの

計画について、私はこういうふうに思います。もう、つくられてしまう、実は今、まだ、つくられない段階ですよ。これはあくまでも形式としては、答申として出てきているわけですね。委員会の。この委員会の答申を受けて、市が、さまざまなパブリックコメントもそうでしょう、例えば私たちの意見もそうでしょう、お聞きになった中で、さらによりいいものに、これから求めるべきものに変えていくという過程があると思いますので、私はその場面で、議会として、あるいは議員として、この計画に関して、こういうことがあればいいのではないかという意見は申し述べさせていただいて、あとの判断は市がなさってくださいと。そして計画をつくり上げていくということで、私はいいいんではないかと。

よくあるように、議員がなんか市の計画へ口を挟むみたいな受け止めをされる部分が、ややもすると、そういう受け止めになる部分もあるのかもしれませんが。そこそは、執行と議会の信頼関係だと思います。ぜひ、そういうことで、より、この計画が多くの人たちの意見をふまえて作成されていく。そして、実行に移されていくという姿に寄与する形になるという意味で、私は申し上げさせていただきました。その点もぜひお含みおきをいただいて、ご検討をいただきたいと、そんなふうに考えております。

○議長（秋山俊和君）

三井副市長。

○副市長（三井弘之君）

私も先ほど申しましたように、すでに議員さん方には、当然、一番最初に、答申の案をお示ししまして、そして今日、すでにいろいろなご質問の中にも、具体的にこの中に載っているけれども、時間がかかり過ぎるとか、ご意見もいただいております。ですから、私どもは、議員さん方に当然のことながら、第一義にご意見を伺っていくという気持ちは、いつでも持っております。ただ、ここで議会の意見ということになりますと、私どもが判断するのではなくて、議会としてご判断をしていただくより、私どもは、そこは無理かなというふうに思います。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

非常に、大切なことだとは思いますが。例えて言えば、月並みですけども、市長といわず職員が、執行側が市民の声をどうやって市政に反映させるかという根本的な問題はあります。だから、市民の声を直接聞くことも大切。さっき坂本議員のお話で言うならば、声なき声をどう位置づけていくかということも大切でしょう。しかし、基本的には間接民主主義でいかざるを得ないわけですよ。ですから、市民の声は市会議員が代弁することだって、大変、大きな役割だと思います。北杜市で言うならば地域委員もある、区長もある、その他いろいろ、市民を代表した形の方たちが執行と連携をとれることは、たくさんあるわけですから、では予算案を編成する過程において、市民の声をというのは、分かるようで分からない。やはり基本的には、広い意味の間接民主主義で、市民の声を具現していくということが、今、与えられた私どものテクニクであるというふうに、承知をいたしております。ご理解ください。

○議長（秋山俊和君）

よろしいでしょうか。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は12月22日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 6時09分

平成 2 2 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 2 2 日

平成22年第4回北杜市議会定例会（3日目）

平成22年12月22日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 一般質問

6番	篠原眞清君
7番	風間利子君
12番	利根川昇君
2番	中山宏樹君
11番	保坂多枝子君
18番	秋山九一君
17番	坂本治年君
3番	相吉正一君

2. 出席議員（21人）

1番	小 須 田 稔	2番	中 山 宏 樹
3番	相 吉 正 一	5番	野中真理子
6番	篠 原 眞 清	7番	風 間 利 子
8番	坂 本 静	9番	小 林 忠 雄
10番	中 嶋 新	11番	保坂多枝子
12番	利 根 川 昇	13番	千 野 秀 一
14番	小 尾 直 知	15番	渡 邊 英 子
16番	内 田 俊 彦	17番	坂 本 治 年
18番	秋 山 九 一	19番	中 村 隆 一
20番	清 水 壽 昌	21番	秋 山 俊 和
22番	渡 邊 陽 一		

3. 欠席議員

4番 清水 進

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（36人）

市長	白倉政司	副市長	三井弘之
総務部長	進藤芳彦	企画部長	清水克己
市民部長	比奈田善彦	福祉部長	原かつみ
生活環境部長	堀内誠	産業観光部長	名取重幹
建設部長	深沢朝男	教育長	井出武男
教育次長	山田栄明	教育次長（図書館担当）	老松正樹
会計管理者	坂本正輝	監査委員事務局長・ 農業委員会事務局長	清水春昭
明野総合支所長	堀内健二	須玉総合支所長	小澤信義
高根総合支所長	浅川明男	長坂総合支所長	興石君夫
大泉総合支所長	浅川正己	小淵沢総合支所長	坂本敏二
白州総合支所長	伏見常雄	武川総合支所長	松永直樹
政策秘書課長	坂本吉彦	総務課長	菊原忍
企画課長	大芝正和	財政課長	秋元達也
地域課長	高橋一成	地域課長補佐	土屋裕
管財課長	篠原直樹	健康増進課長	山田武男
子育て支援課長	吉田昌司	環境課長	由井秀樹
観光商工課長	浅川一彦	まちづくり推進課長	田中幸男
道路河川課長	武井武文	生涯学習課長	水上英子

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長 伊藤 精二
議会書記 上村 法広
〃 小澤 章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

4番議員、清水進君は病氣療養のため、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

本日の一般質問で、明政クラブの保坂多枝子君から通告のありました質問の一部について、取り下げの申し出がありましたので、報告いたします。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、9人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順位及び一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に市民フォーラム、10分。次に日本共産党、6分。次に無会派の風間利子議員、15分。次に北杜クラブ、52分。最後に明政クラブ、69分となります。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願いします。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますが、議長からその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

市民フォーラム、6番議員、篠原眞清君。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

一般質問を行わせていただきます。

今回は山梨県環境整備センター、通称、明野処分場ではありますが、その漏水検知システムが異常検知したという問題につきまして、質問をさせていただきます。大きく3点にわたりましたので、質問をさせていただきます。

すでに報道等でご案内のとおりでございまして、この処分場、昨年の5月21日に操業開始以降、さまざまな事故を起こしております。今年の1月29日には、想定もされないことだったんですが、工事用の機械が、処分場の一番大事な2層ある遮水シートの上層の遮水シート、上のシートを爪で破ってしまうという事故が起き、これも大きく問題になりました。また、この開業以降、さまざま、不織布等の破損等、100件を超える修理をせざるを得ないような状況も出ております。

そういう中で、去る10月2日と3日の日、事故が発覚したのは4日の月曜日ですが、2日と3日の日に、この処分場の心臓部分にあたります遮水シートの破れを検知するための電氣的漏水検知システムというシステムがあるんですが、それが異常を検知したと。分かりやすいいいますと、可能性として言えるのは、シートが破れて、水が底を通ってしまっているという状況を検知する。そのための漏水検知システムであります。異常を検知したと。

通常、この検知システムは50ミリアンペア、電流を流しておりまして、1層目と2層目の

間に配線がしております。それから1層目の上に配線がしてありまして、シートが破れると、その電気が流れると。それをもって、そのシートが破れる事故を検知する仕組みになっております。

実は、今年の1月29日に先ほど申し上げましたように、事故を起こしたときには、検知した、流れた電流の量ですけども、0.6ミリアンペアというふうに聞いております。そして今回の異常は、この機械が最大検知する電流というのが50ミリアンペアなんですけど、それを振り切ってしまっている。さらに、それを含めた高い電流が流れたところが12カ所。それから、それより低い、1月のときと同じような電流が流れた個所が5カ所。合計17カ所で検知がされたという状況にあります。さらに、この電流が非常に異常でありますので、メーカーでも非常に驚いていると。そのシステムを設置したメーカーも驚いているという状況という内容でございます。

これをもちまして、10月28日の緊急の安全管理委員会が開かれました。そこで話されたことは、いずれにしても、実際に掘削をして調べないと、実際、どういう状況になっているか分からないということで、約3カ月半をかけて調査を行うという内容での、了承を求める内容の会議が開かれました。これらの会議の中でも、さまざまな問題点が指摘されておりますが、これらの大変、重大な事故発生に伴いまして、今回、質問をさせていただきたいというふうに思っております。

まず1点目でございますが、今定例会におきまして、市長も所信の中で、大変このことを危惧される内容の所信を述べられました。思わぬ想定外の、しかも大きな事故でありますから、当然、市長が心配されるのもそのとおりだというふうに思っておりますが、まず1点目では、この事故の詳細の報告と、それから原因究明に対する北杜市の市としての見解をお尋ねいたします。

それから2番目ですが、今回の事故に伴い、安全管理委員会で従来、公表されていませんでした地下水汚染のモニタリング観測井戸の連続測定データが示されました。通常、法定で定められた回数を年に2回とか3回とか、その調査項目によって違いますが、検査しておりますが、それとは別に10分おきに、365日、連続測定をモニタリング井戸を使って行っております。実は、そのモニタリング井戸が3カ所あるんですが、1号、2号、3号というふうに3カ所ありますが、2号が処分場の直下、約100メートルぐらいのところの直下にモニタリングの井戸が掘られております。従来の説明ですと、そこが一番、危険が察知できるという説明の中だったんですが、実は定時測定をしている同じ井戸の水、そして10分おきに測っている水のデータが大きく違ってしまったんですね。そんなことがありまして、大変、安全管理委員会でも問題になりました。さらに、モニタリング3号井戸の観測数値の急激な変動について、従来、事業団が説明しておりますが、明確な説明はできておりません。地元では、それを非常に心配しております。これらの問題で、今回、2番目としてお聞きしたいのは、安全管理委員会に専門家の方が参加しておられますが、残念ながらお二方は、これらの問題については専門外であります。ここで改めて、安全管理委員会設置要綱4条2項を使って、今回の問題に対する専門家を、本来の意味での専門家を委員会に招致する必要があるというふうに考えますが、市はいかがお考えでしょうか。

3つ目でございます。操業開始後の短期間に処分場の安全性の根幹を揺るがすような事故が継続しております。地元の皆さんは、大変この間、心配しております。ところで、当事者であ

る事業団や山梨県は地元住民に対して説明責任を果たさないばかりか、安全管理委員会においてもみずからの責任を忘れ、高圧的な対応をしております。そこで、この徹底した原因究明と安全性確保に向けて、改めて北杜市として力強いメッセージを発して、住民の安全を確保するための安全管理委員会のあり方、あるいはそもそも処分場の構造に関しても、しっかりとしたメッセージを発していくべきではないかと考えますが、その点についてのお答えをいただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

篠原眞清議員のご質問にお答えいたします。

山梨県環境整備センターの漏水検知システム異常検知について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、今回の山梨県環境整備センターの漏水検知システム異常検知については、センター所在自治体として、地元市民の皆さまの不安の払拭、施設の安全確保、再発防止のためにも速やかに徹底した原因究明がされることを望むところであります。

次に、市のメッセージについてであります。

徹底した原因究明と安全性確保については、前回の安全管理委員会で原因究明調査計画が了承されたところであり、原因究明調査及び今後の対応にかかる基本方針も次の3点が定められたところであります。

1点目として、漏水検知システムによる異常が検知された地点のうち、遮水シート破損の可能性が特に疑われる地点を中心に掘削し、遮水シート等を調査・確認し、異常検知の原因を究明する。

2点目として、調査の結果、得られた原因に応じた適切な措置を講ずるとともに再発防止を図る。

3点目として、その調査のための掘削作業に際しては、アスベスト粉塵の飛散防止等を徹底し、生活環境保全上の支障が生じないよう、十分な措置を講ずるとされております。

このように、原因確認等においては安全管理委員会委員が立ち会い、委員会を開催するなど、各段階で委員が確認すると説明されておりますので、そうした中で市としての意見もしっかり述べてまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

6番、篠原眞清議員のご質問にお答えいたします。

山梨県環境整備センターの漏水検知システム異常検知について、ご質問をいただいております。

安全管理委員会への専門家の招致についてであります。

山梨県環境整備センター安全管理委員会設置要綱で、委員長は必要があると認めるときには、

委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を述べさせることができると規定されております。この件につきましては、前回の安全管理委員会において、委員長は「必要が生じたときには、然るべき手続きを経たあと、規定の活用をさせていただこうと思う」と言われました。市といたしましても、そのような措置を取っていただくことが必要ではないかなと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

篠原眞清君の再質問を許します。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

再質問を行います。

今、市長答弁の中で、これから行われる大変、重要な調査にあたって、安全管理委員会が各段階で、その現地の調査へ立ち会うというふうなお話をいただきました。私も、安全管理委員会では、そういう趣旨の話がされたというふうに記憶しておりますが、この点を、申し訳ございませんが、大変重要な部分ですので、改めて、そういうことを申し入れていく、あるいは、それを実現させるということを明確にしていきたい、お答えをいただきたいのと、それから部長のほうから専門家招聘についての、ご答弁をいただきました。ぜひ、市としても委員会の中で、そのことを求めてくださる、発言なさってくださいというふうに私は受け止めておりますが、このことに関しましても、その遮水システム、あるいは漏水検知システム等の内容に本当に詳しい専門の方、その方の参加が必要だというふうに思っておりますので、重ねて、その点の要請をお願いしたいと、こんなふうに思います。よろしくご答弁をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

堀内生活環境部長。

○生活環境部長（堀内誠君）

篠原眞清議員の再質問について、お答えをいたします。

先ほどの答弁の中での段階的な市の立ち入りというふうなご質問だと思いますけども、公害防止協定の中に、立ち入りの調査という項目がございます。市の職員、また地域の住民の方たちの立ち入り調査という項目があります。現在も月1回、市の職員がセンターの定期的な立ち入り検査を実施しております。そうした中で、今現在、調査のテントを設置しておりますけども、先般も調査に行ってまいりましたが、年が明けたあと、実際の掘削の調査に入ることですので、市といたしましても、段階的な中で、また安全管理委員会とは別に調査をしていきたいなというふうに考えております。

それから、専門家の委員会への出席の件でございますけども、これにつきましても、何回か安全管理委員会の中でも論議されておりますけども、中立的な立場の専門の見識者をということは何回も言っております。私たち市としましても、固定された専門の委員さん、2人おりますけども、その都度、状況に応じて、その専門家を会議に出席させ、意見を求めることは非常に重要なことだと考えておりますので、そのようにまた強く、県のほうにも申し出てまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで6番議員、篠原眞清君の一般質問を終わります。

次に日本共産党、4番議員、清水進君から一般質問の通告がありましたが、本日、会議を欠席しておりますので、会議規則第61条第4項の規定により割愛いたします。

次に7番議員、風間利子君。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

2点について、質問させていただきます。

まず、最初にお産の場づくり検討委員会について。

全国的に少子化が進む中で、産科医の現状においては、どこの自治体でも産科医の不足に苦慮しており、お産を取り巻く環境が大変厳しく、大きな社会問題となっております。少子高齢社会の未来を好転させるには、出産、子育ての環境をまずは整えることが社会の常識になっているようです。

北杜市議会でも、これまで何回か質問されております。昨年9月議会では、8月に北杜市お産の場検討委員会を立ち上げたことと市長は表明されました。また、北杜市の女性有志で産婦人科医の誘致を求める要望書が出されました。

以下4点について、伺います。

まず1点目、お産の場づくり検討委員会の進捗状況は。

2点目といたしまして、いつごろまでに答申をいただき、設置をする予定か伺います。

3点目、ここ3年間の北杜市の出生は270人前後であるが、お産の状況、特に緊急・難産だったお産は何件くらいか、それぞれ件数でお願いしたいと思います。

4点目として、9月30日、北杜市に産婦人科医を設置する会より、安心して出産できる環境を求める500人の署名が提出されておりますが、市長は小児科医を含めて、産婦人科医の確保に全力で当たりたいと話されましたが、どのように考えているか伺います。

2点目としまして、県道横手日野春停車場線について。

県道横手日野春停車場線の武川から須玉に抜ける県道612号線は、国道20号と141号を直結。さらに、高速須玉インター及び北杜市本庁への直結道路として、白州・武川地域住民の通勤道路でもあります。

141号に出る信号機が朝の通勤時間帯には200メートル以上も渋滞し、信号の変わりも早く、3台から5台しか通れず、信号を出すのには15分くらいかかるとのことで、利用者からはなんとかしてほしいとの要望が多く寄せられております。

現在、通行しております七里岩トンネルは、武川当時より20数年の陳情を重ね、白倉市長が県議員在職の折、平成15年、やっと開通した記憶もあります。県道であるため、県の工事だと承知しておりますが、手前のカーブの工事もだいぶ以前に仕上がっており、事情があり工事が遅れていることとは思いますが、県に状況を聞き、地域の強い要望として一刻も早く工事

に取り掛かるよう、お願いしていただきたいと思います。

なお、合併時には信号の手前のカーブ、さつき団地の入り口より直進で141号に出る計画もあったようですが、市ではこのへんの事情をどのように把握しているか、以上2点について伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

風間利子議員のご質問にお答えいたします。

お産の場づくり検討委員会について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市に産婦人科医を設置する会からの署名提出についてであります。

市民からの要望は切実に感じておりますが、現在、全国的に医師不足が深刻となっている中で、単独による産科の設置は非常に難しい状況であります。たしかに私も日ごろから言っているんですけども、少子化対策として、産科医や小児科医がほしいなということでもあります。この不足に対しましては、私なりに医師のリスクの問題やら、あるいはまた医療報酬の問題等々を国に働きかけているつもりでありますけれども、北杜市としても全力で、この確保に、これからもあたりたいと思っております。同様な問題を抱えている市町村が連携しながら、広域的な面からも検討していく必要があるかと考えられます。

産科医療のあり方については、市民と行政が一体となって妊娠・出産に関連した実態把握及び医療現場のあり方なども含め、よりよい環境づくりを検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁します。

○議長（秋山俊和君）

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

風間利子議員のご質問にお答えいたします。

お産の場づくり検討委員会について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市お産の場づくり検討委員会の進捗状況ですが、今年度は4回の検討委員会を開催いたしました。委員会においては、妊娠・出産に関連したアンケート調査など実態の把握を行い、お産の場の方向性についての検討を重ねております。

また、先進地研修として、助産所を自治体で設置した長野県東御市の市立助産所とうみへの視察研修を行いました。

11月3日には、行政と市民の協力による、いいお産の日フォーラム in 北杜を開催したところであります。いいお産の日フォーラムには400人からの市民の参加があり、各種展示や体験コーナーのほか産婦人科医による講演も行っていただきました。また、シンポジウムにおいては出産体験者や助産師、高校生など、5人のパネリストがそれぞれの思いなどを発表し、活発な意見交換が行われたところでございます。お産の場づくり検討委員会では、これらの事業を通して、お産の場の現状を市民に発信していく考えであります。

また、この委員会は少子化対策の一環として、より安全に安心してお産を行える場として検討する機関として位置づけておりますので、答申ではなく提言をいただく中で、今後のお産の場のあり方についての方向性を模索していきたいと考えております。

次に、緊急を必要としたお産の件数についてであります。

自然分娩以外での出産については、平成18年度から20年度にかけて出産した775件の事例の中で、帝王切開が90件、吸引分娩が21件、鉗子分娩が5件でありました。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

7番、風間利子議員の県道横手日野春停車場線のご質問にお答えいたします。

県道横手日野春停車場線と日野春停車場線については、これまで釜無川橋の架け替えや日野春トンネルを含むバイパスの整備など、重点的に実施されてきたところであります。現在は、国道20号の牧原交差点改良工事や、須玉町若神子下和田地内の下和田橋架け替えを含む改良工事も実施されております。

ご質問の国道141号交差点西側については、当初、さつき団地付近から直進し、国道に出る計画も検討されましたが、諸般の事情から現計画になったとのことです。しかし、この計画についても一部の地元関係者の協力が得られず、改良工事が実現できていない、そんな状況にあると聞いております。

今後は地元関係者の協力を得る中で、当初の直進案も含め、早期に実現が図られるよう、改めて県に要望してまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

風間利子君の再質問を許します。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

お産の場づくりについて、質問させていただきます。

各自治体では、当然、産科医を願うところですが、県内で出産できる医療機関は7つの病院と診療所9カ所、計16カ所の医療機関しかないと聞いております。県内24の市町村には出産できる場所がないという、危険な状態だとの報道もありました。

過日、北杜市の医療を考える会で、先生のお話では、産科医を置くには最低、年600人の出生が必要だといわれましたが、産科医を置くにはどのような条件が必要か伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

産科医を設置するための要件ということでもありますけれども、産科医としての設置については、考え方が幾点かあるかと思えますけれども、例えば、一番大掛かりにはなりますけれども、病院に産科医を設置するための要件ということになりますと、産科医を3人、それから小児科医を1人、麻酔科医を1人、これは山梨大学の医学部の考え方として、こういう体制が1つのルー尔的な形として、病院の産科医に対しては、こういうような体制が基本的なものとして位置づ

けられたものでございます。

それから開業医を誘致するための要件ということになりますけども、個人開業医としてやる場合については、産科医は1人ということになります。しかしながら、当然、産科医としてどこまでやるかという部分も含めまして、他の医療機関との連携体制が、これは必要になってくると思いますし、それぞれ看護師であったり、助産師であったりというふうな方たちも、それなりに当然、採用しなければならないと。

それから、もう1点は助産所を設置する、誘致するということになろうかと思います。この場合については、必ずしも産科医は、専任の産科医としては必要ではないというふうに言われておりますけども、嘱託医であったり、嘱託としての医療機関との連携を必要とする状況になっております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

お産につきましては、先ほどお話にもありましたように、近隣の自治体と一緒に考えなければと思いますが、近隣といいますと韮崎市になりますが、韮崎市の去年の出生は、なんか195人ということを知っておりますし、本当に産科医を願うところですが、産科医ができないということであれば、お産の場を設置するにも、緊急時の地域医療連携病院との契約が必要であることも聞いております。先ほど、お話にも出ましたが、北杜市で、お産の場の検討委員会で長野県の東御市に研修に行ったということですが、東御市は人口が3万人強で、出生は年間250人ぐらいだそうです。この助産所については、市長のマニフェストで、1年ぐらいで建てたということで、今年の4月から80人ぐらいが出生していて、そのときに緊急を要した人というのは、2人ぐらいあったけど、先生に来ていただいて終わったということですので、本当に産科医を置くということは、情勢が厳しいのはすごくよく分かっております。24時間勤務だと、やっぱり3人の先生が必要となることだと思いますので、ぜひお産の場を早めに検討していただきたいと思いますし、先ほどお話にありました、いつごろ提言いただけるかということの答弁がなかったんですけども、できましたら、それもお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

東御市につきましては、たまたま引退をし、そこに定住しようとしている先生が、たまたまそこにいらしたということのタイミングの中で、その助産所の開設がされたということであります。特に、その先生も自然分娩ということにこだわった体制でのお産ということをやっているようでありまして、特別、手を出さなくてもということの中で、順調に運営がされているという、本当に模範的な、本当に環境に恵まれたところであるというふうな感じに認識しております。

それから、いつごろ提言をいただくのかということでもありますけども、このお産の場の検討委員会につきましては、昨年から来年、23年度まで3カ年というふうな期間を設けた中での

委員会を設置しているところでございますので、来年度中にということでの提言をとりまとめていただくような、作業として進めさせていただく予定であります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

次に県道横手日野春停車場線についてなんですけど、先ほどの答弁で、やっぱり地元の理解が得られないということなんですけども、地元の理解はやっぱり北杜市として、理解を求めていくということでしょうか。もし、それでしたら、できるだけ早くということなんですけど、そのような状況をふまえて、ぜひ県のほうにお願いしていただきたいと思いますが、その地元の理解を得るということについての説明をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

風間議員の再質問にお答えをいたします。

地元の理解を求めるということは、どういう、市としてどのような関わりを持っているのかと、そんな内容だと捉えてよろしいでしょうか。

基本的に、やはり県道なものですから、地元の理解というのは、県が直接、その地権者とお話をされて、理解を求めるとというのが基本的な形です。ただ、うちは県と一体となって、県道整備を進めるということがありますから、県に求められて、一緒に市としても、地権者の理解を得るべく、働きかけるということは、当然でございます。ただ、ここで言っている地権者につきましては、市が協力を求められたということはございません。非常に、厳しい対応があったようです。市は特に、その対応を求められたということはございませんでした。

先ほどの質問の中、私、ちょっと答えを漏らしてしまったのか、カーブ、ちょうど鳩川ですか、中田さんのお宅のカーブあたりが、だいぶ前に仕上がっているけども、あれはどうなっているんだという、ご質問でありました。その点につきましても、実は橋梁の架け替えというのが、これからあると。その本橋を架け替える前に、仮の橋も架けなければならないということがございまして、あのカーブが一体的に利用できるのは、26年度中と聞いておりますので、その点も、すみませんが、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

地元の理解が得られないということだと思いますので、ぜひ県にお任せでなく、やっぱり県のほうに聞いていただいて、一時も早く、あそこをなんとかしていただくようお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

お答えをいたします。

当然、市としてできる部分は、最善を尽くして頑張るということであります。ただ、県から要望がないと、なかなか動けないというのも事実でございまして、県と一体となって県道整備を推進したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで7番議員、風間利子君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、12番議員、利根川昇君。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

観光振興について、伺います。

政府の行政刷新会議による事業仕分け、いわゆる再仕分けが11月15日に行われました。観光庁が来年度予算の概算要求に盛り込んだ事業に、厳しい評価の結果が出ました。主力事業のビジット・ジャパン事業が3割削減、観光圏整備に代わる観光地域づくりプラットフォーム支援事業が5割削減を求められました。昨年11月の仕分けと同様に、事業の効果を説明するデータが不十分だというのが主な理由だそうです。国内観光振興の目玉事業であるプラットフォーム支援事業は予算要求を半減し、抜本的に見直すという結果である。観光圏の法定協議会に補助金を交付する補助事業に代わり、広域の着地型旅行を企画する事業体を支援し、事業体の設立と事業体の実施する初期の事業に対し、補助金を交付するというものである。

昨年の仕分けで8割削減の判定を受けた観光圏整備事業に代わる、この事業だけに、看板の書き換えではなく、滞在型観光を地域の自立的・持続的な取り組みにするために必要だと、最初はされてきたわけです。

観光圏整備事業と着地型旅行事業とは、ますます関係を深くしなくてはいけないことを考慮すると、リトリートの杜事業は観光圏事業と情報を一本化し、同一步調をとることが重要なポイントと考えられます。

今回の事業仕分けの結果を見る限り、観光関係の営業に従事している者にとっては、非常に残念です。わが市の観光関連事業の今後が心配になりまして、以下、質問いたします。

1. 観光圏整備事業の現在の状況を伺います。
2. この観光圏整備事業が5年間の予定でありますので、今後、事業執行への影響はないか、そのへんを伺いたしたいと思います。
3. 着地型旅行を目指すリトリートの杜事業の現在の状況を伺います。
4. リトリートの杜事業は、本年度で3年間の補助対象期間が終わります。今後の進めに対する市の姿勢を伺います。

以上4点、お願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

利根川昇議員のご質問にお答えいたします。

観光振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、八ヶ岳観光圏整備事業の現況と事業執行への影響についてであります。

観光圏整備事業につきましては、本年4月の観光圏認定以降、一般社団法人ツーリズムマネジメントを中心に、本市と富士見町、原村の3市町村が官民一体となり、観光客の受け入れ態勢の整備に取り組む事業を実施しているところであります。こうした中、来年度の観光圏整備事業について、国の補助体系が従前の形態から観光地域づくりプラットフォーム構築へと大きく変更されることとなりました。

この観光地域づくりプラットフォームは、着地型旅行商品の販売を行うため、地域内の着地型旅行商品の提供者と市場、いわゆる旅行会社、旅行者をつなぐワンストップ窓口としての機能を担う事業体、原則として旅行業登録を受けている団体が新たに必要となり、認定を受けている各観光圏において、大きな混乱が生じているところであります。

また、11月に行われた国の行政刷新会議において、観光地域づくりプラットフォーム支援事業そのものが事業再仕分けの対象となり、平成23年度予算について、予算要求の半減、抜本的な見直しという評価結果を受けたところであります。

こうしたことから、本市では、いまだ緒に就いてまもない八ヶ岳観光圏の当初の目的が達成できるよう、県と一体となって、観光地域づくりプラットフォームについて、各地域の実情に即した、柔軟な対応を国に要望しているところであります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

12番、利根川昇議員のご質問にお答えいたします。

観光振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、リトリートの杜事業の現況についてであります。

観光圏事業の目標は連泊滞在の推進、着地型旅行商品の創出・流通促進、それからインバウンドの推進であり、リトリートの杜事業が目指すものと合致しております。市では、平成19年6月に長期滞在型リトリートの杜宣言、平成21年7月にはリトリートの杜事業コンソーシアムが、54人の会員により一般社団法人を設立し、一般社団法人北杜市長期滞在型リトリートの杜事業コンソーシアムとして、事業を行ってまいりました。これまでに、旅行商品の開発や地域コンシェルジュの育成等を積極的に行ってまいりましたが、予想以上の景気低迷により、当初の目的である着地型旅行の推進は厳しい状況となっております。

次に、リトリートの杜事業の今後の進め方についてであります。

現在、本市の観光客滞在傾向として、日帰り型が多い状況にあります。地域経済への波及効果を高めるためには、滞在型観光への移行が重要であることから、地域事情に精通したコンソーシアムに対し、滞在促進の起爆剤になる旅行商品の開発及び集客事業についての委託などを行いながら、観光地域づくりの担い手になるような組織として自立できるよう、支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

利根川昇君の再質問を許します。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

再質問させていただきます。

もともと、観光圏整備事業とは、その観光圏内において、2泊3日以上滞留型観光に対応できるようにということで、地域の魅力を高めようとする区域とされています。可能となる総合的な支援として、着地型旅行というものが大きな位置を占めていることは、今の市長の答弁の中にもありました。いずれにしても、だいぶカットされた部分が大いわけです。観光圏事業とリトリートの杜事業が、同一の歩調をとるべきと考えていますが、具体的にどのような方法を現在、行っているのか。また今後、とっていくのか。いずれにしても、私は一緒にやるべきだというふうに考えているんですが、この点について、1つ伺いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

再質問にお答えをいたします。

一般社団法人リトリートの杜コンソーシアムでは、本年度から始めました観光圏整備事業の中で、現在、滞在、それから滞留時間を促進する事業というものを予定しております。体験プログラムに関する情報収集や着地型旅行商品の企画、それから販売についてのセミナーを開催する予定となっております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

再々質問をいたします。

このリトリートの杜事業、いわゆるリトリートの杜という、ある意味での会社、これが3年間、組織づくりに努力してきました。やっと、その活動期に入ってきた今、スピードアップしてもらいたいんですけども、今後のそのへんの市の姿勢といいますか、はっきり言えば、市のバックアップが必要だと考えます。

現在、例を挙げますと、ふるさと雇用で観光課に2人の人件費が確保されていますが、23年度はいいのではないかとこのように思っているんですが、その2人のことにしても、今後、ちょっと心配にはなっています。いずれにしても、市のバックアップについて伺いたいと思います。

それと、もう1つ。先ほどの答弁の中で、観光圏のこの事業が、旅行業を持つ団体が必要だというお話がありました。今、リトリートの杜という、その会社は第3種旅行業を取得しております。今後、募集型のいわゆる企画商品を販売していくわけですけども、そのところも市のバックアップがほしいなというふうに感じます。ある意味、2種への移行も期待したいとこ

ろですが、それは現在、60万円の返済業務補償金も、2種になれば220万円と上がります。そういった意味で、期待はしていますが、市内には2種の免許を持った業者もおりますので、市だけで、単独でやらなくてもできるのではないかというふうに考えます。

もう1つ心配なのは、3種の場合は着地型旅行と、当然、言われていますけども、結局、例えば東京の方面から、お客さんがお出でになるときに、いわゆる北杜市からすれば、近隣市町村がOKなわけですけども、隣にある韮崎まで来ていただければ、今のリトリートの杜が活躍できるわけですけども、東京とか直接、宣伝なりなんなりして、お客さんを引っ張ろうとするときに、単独でやればできないこともない部分もありますが、やはり都内の旅行業者を介しますと、結局、両方へ手数料を払わなければならないことになっております。そんなことが一番のネックになっているのかなというふうに感じている部分もあるんですが、心配なのはリトリートの杜という、その会社が今後、育っていくのに、いずれにしましても市としてのバックアップをしてあげていただきたいということを要望と、それから姿勢を伺いたいというふうに思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

再々質問にお答えをいたします。

3点ほどのご質問を受けたと思っておりますが、まず3年間、19年に立ち上げまして、21年に社団法人として登記が完了したということで、これからの方向性ということでありますが、議員さん申されましたように、23年度までは国の緊急雇用ということで、ふるさと雇用再生事業によりまして、2人の職員を確保しております。そのあとということのご心配でございますが、いずれにしましても、54人の会員という、大変、大きな会員の中で、せっかく設立した民間法人というふうな考えでおります。その中で、皆さま方が知恵を出し合っていて、自由な活動ということの観光振興ということ进行を期待しておるわけですが、24年からのことにつきましては、議論いただいております行革の課題もありますので、直接的な補助はできないかもしれませんが、商品開発、そういったものに委託しまして、そういった側面的な補助をしていきたいというふうには考えております。いずれにしましても、自立をしていただくことが大前提でございます。

それから3種の旅行業を取得したリトリートの杜という会社が、自主的に、繰り返しになりますが、販売していく上でのバックアップということでございますが、着地型旅行商品の販売は資格を有しているということが要件ということで、大手の旅行雑誌社、それからそれらへの紹介、それからビジネスモデルでございますが、持続可能な収益の仕組みというふうなことへの取り組みに対しても、間接的といいますか、支援をしてまいりたいというふうに基本的には考えております。いずれにしましても、官民一体となって取り組むべきだというふうに考えております。

それから有利な2種への移行でございますが、これにつきましては、今後、やはり法人の皆さまの中で議論をいただきまして、方向づけを確認していただくことを期待しております。その上で、できることは支援していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

今回の広域観光圏で、ある面では特徴であるのかもしれませんが、プラットフォーム事業、しかし、さっき私、答弁でも申し上げたように、各地域の実情に即して、柔軟な対応をしてほしいということを官公庁にも強く働きかけています。分かりやすく言うと、山梨県の場合でいうならば、山梨県観光振興推進機構が、そのプラットフォームの登録業者の団体、旅行業登録の団体が必要だという意味からすれば、山梨県観光推進機構もその1つでいいではないかという働きかけをしておるわけでございます。

いずれにしても、リトリートの杜は、私はここで解説するまでもなくて、いろんな意味で、北杜市で一休みしてみませんか、ひと花咲かせてみませんか、滞在型でと、こういう売り込みであるわけです。ある意味では、八ヶ岳観光圏もそんな位置づけで重ねて推進していきたいと思っています。

八ヶ岳といわず北杜市は、地形的にも日本のへそみたいなところでありますので、官公庁でもそういう意味で期待しているのを肌身で感じますから、いずれにしても、日ごろ申しているとおり、なんとか一流の観光地、こんな時代でありますので、世界に通ずる観光地を目指して、この八ヶ岳観光圏の指定とリトリートの杜を重ねながら頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで12番議員、利根川昇君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開時間を11時5分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（秋山俊和君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に北杜クラブ、2番議員、中山宏樹君。

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

小淵沢駅舎の改築、駅前広場整備について、ご質問いたします。

本日の山日紙面上で、このことが大きく載っております。それだけ関心の高いことだと思います。通告してありますので、通告に従って質問をいたします。

今年の夏は、気象観測始まって以来という猛暑の影響もあり、また折からの登山ブームの中、中高年登山者はもとより、最近は山ガールといわれているファッションブルな格好をした若い女性が急増中で、環境や自然との触れ合い、癒しを求めて、たくさん来ていただき、小淵沢の夏は非常に混み合っていました。

日本生産性本部のレジャー白書によると、登山人口は昨年よりも2.1倍も伸びていて、エコへの関心から山ブームの引き金となっているそうであります。それから八ヶ岳は、以前、東京のテレビ放送で、東京から一番アクセスのよい本格的な山として紹介されていました。それは小淵沢駅まで特急で2時間、それからタクシーで20分程度で標高1,560メートルの観音平まで行くことができます。初心者から熟練の人たちまで、八ヶ岳は登山者に非常に愛されています。非常に行きやすいところでもあります。このように特急の停まる駅として、県内では甲府に次ぐ駅として、非常に重要な駅であります。

小淵沢駅舎改築、駅前広場整備は平成7年の旧小淵沢町商工会で行われた駅前商業活性化事業のころより検討され続け、もう15年も経ちます。その後、中心市街地活性化法を受けて、TMO まちづくり推進機構で検討したりと、その間、ずっと駅舎及び駅前広場の整備は検討の中心でありました。このたびの市長のご英断で、やっと改築できる運びとなり、厚く御礼を申し上げます。また、先ほどの利根川議員の中でも出てきておりますが、八ヶ岳観光圏においては、その中心に位置し、観光圏整備の中で、駅の役割は非常に重要であります。駅舎の老朽化や送迎自動車の増加により、駅前広場の狭さ、バリアフリーへの対応等、時代にそぐわなくなっていることがたくさんあります。

それでは以下、大きな3項目について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

1. 基本構想について。

はじめに設計コンセプトは、なんでしょうか。今年、全面オープンした竜王駅の場合は、新しい市の象徴であるとされています。旧3町村、竜王町、敷島町、双葉町ということから三角形が基本的な構成要素とコンセプトされております。安藤忠雄氏という有名な建築家により、銀色を基調とした都会的な雰囲気仕上がっております。小淵沢駅の場合は八ヶ岳の玄関口、北杜市の玄関口として、高原の駅、山岳の駅となるのでしょうか。

それから市民協議会のメンバーはどういう方々で、目的と役割はどういう位置づけでしょうか。また近年の急速な高齢化時代を迎え、階段を上れないから電車が利用できないという話をよく耳にします。バリアフリー対策は、緊急の課題であります。自動車を降りてから、電車に乗るまで、車イスの人が1人で利用できる環境を整えることが必要ではないでしょうか。

2. 駅舎改築について。

駅舎の位置は、どこになるでしょうか。また形はいかがでしょうか。橋上駅という話も聞かえてきます。観光案内所につきましては、北杜市の観光案内として、非常に重要な施設であります。観光客の利便性を図るためにも、充実を図っていただきたいと思います。

3. 駅前広場について。

駅前広場はロータリーですか。大型バスがまわれるようにするのであれば、かなり広い面積が必要です。バス、タクシー乗り場も高齢者及び足の不自由な方には、遠くに持っていかれると利便性が悪くなります。またデマンドバス乗り入れにしても、将来的にはしてもらいたいし、白州方面、大泉方面からも利用できるようにしていただきたいと思います。

夏のシーズンは、駅前には車で溢れ、特急発着時間になると100メートルぐらい手前で、車から降りて駅に駆け込むのが現状であります。現在、商店街と駅の地盤が、非常に高低がありますが、下げることはできますか。冬に雪が降ります。そればかりでなく、雨が降っても非常に危険で、車道も兼ねますから階段というわけにはいきません。

それから駐車場、駐輪場はいかがでしょうか。現在、契約駐車場が西側にあります。駅舎が

西側に移動するとなると、台数が限られます。その代替はどうでしょうか。また、短時間の送迎駐車場は、どういたしますか。長坂の駅のようにコイン式の駐車場を望む声もあります。

以上、よろしく回答のほどをお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中山宏樹議員のご質問にお答えいたします。

小淵沢駅舎の改築について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、設計のコンセプトについてであります。

総合計画の中に掲げる活力溢れる豊かなまちづくりのため、豊かな自然環境や芸術・文化と一体化、あるいは同化し得る山岳風景の駅、高原をイメージした駅等といったコンセプトが地域性からも相応しいのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、駅舎改築及び駅前広場整備は、市民はもとより八ヶ岳南麓を訪れる観光客の玄関口として、また広域的な八ヶ岳観光圏計画を推進する上でのキーステーションとしても非常に重要なものと考えておりますので、基本構想の過程において検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

2番、中山宏樹議員のご質問にお答えいたします。

小淵沢駅舎の改築について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、基本構想における市民協議会についてであります。

市民協議会のメンバーにつきましては、地域を代表する者として小淵沢町から4人、須玉町、長坂町、大泉町、白州町から各1人の計8人。識見を有する者として4人、合計12人の構成であります。

市民協議会の目的・役割は、小淵沢駅舎・駅前広場整備基本構想策定にあたり、駅舎の位置や駅前広場のレイアウトなどについて、市民の意見をできるだけ反映させることであります。

次に、バリアフリー対策についてであります。

駅舎内におきましては高齢者、障害者等を考慮し、エレベーターを計画する予定としております。また、駅前広場につきましても、傾斜のある地盤ではありますが、でき得る限りバリアフリー対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、駅舎の位置・形状等についてであります。

駅舎の位置等につきましては、現在、市民協議会で意見を聞きながら検討しております。当然のことではありますが、駅利用者や地元商店街等を考慮しながら検討してまいります。

次に、観光案内所の位置についてであります。

観光案内所につきましては、駅舎とは別棟で駅前広場にあります。利用者にとって、駅施設内が利便性が高いと考えられますし、駅前広場のスペースの確保の点からも、駅舎内に配置を計画する予定であります。

次に、駅前広場についてであります。

現在、駅前広場につきましては、敷地が非常に狭い中で、バス、タクシー、一般車両の乗降が行われることから、観光シーズンの朝夕には混雑がみられ、大型バス、市営バスは駅前広場に入れない状況であります。駅前広場のロータリー計画にあたりましては、現駅舎の敷地も利用する中で、大型バスも含め、安全でスムーズな形態のロータリーを検討してまいります。また、駅前広場の整備計画につきましては、前小淵沢まちづくり協議会からもいくつか要望をいただいておりますので、要望に応えるべく検討してまいります。

次に、駅前広場の地盤についてであります。

入り口の市道から駅舎には上り勾配の傾斜があり、市道と駅構内駐車場は約2メートル以上の段差がありますので、駅舎、駅前広場の計画、バリアフリー、また費用対効果等も勘案する中で、事業効果が得られるよう検討してまいります。

次に、駐車場等についてであります。

現在、駅舎、駅前広場の基本構想策定中でありますので、協議会のご意見もお聞きする中で検討してまいります。

また、送迎の駐車スペースについては、乗降スペースを確保する予定であります。送迎の駐車スペースにつきましては、限られた敷地でありますので、一般駐車場との併用も含め、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

中山宏樹君の再質問を許します。

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

市民協議会のことですが、タイムスケジュールから、非常に短期間で策定をしなければいけなくなると思いますが、今後の予定について質問いたします。幅広い意見を聞いて、熟議をしてほしいと思います。

バリアフリー対策としてエレベーターを考えているという答弁ですが、小海線のほうへ行く場合、駅と中央線と計3カ所、付けることになると思いますが、そのへんはいかがでしょうか。

以上2点、お願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

2番、中山宏樹議員の再質問にお答えをいたします。

はじめに協議会の関係ですね、12月15日に市民協議会を立ち上げ、来年3月の基本構想策定に向けて、おおむね、今後3、4回、必要に応じてということですが、3、4回の開催を予定しております。設計コンセプト、駅舎位置、駅前広場、そしてバリアフリーなどの対策について、幅広く意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に3カ所にエレベーター、特に小海線への連絡については、小海線への跨線橋、小海線の乗り口については、跨線橋から階段とエレベーターでホームへの連絡を予定しております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

それでは次に駅舎、駅前広場について、建設後の維持管理費用が非常に重要かと思います。以前は花などの植花は役場がやったり、商工会がやったり、観光協会がやったりと、責任を持ってやっている人がいないときがあり、草だらけという状態もありました。このように責任の所在をはっきりしないと、管理ができないということも起きます。特にＪＲとの管理費用の区分は、明確にする必要があると思われます。所有権との兼ね合いがあると思いますが、後年の経費、負担経費軽減のためにも、ＪＲ等との維持管理費の負担区分については、必要最低限の負担になるよう、お願いしたいと思います。そのへんの考えをお聞かせください。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

深沢建設部長。

○建設部長（深沢朝男君）

お答えをいたします。

ＪＲとの管理費用区分についてでございますが、議員がおっしゃるとおりであります。管理費用区分につきましては、ＪＲ等と協議する中で、必要最低限の費用負担となるように協議をしまいたいと考えております。

そして、駅前の環境美化といいますか、駅前の整備・清掃というような部分も、これは当然、今後の課題として出てくるわけでございますけれども、それらについても、地元の方々のご協力・ご理解を得る中で、対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで2番議員、中山宏樹君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、11番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

すみません、左足を負傷しまして、歩行に時間にかかるため、自席にて質問させていただきたいと思いますが、ご許可をいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

自席での発言を許可いたします。

○11番議員（保坂多枝子君）

今、駅舎のバリアフリーなどのお話がありましたが、非常に今、身をもって体験いたしまして、ぜひ進めていただきたいと思っているところでございます。

それでは、子育て支援策について質問をさせていただきます。

ファミリー・サポート事業の現況について通告しておりましたが、昨日の代表質問と重複し

ている部分がございましたので、まず取り消しをさせていただきます。

国の施策の中で、少子化の進行や教育、保育ニーズの多様化に伴いまして、これまでの取り組みだけでは対応できない状況が顕在化しています。幼稚園、保育園の幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的一元的なシステムの構築を目標に、子ども子育て新システム検討会議が平成22年1月に開かれました。新システムには、政府の推進体制、財源の一元化や多様な保育サービスの提供、基礎自治体、これは市町村になりますが、その重視。幼稚園、保育園の一元化、ワークライフバランスなどの実現が盛り込まれておりまして、25年度の試行を目指しているところでございます。

全国的な現象としては、景気の低迷や女性の就業率が高くなったこともあり、保育所の待機児童が2万人、存在する一方、幼稚園の利用を要する児童は10年間で10万人も減少しております。これは、親が働いていれば保育所、働いていなければ幼稚園というように、親の就労、働いているかいないかで、利用の施設が限定されております。このことは子どもの成長過程で大切な集団生活が小規模化し、また運営上も非効率であると考えております。核家族化や少子化、社会情勢の不安なども要因として考えられますが、育児不安の大きい専業主婦家庭への支援が必要であります。

このような背景の中、保育園入園児の母親が産休や育児休暇を取得した場合、通園していた子どもは入園資格に欠けてしまい、せっかく慣れた保育園に通園できないことがあります。事情に応じて、市としても丁寧に対応をしていただいておりますが、本市には幼稚園がなく、中断せずにそのまま継続して通園できるような支援策は考えられますか。また子育て支援として、大変有効な未就園児、保育園に入る前の児童を対象とした、つどいの広場の事業がございました。そのことにつきましては、現況をお伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

11番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

子育て支援策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、産休中や育児休業中の保育園への入園についてであります。

産休中については、市では母親の出産月と、その前後2カ月間の保育園の入園を認めていることから、基本的に保育園に入園することが可能です。一方、育児休業中は、個別に事情がある方以外は、家庭で保育ができると考えられることから、保育園に入園いただくのではなく、必要に応じて、市が実施しているつどいの広場事業やファミリー・サポートセンター事業などを利用していただくのが原則となっております。

今後についても、基本的には今、申し上げたような考え方で対応をしておりますが、例えば、次年度に小学校への就学を控えている等、入園児童の環境の変化に留意する必要がある場合については、他の自治体の例も参考に継続入園の取り扱いができないか、検討してみたいと考えております。

次に、つどいの広場事業についてであります。

主に0歳から3歳までの未就園の子とその保護者が集い、交流や相談などを行うつどいの広

場については、現在、市内4カ所で運営をしております。つどいの広場につきましては、少子化が進行し、また、低年齢児の保育園入園率が上昇する中でも、平成21年度においては、20年度とほぼ同水準の1日平均11.2組が利用していただいております、大変、好評をいただいているところであります。市としては、今後も事業の充実に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

つどいの広場の事業について、お伺いいたします。

つどいの広場は、何カ所かあるということでございますが、この各つどいの広場では、いろいろな事業を行っていると思いますが、その中で、個性を伸ばすということも必要であると思います。また、統一した見解とか、それから指導の方法も必要であるというふうに思います。それがうまく噛み合って、個性豊かな人間性というものが生まれるのではないかとこのように思います。幼児教育というのは非常に大事なものだと考えておまして、その各つどいの広場の指導者との合同研修だとか、それから連携はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

つどいの広場の連携についてでございますけれども、指導員さん方につきましては、定期的に会合をもちまして、情報交換などをして、それぞれのつどいの広場の内容について、交換し合ったり、それから子どもの育成につきまして、情報交換をして、研修を図っているところでございます。

それからつどいの広場につきましては、今現在、250組ほどの方々が登録をいただいているわけですが、市内4カ所、どこのつどいの広場を利用することも可能でございますので、どちらのつどいの広場に通っていただいても結構だというふうなことで、個性を伸ばすということにおきましては、それぞれのつどいの広場を利用する中で図られているのではないかとこのように考えるところでございます。

それから研修ですけれども、積極的に研修には取り組んでいるところでございます。年1回、他市町村への研修なども行って、それぞれ研鑽を積んでいるところでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

昨日の代表質問の中にも、認定子ども園構想のお話がありました。それで今のようにつどいの広場事業だとか、それから保育園の充実という部分もございまして、北杜市には幼稚園がないということが、非常に働いていないお母さまにとっては、子どもをどういうふうにして集

団生活に慣れさせたらいいのかというふうな問題もございます。その中に、以前、私が質問させていただいたんですが、森の幼稚園という自主運営をしているところがございます。この11月26日、27日、28日に全国フォーラムというのがございまして、全国津々浦々から参加者がございました。また外国の韓国とか中国の方も見えまして、約500人ほど参加者がございました。これはキープ協会で行われたんですが、非常に充実したフォーラムでございました。

このように実際に、活動しているところもございますので、こんなことも、今から市の構想の中に組み込んでいただけるようなことも考えていただければ、非常にまた、うまいことができるのかなというふうに思いますので、今からの保育園のあり方、それから認定子ども園の考え方の中に、こういったものも構想として考えていただけるのかどうかということについて、お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

ご質問の森の幼稚園ピッコロ、それから認定子ども園というふうなことでございますけれども、現在の平成18年度からスタートしております認定子ども園の基準の中では、なかなか、森のようちえんピッコロの子ども園としての認定というものは、難しいんじゃないかというふうに考えますけれども、国において、平成25年度から新システムを検討してございます。そのような中で、どんなふうに対応がなされていくか注視した中で、検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで11番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、18番議員、秋山九一君。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

通告に従って、一般質問をさせていただきます。

全国各地で、複数の都道府県にまたがった地域を観光のためにまとめ、観光立県とする実現に向け、国際競争力の高い、魅力ある観光地の形成を促進する目的で、観光圏についての取り組みがありました。

山梨県においても富士山を中心とし、中富の和紙の里や身延山の久遠寺などの観光地、南伊豆半島までを含む山梨・静岡交流圏における観光振興による広域的地域活性化を図る取り組みが始まっております。私ども北杜市は長野県の富士見町、原村との観光圏が認定され、大変、喜ばしいことだと思います。

質問に入らせていただきます。

八ヶ岳観光圏の地域連携はということで、質問に入ります。

先般、国等の政策の中で観光圏というものが発表され、北杜市においては、ご承知のとおり

国土交通省が4月28日に隣接する自治体が連携して、魅力ある観光に取り組む観光圏に北杜市と長野県の富士見町、原村を八ヶ岳観光圏として認定しました。

また、それに伴い、3市町村の観光商工業団体など、八ヶ岳観光整備推進協議会が構成されたと聞きます。この構想について、県境を越えての八ヶ岳エリアとしての考えを浸透させ、八ヶ岳を挟んでの文化、経済、農業等のさまざまな分野での交流をと思います。現況を考えると、特に観光面に対しては、八ヶ岳を代表する清里や小淵沢などの南麓に広く関わる観光活性化については、もっと積極的に取り組むことが大事なのではないかと思います。

先ごろ、来期の県立高校の生徒募集要項が発表され、その中に長野県からの生徒の入学枠を設ける旨の話もあり、教育の場においても長野県との関わり、結びつきがさらに深くなりつつあります。

北杜市にとって、広域化は住みよいまちづくりを考えていく上で、今後さらに重要なことになってくると思います。今回締結した富士見町、原村との関係について、さまざまな交流を深めていく上で、現在のアクセス道路状況の問題など、どのような働きかけや取り組みを行っているのか。また、これからの推進方法、計画等、市としての見解を伺いたいと思ひまして、質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

秋山九一議員のご質問にお答えいたします。

八ヶ岳観光圏の地域連携について、いくつかご質問をいただいております。

八ヶ岳観光圏は、魅力ある八ヶ岳地域の地理的な優位性を生かしながら、長期滞在型の観光地づくりのため、本市と富士見町、原村が県境を越えて連携し、観光圏の認定を目指し、官民が一体となった取り組みを行った結果、本年4月28日に国の認定を受けることができました。認定に伴い、国の総合的な支援を受けることが可能となり、観光資源、交通移動、案内・情報提供などのレベルアップを図る地域の取り組みに対し、財政的な支援が受けられるようになりました。

また、広域連携・交流を進める上でのアクセス道路の整備などの社会資本整備については、国において、基幹となる事業実施のほか、これに併せて関連する基幹事業の効果を一層高めるための事業を一体的に支援するため、地方公共団体にとって自由度の高い社会資本整備総合交付金を交付する制度が創設されました。

八ヶ岳観光圏では、この社会資本整備事業に広域で取り組むため、国、県、構成市町村がメンバーとなった八ヶ岳観光圏社会資本整備連絡会議を設立し、広域連携する上でのさまざまな懸案事項等について、現在、整理・調査を行っているところであります。

今後、社会資本整備に必要な施策については、その調査結果に基づき、3市町村が連携し、対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

秋山九一君の再質問を許します。

秋山九一君。

○18番議員（秋山九一君）

再質問をお聞きしたいと思います。

長野県、天竜系、富士川系ということの中で、東海・関東ということで、文化の、非常に相違がありまして、私も子どものころ富士見町へ行って、川がなぜ北に流れるのかとって、ちょっと感動したこともあるけども、富士見町から分かれて天竜へきたということでございますので、そうはいっても、いろいろ今までの習慣や文化が、その土地によって、非常に違うんではないかなと、こう思うわけけども、その先駆けとして、交流を深める、いい時期だと思っておるわけです。

私たち、先般、ちょっとお話がてら、スポーツ交流について、富士見町と原村と、ちょっと教育委員会と話をした中で、非常に好感触でありまして、一緒にやりましょうなんていうことで、大筋がまとまったということでございます。そうはいっても、北杜市は大きいほうでございますので、主力をもって取り組まなければならないと、私はここで痛感したわけけども、その他の分野のほうでも、積極的にやってもらうわけけども、観光農業とか、いろいろ産地直営のものが、いろいろ違いがございます。農業にしても、花の栽培なんかも、すごく活発的にやったり、葉菜ですかね、ちょっと北杜市と違った野菜等々をあそこで作っているということの中で、そこらへんが1つになれば、すごいものが出るではないかなと思うわけけども、何しろ、住民と一体となって組まないと、上だけでやっていたでは、やはり上滑りになってしまうのではないかなということで、地域住民ともしっかり、どんなことでも交流を深めながら、これに取り組むことが成功の1つではないかなと思うわけです。

北杜市の中でも、白州町の大武川地区がありますよね。そこは、富士見町に学校から何から、全部行っておると。また甲陵にしても、長野県からも大変、来ていただいていると。先ほど、私の質問のように、今回の県立高校にしても、長野県は、非常に近くになっているということでございますので、ぜひ、市を挙げて取り組んでいけば、いい形が出るではないかなと。

また、話の中でも、われわれが取り組んでいる姉妹都市等も、富士見のほうへは、姉妹都市なんかも入れながら、ちょっと拡大してやったらいかがかという意見も出たりして、そんなことも参考にしながら、ひとつ取り組んでいってほしいなと、こんなふうに思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

たしかに議員ご指摘のとおり、いわゆる富士見町以下、あちらのほうは川の水が北に流れるんだと。北巨摩のほうは、川の水が南に流れるだと。一つのたとえでありますけども、習慣がいろんな意味で違っていることはたしかだと思いますけども、この八ヶ岳観光圏を通じまして、地域の交流、人的交流が深まり、それがときに、さらにスポーツやら文化の交流に深まればという思いで、この八ヶ岳の観光圏も位置づけて頑張っていきたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

(はい。の声)

以上で、質問を打ち切ります。

これで18番議員、秋山九一君の一般質問を終わります。

次に明政クラブ、17番議員、坂本治年君。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

一般質問を行います。

公共施設の遊具、また通学等の安全対策は。

本市の合計特殊出生率は1.19であり、少子化が非常に進んでいるところであります。家庭では大切に育てられ、家の外で遊んでいる子どもは、ほとんど見ることはありません。市では、次世代育成支援対策推進法の施行を受け、子育て支援の充実、子育て世代に魅力あるまちづくりを目指す、ソフト面を柱とする子どもの声が響くまちづくり北杜を策定しました。非常に期待するところであります。しかし、家の中でゲームやテレビ、塾の宿題等で過ごしているのが現状ではないでしょうか。

そこで小中学校はもちろん、放課後児童クラブ、児童館、保育園、公園等に子どもたちに魅力のある遊具等を設置し、子どもたちが自然に集まり遊ぶ中で体力・知力が付き、また友だちとの仲間づくりもでき、原っぱ教育、道徳教育の一環にも役立つ、ハード面の施策も大切と考えます。また通学途中、公園、児童館等で遊んでいる中での事故が多く発生しています。大切な子どもたちの事故を未然に防ぐことは、非常に重要であります。

以下、質問をいたします。

1つ、公園、児童館、保育園、小中学校、スポーツ施設等に附帯している公園に設置されている個所数と遊具等の設置の数は。

2つ目、遊具の保守、点検等の状況は。

3つ目、新しい魅力ある遊具の設置の考えは。

4つ目、児童館、保育園、小中学校内及び周辺の監視カメラの設置の状況は。

5つ目、通学路への安全対策は。

以上、質問いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

17番、坂本治年議員のご質問にお答えいたします。

公共施設の遊具、通学等の安全対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに遊具等の設置数についてであります。小学校への設置数は174でございます。

次に遊具の保守、点検等の状況についてであります。

日本公園施設業協会の遊具の安全に関する規準に合致しているかの定期点検を、遊具点検業者、学校管理者及び教育委員会の三者により実施しているほか、学校関係者から遊具の材料の劣化など、安全性について指摘があった場合には、その都度、現地に赴いて確認をしているところでございます。その結果、事故につながるおそれがあり、対策が必要と判断した場合には、補修、あるいは使用禁止、撤去等、そんな措置を講じることとしております。

次に監視カメラ設置の状況についてであります、小中学校については、3校の中学校の正面玄関等に設置してございます。

次に、通学路の安全対策についてであります。

通学路の安全対策の取り組みは、学校区ごとに組織している防犯パトロール、PTA安全パトロール、スクールガードボランティアなどの皆さまによる、通学時における子どもたちの見まわり活動や防犯パトロールを学校と連携して行い、子どもたちの安全を確保し、安心して学習できるよう防犯活動を実施しているところでございます。

また、子どもたちの下校時に地域全体で見守ることを呼びかけるための防災無線を活用した子ども見守り放送の実施や緊急時のための防犯ブザーやホイッスルの携帯、学校職員による登下校の指導なども行っております。

これからも地元の関係機関等の協力も得ながら、一層連携を密にしまして、引き続き子どもたちの登下校時の安全確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

17番、坂本治年議員のご質問にお答えいたします。

公共施設の遊具、通学等の安全対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、遊具等の設置数についてであります。

施設に付帯する公園等で、現在、使用できる遊具が設置されている主なところは、須玉町のろしの里ふれあい公園、高根ふれあい公園、長坂町三分一湧水館、フィオーレ小淵沢、白州体育館、フレンドパークむかわ、武川多目的屋内運動施設の7施設、遊具の設置数は59であります。

なお、保育園等では、市内15カ所の公立保育園に218、市内8カ所の児童館・つどいの広場に27の室外遊具が設置されております。

次に保守、点検等の状況についてであります。

市が管理する2施設、指定管理者が管理する5施設につきましては、市では一部専門業者に委託しておりますが、そのほかにつきましては担当課や指定管理者による保守、点検を行っております。また、保育園や児童館などの室外遊具については、毎年1回、定期的に点検を行っており、点検結果に基づき、必要に応じて保守等を行っております。

なお、保育園や児童館などでは、遊具の劣化等による事故は発生していないところです。

今後は、地域にあります小規模な施設も含めまして、管理・点検の徹底を図っていただけるよう、改めて管理者にお願いし、安全性の徹底をしていきたいと考えております。

次に、新しい魅力ある遊具の設置についてであります。

保育園や児童館などについては、昨年度、国からの交付金等を活用し、新しい室外遊具を導入したところであり、当面はこれらの遊具を活用していきたいと考えております。

次に、監視カメラの設置状況についてであります。

監視カメラについては、児童館などには設置されておりますが、市内15カ所のすべての公立保育園に設置されております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

坂本治年君の再質問を許します。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

まず、1つ目の保育園等の遊具の設置の件なんです、私が各保育園等を見て歩いたんですが、これは全部で17の保育園の中で、15カ所の保育園は、まず大体、平等の5つか、6つぐらいの遊具があるわけなんです、2カ所の保育園ですね。その名前は、言わなくてもいいんですが、合併前からの、これは保育園の遊具なんです、非常に多いわけですね。20カ所もあって、20と12ぐらいあるんですね。ですから、それは旧町村のときから行ってきたものですから、今、どうのこうのではないんですが、市内の保育園というのは、やはり、同等のレベルの遊具というものは設置しなければならないと思っているんですが、私も見て歩いて驚いたわけで、なぜ、同じ保育園で遊具が多い、少ないがあるかと。

また小学校の中でも、遊具というのは非常に新しい遊具と、今までどおり、ブランコ等とか鉄棒みたいなものとか、簡単な遊具しかないという差別があるわけなので、それを今、部長がお答えいただいたんですが、国の方針でというようなことを言ったんですが、それは今後、小学校の統合という問題も出てきます。それにまた、遊具というのは非常に金がかかる問題でありますので、そのへんのところはやはり、統一した設置基準を設けるべきではないかと、私は思います。これも非常に予算とか、いろいろな問題もかかるわけなんです、そのへんのところを1つ、伺います。

次に2つ目の遊具の保守、点検の件なんです、やはりほとんどの遊具は金属製の遊具であります。そんなに錆びたとか、そういうものはないんですが、やはり、なんと申しましょうか、今、保守・点検を専門業者に委託しているという、やはり2カ月に1回とか3カ月に1回、例えば錆びて倒れないような、やっぱり保守・点検はやっていただきたいと思います。

次に3つ目の新しい遊具の件なんです、非常に財政の厳しい中ではありますが、市の中でも、やはり子どもの声が響くまちづくりということをしていくには、やはり、そういう遊具の中で遊びながら、親子で遊んで、子どもの声が響くということは、やはり、よそから見ても、非常に市民の心が和むような状況にあると考えます。

ですから統合、例えば設置した場合にも、そのようなことを考えていって、子どもの体力、知力というのが関連した遊具というものは、設置することが必要ではあると思いますが、そのへんのことを伺います。

次にカメラの件なんです、これは非常に難しい問題があるわけなんです、玄関ばかりに付けておいても、それはいかがなものかと。やはり、これは非常に難しいわけなんです、例えば保育園とか児童館、放課後児童クラブとか、例えば今、世の中には、今、テレビとか問題があるわけなんです、あのような人がというような、非常に今、不安定というか、世の中が不安視される時代でありまして、事件が起きてから、なぜ、あの人があんなことをしたというようなことが出てきているわけなので、実際に。ですから玄関ばかりでなくて、例えば校門とか、入り口のところから、まわりの道等にカメラ等を設置して、それを公に公表するわけではないんですから、そういうところへ付けてあるということだけで、不審者というものはそういうことに関係して、安全になると思います。これもいろいろな問題があるわけなんです、そ

のへんのところも考えてはいかがかと思います。

次に通学路の安全対策の問題ですが、今、スクールガードとか、いろいろな状況で登下校時には見守っているわけですが、特に学校へ行くときは団体で行くからいいんですが、帰るときには、夏場はまだ時間がいいんですが、今からは、どうしても学年によっては時間がまちまちでありますね。そういうときに、やはり通学路を例えば山付きとか、山の中を通るときがあります。現実には、そういうところには、やはり防犯灯をつくとか、スクールガードの方たちが例えば帰る3時から5時ごろまでの間に、地域の皆さんとかスクールガードの方たちが、そういうところを見守って歩くということも必要だと思いますが、そのような現状はどのようになっているか、伺います。

そして、子どもに緊急ブザーを貸与していますよね。それが学校で、ブザーをみんなが持っているかどうか。例えば、ブザーを貸しておいても、カバンに付けてあるかどうか、そのへんのところも確認しているか。常に、何か不審なことがあったら、110番の家に飛び込むということも必要なんですけど、やはり、そういう緊急ブザーを持っていなければ、壊れたとか、なくしたとか、そのような点も確認しているか、そのへんも伺いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

それでは、再質問にお答えをいたします。

まず、設置基準でございますけども、遊具については小学校ですけども、小学校への設置基準、平等にすべきという点につきましては、現在、設置してあります遊具につきまして、例えば補修ですとか、点検をした中で、それを有効に活用していくということで、もし安全に問題があって撤去した場合においては考えていきますけども、増やすとか、基準を設けるということは、現在のところは考えておりません。

次に点検につきましては、年1回、それぞれの業者をお願いしまして、点検をして、その結果に基づいて補修をしているということでございます。ですから、新しい遊具の設置については、とりあえずは考えていないということになろうと思います。

それから防犯カメラの設置でございますけども、防犯カメラについては、一定の防犯効果については認識しておりますけども、基本的には死角をつくらないような施設配置ですとか、職員数の見まわりが重要であると思います。防犯カメラですと、何か事件があったあと、それを検証するということになろうかと思しますので、そういうことよりも、実際、何かあったときに、例えば、職員室なり教室にサスマタ等で防御できるというふうな、即、対応できるような、施設のほうを検討していくべきなのかなというふうに思っています。

次に通学路の安全対策ですけども、通学路の安全対策につきましては、PTA等からの要望を受けまして、安全対策、それからスクールガード等々について、ボランティアの皆さまの協力等をいただきながら、対応をしているところでございます。

また、防犯灯につきましては行政区ですとか、PTAとかの陳情をいただく中で、総合支所等を通じて設置の協力をお願いしているということになろうかと思します。

また、ブザーの件につきましては、入学児童全員に北杜警察署を通しまして、市内の任意団体、8任意団体ぐらいがあるようでございますけども、毎年、防犯ブザーが寄贈されておりま

して、全員の小学生について備えられているというふうに認識しております。その後の電池ですとか、そういったものは、各保護者に委ねられていると思いますけども、基本的には全員が付けているというふうに認識しております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

坂本議員の質問にお答えをいたします。

保育園での遊具の数にバラツキがあり、設置した統一基準を設けるべきではないかというご質問かと思いますが、保育園につきましては、室内遊具については、滑り台やブランコなどを各保育園にバランスよく設置しているところでございます。この中で、設置数に差があることについては、運動場の面積が異なる等のためであると考えております。園児たちが運動場を使って、外遊びを活発に行うためには、運動場の広さに合った数の遊具とする必要があります。現在、各保育園はそれぞれ適切な数の遊具が設置されていると考えているため、特段、新たに統一した設置基準を設ける必要はないと考えているところでございます。

それから2点目ですけれども、遊具にサビ等があって折れる危険があるということでございますけども、先ほども答弁しましたとおり、年1回、定期的な点検を行っております。また、職員による目視による点検等も行っているところでございます。点検結果に基づき、必要に応じて保守等を行っております。今後も管理点検の徹底を図ってまいります。

それから新しい遊具、子どもの体力等に合った遊具を取り入れということでございますけども、保育園、児童館などにつきましては、昨年度、国からの交付金を活用し、新しい室内遊具を導入したところでございます。当面は、これらの遊具を活用していきたいというふうに考えております。

それから4点目ですけれども、防犯カメラについてのことでございます。現在、公立の保育園15カ所、各保育園に防犯カメラにつきましては、設置をしているところでございます。各施設の人の出入りが分かるように、設置をしております。市としましては、防犯カメラの設置とともに、それからまわりの協力も得ながら、施設の運営に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

再々質問をします。

ブザーの件なんですけど、持っているはずだという答弁ですよ。実際、私、ある子どもにお前、持っているかと聞いたら、実際は、学校ではそういう指定を、指導をしていると思います。現実には子どもが持っていない状況が、私が確認したところ、10人ばかりの通学児の中に3人ばかり、ないんですよ。ですから、そういうブザーを与えているということは、上では言っているんですが、現実には持っていない場合があるわけなので、そういう指導も、やはり徹底していなければならないと思います。防犯灯の件なんですけど、やはり、それは地域の班とか区

の問題も関わってくるわけなんですけど、現実には夏とかの日の長いときはいいんですが、今から11月、12月、1月、2月、冬休みを除いて、例えば暗くなる小学校5年、6年となると、やはりクラブとか、いろいろな問題で遅くなったときには、親とかそういうものが迎えにいかなければならないような現状が現実です。そういうときには、やはり防犯灯も必要ではないかと思います。

それと、もう1つ、カメラの問題。やはり、ことが起こってから、いろいろ言うよりか、やはり、ここにカメラがありますよということが分かれば、やはり不審者は、そういうことに対して敏感でありますので、今、先ほどもくどのようなんですが、なぜ、あの人があんなことをしたかということが、現実には今、起こっているわけなので、やはりカメラを設置して、それを市民に公表するわけではないんですから、それは防犯の1つですので、設置することが、これはいろいろな問題もあるわけなんですけど、そういうことは予防的な感覚で、やはり、そういうことをやる必要があるかと私は思います。その点を伺って、質問を終わりたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

議員の質問にお答えをします。

おっしゃるように、子どもの安全確保は最優先でございます。登校における安全、それから学校の中、あるいは施設の中での安全、第一に安全を図るべきというふうに感じるところでございます。

おっしゃっていますように、そのハード面の、例えば信号、ガードレール、歩道、防犯灯等々のそういう充実も必要に応じて進めなければいけないことでありますし、ほかのことでもそうですけども、市民との協働の中で、登下校の安全等、市民の皆さん、あるいは保護者の皆さんのご協力もいただく中で、子どもを見守ると、こういうことも必要であろうかと思えます。加えて、一言申し上げますと、実は今月に入ってから、学校現場の中でございますけども、中学生がたまたま、登校時に自転車通学の子がルールを守らずに、若干、急いでいて、飛び出しによって交通事故になったという事例がございます。また、小学生は集団で登校します。これは苦情の電話をいただいたわけですけども、まとまって歩いている子どもたちが、ときには子どものことですから、悪ふざけをする。運転をしている最中ではあったけども、道路に飛び出す子もいた。これは1回ではなくて、最近よく見られる光景だというようなお叱りといえますか、もしものことがあったら大変なことだと、ぞっとする思いをしたので、指導の徹底をというようなお話もありました。

したがって、そんな事例も考えますと、ハードの面の整備、それから市民の皆さんの協働・協力を乞うと同時に、当事者への指導といえますか、当然、持っているブザーをどういうふうにするか。あるいは、不審者が出たときにどう対応していくか等々、それから今、申し上げましたように、交通のマナーといえますか、心得といえますか、これもないとガードレールを設置したから、すべて安全だというわけにはいきませんので、そのへんはまさに持っているもの、あるものを、どう知恵を使って有効に活用するかというのは、まさに知恵でございますので、これは学校教育の分野だと思います。

日ごろから校長を中心に指導はしているところでございますけども、さらに繰り返し、そう

いった当事者としての指導、心得というものを徹底するようにしたいと思っています。どうぞ、ご理解をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで明政クラブ、17番議員、坂本治年君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、休憩いたします。

再開を1時45分といたします。

休憩 午後 0時16分

再開 午後 1時45分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に明政クラブ、3番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

通告により、3項目を一般質問いたします。

最初に公共施設の統廃合に伴う有効活用について、伺います。

統廃合により廃止が予定されている各施設、土地建物の有効活用について、すでに庁内で横の連携を図り、検討を進めていることと思いますが、その検討状況は。特に小学校の統合に伴い、廃止が予定されている施設の活用についてはどの程度、進んでいるのか、お聞きます。また現状を事前に調査・把握するなど、各施設の活用計画を策定し、基本的には統一した基準づくりが必要であると思います。

その基準に基づき、早い段階から地域行政区長や地域関係者などとの意見交換の場を持ち、地域としての有効活用についての考え方を聞くことが大切であり、その必要があると思いますが、現在までの検討状況と今後の取り組みについて、以下、見解を伺います。

庁内での検討状況は。行政組織の横の連携は図られているのかどうか。

廃止施設の活用計画策定、基本的な基準づくりの考えはあるのかどうか。

地域行政区長、地域関係者などとの意見交換の場は考えているのかどうか。

現場をよく知っている地域市民の声をどう反映するのか。

廃止が予定されている施設、土地建物の有効活用についての基本的な考え方を持っているのかどうか。

次に新しい公共のあり方について、伺います。

厳しい財政状況の中で、機動力を発揮できなくなった行政に変わり、公共サービスを行政区やNPO団体などに担ってもらうことが新しい公共という考え方であります。本市においても行政組織のスリム化、公共施設の統合が進められています。これらに伴い、ある程度の市民サービスの低下は避けられませんが、人口減少社会に入り、この問題を少しでもカバーしていくためには、行政と行政区との連携・協働が不可欠であります。

特に課題であります少子化や高齢化対策を推し進めていくには、行政区の一層の充実や地域ボランティアの育成、市民の協力が必要不可欠となっています。従来の市民生活を維持してい

くには、行政だけではできない時代になりました。地域、市民の協力があってこそ、行政課題を解決していくことができるものと思います。行政は積極的に地域に出向き、どうしたらいいのかを働きかける必要があります。市として新しい公共のあり方について、どのように考えているのか伺います。

最後に、市民を対象にした提案制度の募集について。

市の広報やホームページを活用して、市の課題や問題点をテーマに、市民から広く行政に対するアイデアや提案を募集し、市民から積極的に情報を求め、広聴面の充実を図ることを提案します。この提案制度は、北杜市をもっとよくしたい、この課題をなんとか解決したいなど、日ごろから感じている公共的な課題について、市民の皆さんから広く意見や提案を受け付け、応募作品は市の区長会で審査し、優秀作品として採用されたものは、広報やホームページに掲載するなど、市と協働して取り組むことのできる制度の提案です。この提案制度を取り入れる考えはあるかどうか、伺います。

以上で、私の質問を終わります。よろしくご答弁のほど、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

公共施設の統廃合に伴う有効活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、庁内での検討状況についてであります。

用途廃止された施設の有効的な活用については、その都度、関係部署との連携を図り、有効的な活用を図ってまいりました。用途廃止予定の施設の有効活用については、計画的に準備を進めていくことが重要であり、小学校等の統廃合もいよいよ日程が具体化してきたことから、管財課を中心として全庁的な連携を図るための検討会の設置の準備を進めてまいります。

昨日の代表質問でも議論しましたが、公共施設の統廃合、社会全体が引き潮感ですが、北杜市なりに積極的に位置づけてまいりたいと思っております。

その他につきましては、担当部長及び担当課長が答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

3番、相吉正一議員の新しい公共のあり方についてのご質問にお答えいたします。

人々の支え合いと活気のある社会、それをつくることに向けた教育や子育て、まちづくり、防犯や防災、医療や福祉などに市民一人ひとりが参加していただき、それを社会全体として応援しようという新しい価値観が、新しい公共と言われております。これは必ずしも近年、提示された考え方ではなく、古くから日本の地域や民間の中にあった、今や失われつつある協働の心を現代にふさわしい形に再編集し、人や地域の絆をつくり直すことであると考えております。

これまでも市民や企業、NPO法人と協働しながら、公共サービスの向上に努めてきたところでありますが、本年度につきましても、市民参加によるファミリーサポートセンターの運営、企業の森、音事協の森による森林整備、NPO法人や山梨大学・早稲田大学と連携した事業の展開などの取り組みを行っているところであり、これら各種事業の実施にあたっては、行政区

やボランティア団体との連携を図り、ご協力を願っているところでもあります。

今後も市民や企業、NPO法人と協働し、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉など身近な課題を解決していきたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

公共施設の統廃合に伴う有効活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、廃止施設の活用計画策定についてであります。

廃止施設の利活用については、基準づくりが必要となります。このため、施設台帳に記載している施設の規模、建設年度、取得価格等はもちろん、老朽化の状況や今後の修繕見込みなどを専門的な観点から検証することも考慮した上で、基準づくりを進めてまいります。

次に、地域関係者との意見交換と声の反映についてであります。

用途廃止施設の有効的な活用は、その地域にとっても大きな課題であります。このため、地域住民との意見交換を積極的に行い、要望を聞き取りできる限り反映させ、その活用に地域のコンセンサスが得られることが、重要であると考えています。

次に、廃止予定施設の有効活用についてであります。

廃止の予定される施設の有効活用については、施設の老朽化の度合いによる今後の修繕費の見込みや売却とした場合に地域に与える影響等を総合的に判断し、貸付または売却処分の方法を決定することとなりますが、いずれの場合であっても、契約の公平性・透明性については十分、配慮することといたします。

また、貸付を選択した場合については、市の今後の利用計画の有無、施設の老朽具合、借り手の利用目的や地域に与える影響等を考慮し、貸付期間を決定することとします。

なお、賃料または売却単価の軽減につきましては、必要に応じて北杜市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の見直しにより、対応する方途などを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

坂本政策秘書課長。

○政策秘書課長（坂本吉彦君）

3番、相吉正一議員の市民を対象にした提案制度の募集についてのご質問にお答えいたします。

現在、北杜市においては市民の皆さまからのご意見を伺う手段として、市長への手紙やインフォメーションメール、パブリックコメント等を実施しております。パブリックコメントにつきましては、特定のテーマに関するご意見を伺うものですが、市長への手紙には新しい事業の提案や市の施策への提言をいただくことも多く、ありがたく感じているところであります。

市長への手紙は、本庁と各総合支所に備え付けの用紙等による郵送とホームページからの投稿が可能となっておりますが、件数を見ますとホームページからのものが圧倒的に多く、役割を果たしているものと考えております。

市民の皆さまからの声を大切にすると言うまでもありませんので、今後も市民の皆さまから情報や提案をいただけるよう、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

最初に公共施設の統廃合に伴う有効活用について、再質問させていただきます。

昨日の代表質問、関連質問と重複した部分もありますが、よろしくお願いします。

それでは、再質問します。

公共施設の統廃合に伴う有効活用についてですが、特に小学校の跡地は防災上の避難施設としての役割とともに、地域コミュニティの場として、基本的に必要性が高いものがあります。本市においても急速な高齢化・少子化が進む中で、地域福祉の拠点施設としての活用も考え、検討を進めていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

いずれにいたしましても、現場をよく知っている行政区長、地域関係者、利用者との十分な協議の中で、有効活用についての一定の方向性が得られると思いますが、所見を求めます。

また次にですが、公共施設の整理統合、今回の第2次行革大綱（案）に掲げられていますが、公共施設の整理統合、既存施設の有効活用の中で、総合支所、生涯学習施設等の複合化の推進状況についても、現在の状況についてお伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

施設の複合化の進捗状況というか、利用状況ということでございます。市でも施設を有効的に活用するというところで、いろいろ、その活用を図っているところでございます。例えば、1つとしては、総合支所の空きスペースについては、合併後、社会福祉協議会とか商工会等々に貸し付けているところでございます。また、本年の4月からは須玉の総合支所につきましては、隣接する保健センターにも移転したところでございます。また平成23年度には、武川支所も保健センターに移転するという予定となっています。いずれにしろ、施設につきましては、今後有効的な活用を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

小中学校の廃校につきましては、先ほど午前中にも、ちょっとお話をさせていただいたわけですが、地域の皆さんの声を聞きながら活用していきたいと。全国的に見ましても、人口の減で統廃合は進んでおります。そんな中で、実際には学校の利活用の方策がなくて、そのままになっているという部分も、かなりのところであるようでございます。

したがって、地域の皆さんのもちろん知恵を借りたり、あるいはホームページ等で活用の方策を探ったりという形の中で、進めていきたいと考えています。また、前も言いましたよ

うに、そのまま市の施設として存続するということになれば、ランニングコスト等も当然、かかってきますので、そのへんについても見極めながら、譲渡あるいは貸付、それから有効活用と、いろんな方策を探っていくということになるのかなと思います。よろしくお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

答弁の中でも検討会を立ち上げて進めるという、お話がありました。また昨日の話でも早めの対応をしたいという市長の答弁もありましたけども、今回の行革大綱にありますように、部局をまたがる重要課題にはプロジェクトチームを、必要に応じてつくるということもありました。ぜひ、2年はすぐ早く、小学校の場合は2年先ですよね。今、立ち上げないと、地域を出たりすることが、ちょっと時間的に足りなくなる危惧があります。ぜひ、年度内にプロジェクトチームを立ち上げて、早くから対応できるような姿勢をお願いしたいと思います。そのへんについて、再度、見解を求めます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

山田教育次長。

○教育次長（山田栄明君）

つい、半月ぐらい前に庁内の部長さんたちで構成する会議におきまして、とりあえず学校の統廃合が近いなということで、学校を含めて、あるいは、例えば明野の朝神体育館の跡地ですとか、そういった部分もありますので、横断的なプロジェクトチームをつくりたいという合意のもとで、近々立ち上げる予定となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

次に新しい公共のあり方について、再質問をさせていただきます。

私は新しい公共の担い手として、地域に精通している行政区の活用と連携が必要不可欠であると考えています。地域、行政区の力を借りて、高齢者等の福祉や地域環境を守っていかねばならない時代になってきています。実際には、例えば行政でもしていると思います。先般、火災報知器、警報器ですか、消防団と地域の自主防災会と一緒に取り付ける。こういうことが非常に大切なんです。行政も職員削減ということで、そこまで至らないと思います。ぜひ行政区、行政区設置条例もありますよね。地区長は、市の事務を補助すると規定されております。ぜひ、129ある区長さん方とよく連携して、この厳しい時代を乗り切っていただきたいと思っています。

人を支えるという役割、少子化や子育て、高齢者福祉を行政だけが担うのではなく、子育てや高齢者福祉などの公共サービスに、地域の行政区や市民ボランティアが積極的に参加できるような仕組みづくりが取れないか。ただ、ボランティアといっても、今は有償的なボランティアの育成も含めて、考えていかなければならないと思いますが、そのへんについて、考え方を伺います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

新しい公共という概念でございますけども、私が思いますのに、新しい公共というのは、今まで、非常に肥大化してきてしまった行政といいますか、行政を、ここでいったん、身の丈にあった大きさに戻していくというのが、主な目的だろうと思います。

ご提案の行政区のお力をお借りして、連携して、市の行政を福祉行政だとか、そういったものに取り組みないかということでございますけども、今までも代表区長会等を通じまして、市の行政へのご協力をお願いしてきました。区長さんたちも大いにそういう需要といいますか、責任感といいますか、そういったものをお持ちになっておられて、積極的に私どもの要請に添えていただいているというふうに考えております。

今後とも、そういった代表区長会、それからそれぞれの支所で行っております地域の区長会等を通じまして、新たにというか、地域の活性化について、市民皆さまのお力を結集させていただくようにお願いしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

ぜひ行政区、かなり分かっている組織、NPO法人に代わる組織だと、私は思っています。地縁団体という、法人化ということも認められていますし、行政区との連携を図っていただきたい。これは、新しい行革大綱にも地域住民とボランティア等の協力関係の構築も確実に謳っています。このへん区長会も、たぶん2回ぐらいですか、代表区長会をやったと思います。もっと開いて、そういうことをお互いに協調して、今の北杜市の状況等も情報交換をする中で、推進していただきたいと思います。

もう1つ、地域委員会と行政区が連携して、地域の声を生かす取り組みは考えられないか、お聞きしたいと思います。

そして、先ほどの関係ですが、今の災害時の要援護者支援制度、障害者ボランティア、介護支援、また認知症のサポーターなど、行政区との関係を、もうすでにやっておりますので、そのへんすごく、連携強化していただきたいと思います。このへんについての考え方を再度、お聞きします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

進藤総務部長。

○総務部長（進藤芳彦君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

地域委員会と区長会と連携して、地域の課題に対処してほしいということでございますけども、現在でも、地域委員会の現状でございますけども、すべての地域委員会で、その地域の代

表区長さんなり、副代表といいますか、その方が地域委員会の中に参加しておられまして、その中で、区の問題意識とか問題点というのを地域委員会の中で、課題となるというように考えておりまして、現在も連携はできているのではないかというふうに考えております。

地域委員会の連絡協議会等とも通じまして、また、そのへんについては、さらに連携ができたり、それぞれがそれぞれの立場で地域の活性化について、ご協力が得られるようなことをお願いしていきたいというふうに考えています。

○議長（秋山俊和君）

原福祉部長。

○福祉部長（原かつみ君）

相吉議員の災害時要援護者制度、それから障害者のボランティア制度等についての協働ということでございますけども、災害時の要支援制度につきましては、昨年度から制度が始まりました。この制度を進めていく上には、行政区のご協力、それから民生児童委員さん、それから日赤の奉仕団等々の方々の協力を得ながら、この事業を進めているところでございます。

今後につきましても、なお一層、ご協力をいただく中で進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

次に市民を対象にした行政への提案制度について、再質問させていただきます。

私が提案しているのは、市長への手紙、パブリックコメントとは別に、先ほども申したように、北杜市をもっとよくしたい、この課題をなんとか解決したい、こうすれば市民の福祉が充実し、行政水準の向上が図られ、経費が節減できるなど、市民の皆さんが市政に対して、発案した創意工夫を手軽に、提案できる制度を設けることができないかという提案です。再度、見解を求めます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

坂本政策秘書課長。

○政策秘書課長（坂本吉彦君）

相吉議員の再質問にお答えいたします。

市長の手紙、パブリックコメント、インフォメーションメールなどによりまして、提案・問い合わせなど、多くの皆さまにご利用をいただいております。特にインフォメーションメールにつきましては、議員ご意見のように、提案などを手軽に送付していただく方法といたしましては、まさにこのインフォメーションメールをご利用いただきたいというふうに考えておりまして、さらに周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

再度、現在、提案制度として市長への手紙、かなりこれは苦情がきていると思います。これも先ほども答弁だと、ホームページからが多いと。やはり、すべての人が対象でないと思います。ホームページは、パソコンが打てる人ということになると思います。そして今現在、職員の提案制度などもあります。十分、承知しています。しかし市内には、人的・知的資源が豊富であります。それぞれの道に精通した知識を持った方がたくさんいます。私は広報やホームページの広聴面の充実。今までは、広報は確かにしてきました。広聴、聞く、それが必要な時代になったのではないのでしょうか。そういう点で課題、テーマを持って市民から建設的な意見・提案を求めるということで、地域力の活用を提案するものであります。再度、見解をお聞きします。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど来から、相吉議員からいろいろな意味で課題も多い時代だと。市民の提案を大切にすべきではないか等々のご意見をいただきました。いろいろな意味で、市民の力、市民とともに行政の原点だと思います。先ほど、違う形で行政区のお話がありましたけども、基本的には総務部長以下、答弁のとおりだと思います。地域委員会と区長会の連携だとか、あるいはまた129ある行政区を大切にしろとかというお話がありまして、まったく、そのとおりだと思います。

ちょっと、議論をお聞きしながら思ったのでありますけども、相吉議員が質問の中で、行政は積極的に地域に出向き、どうしたらよいのか働きかける必要があるというお話がありました。ちょっと角度を変えてみると、行商という字があります。商いをもって歩くから行商という。同じように行政とは、政をもって政を求めて歩くところから行政が始まるのかなと、字を対比しながら、お聞きしておったわけでありまして、いずれにしても、行政が積極的に市民の中へ入っていくことは、課題の多い時代だけに、なおさら大切だというご指摘をいたしながら、これからも行政を推進していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで3番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は12月24日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時15分

平成 2 2 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 2 4 日

平成22年第4回北杜市議会定例会（4日目）

平成22年12月24日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第1 | 議案第90号 | 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第2 | 議案第91号 | 北杜市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第92号 | 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第93号 | 北杜市長坂共同福祉施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第5 | 議案第94号 | 北杜市体育施設条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 議案第98号 | 北杜市小淵沢観音平グリーンロッジ条例を廃止する条例について |
| 日程第7 | 議案第95号 | 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例及び北杜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第96号 | 北杜市須玉町特産品加工施設条例を廃止する条例について |
| 日程第9 | 議案第97号 | 北杜市風林火山館条例を廃止する条例について |
| 日程第10 | 議案第150号 | 北杜市道路線の廃止について |
| 日程第11 | 議案第151号 | 北杜市道路線の認定について |
| 日程第12 | 請 願 第 5号 | 容器包装の発生抑制と再使用を促進するための請願書 |
| 日程第13 | 議案第99号 | 平成22年度北杜市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第14 | 議案第100号 | 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第101号 | 平成22年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第102号 | 平成22年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第103号 | 平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 議案第104号 | 平成22年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第19 | 議案第105号 | 平成22年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算（第1号） |

日程第20	議案第106号	平成22年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第107号	平成22年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第22	議案第108号	平成22年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第23	議案第109号	平成22年度北杜市大泉財産区特別会計補正予算（第1号）
日程第24	議案第110号	須玉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第25	議案第111号	高根町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第26	議案第112号	小淵沢町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第27	議案第113号	泉温泉健康センター及び大泉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第28	議案第114号	白州福祉会館（フォッサ・マグナの湯）及び白州町デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第29	議案第115号	むかわの湯、武川町デイサービスセンター及び武川多目的屋内運動施設の指定管理者の指定について
日程第30	議案第116号	北杜市知的障害者通所授産施設（パル・実郷）の指定管理者の指定について
日程第31	議案第117号	須玉全国植樹祭会場跡地公園（みずがき山自然公園）の指定管理者の指定について
日程第32	議案第118号	たかねの湯の指定管理者の指定について
日程第33	議案第119号	健康増進施設「健康ランド須玉」の指定管理者の指定について
日程第34	議案第120号	青年小屋及び権現小屋の指定管理者の指定について
日程第35	議案第121号	八ヶ岳登山歴史館の指定管理者の指定について
日程第36	議案第122号	小淵沢駅前観光案内所及び小淵沢駅前駐車場の指定管理者の指定について
日程第37	議案第123号	須玉町農林水産物直売・食材供給施設（おいしい市場）の指定管理者の指定について
日程第38	議案第124号	白州町農産物加工施設の指定管理者の指定について
日程第39	議案第125号	北杜市明野テニスコート及び北杜市明野多目的屋内運動場の指定管理者の指定について
日程第40	議案第126号	北杜市須玉総合体育館、北杜市穂足スポーツ公園及び北杜市須玉のろしの里ふれあい公園の指定管理者の指定について
日程第41	議案第127号	北杜市高根総合グラウンド及び北杜市高根体育館の指定管理者の指定について
日程第42	議案第128号	北杜市長坂総合スポーツ公園及びながさかげんき百歳センターの指定管理者の指定について
日程第43	議案第129号	北杜市白州総合運動場、北杜市白州ふるさと交流センター及び北杜市白州体育館の指定管理者の指定について
日程第44	議案第130号	北杜市北の杜聖苑の指定管理者の指定について
日程第45	議案第131号	北杜市オオムラサキセンターの指定管理者の指定について
日程第46	議案第132号	須玉津金ハーブ園の指定管理者の指定について

- 日程第47 議案第133号 須玉町農業体験農園施設（大正館）の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第134号 須玉歴史資料館の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第135号 小淵沢町大滝高齢者活動・生活支援促進機会施設の指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第136号 小淵沢町有機肥料供給センターの指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第137号 小淵沢町特産品開発センターの指定管理者の指定について
- 日程第52 議案第138号 小淵沢町高野ふれあい農園温室の指定管理者の指定について
- 日程第53 議案第139号 みずがきそば処の指定管理者の指定について
- 日程第54 議案第140号 小淵沢町物産会館の指定管理者の指定について
- 日程第55 議案第141号 小淵沢高野高齢者活動促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第56 議案第142号 小淵沢町下笹尾農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第57 議案第143号 小淵沢町久保農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第58 議案第144号 小淵沢町岩窪女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第59 議案第145号 須玉町大豆生田農産物処理・加工施設の指定管理者の指定について
- 日程第60 議案第146号 須玉町二日市場高齢者生きがい発揮促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第61 議案第147号 須玉町大和高齢者活動促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第62 議案第148号 須玉町藤田女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第63 議案第149号 須玉町森林環境ボランティア施設上小倉コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 追加日程第1 保坂多枝子議会運営委員の辞職勧告決議案
- 日程第64 発議第6号 容器包装の発生抑制と再使用を促進するための意見書の提出について
- 日程第65 閉会中の継続審査の件

2. 出席議員（21人）

1番	小 須 田 稔	2番	中 山 宏 樹
3番	相 吉 正 一	5番	野中真理子
6番	篠 原 眞 清	7番	風 間 利 子
8番	坂 本 静	9番	小 林 忠 雄
10番	中 嶋 新	11番	保坂多枝子
12番	利 根 川 昇	13番	千 野 秀 一
14番	小 尾 直 知	15番	渡 邊 英 子
16番	内 田 俊 彦	17番	坂 本 治 年
18番	秋 山 九 一	19番	中 村 隆 一
20番	清 水 壽 昌	21番	秋 山 俊 和
22番	渡 邊 陽 一		

3. 欠席議員

4番 清 水 進

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（28人）

市 長	白 倉 政 司	副 市 長	三 井 弘 之
総 務 部 長	進 藤 芳 彦	企 画 部 長	清 水 克 己
市 民 部 長	比 奈 田 善 彦	福 祉 部 長	原 か つ み
生 活 環 境 部 長	堀 内 誠	産 業 観 光 部 長	名 取 重 幹
建 設 部 長	深 沢 朝 男	教 育 長	井 出 武 男
教 育 次 長	山 田 栄 明	教育次長（図書館担当）	老 松 正 樹
会 計 管 理 者	坂 本 正 輝	監査委員事務局長・ 農業委員会事務局長	清 水 春 昭
明野総合支所長	堀 内 健 二	須玉総合支所長	小 澤 信 義
高根総合支所長	浅 川 明 男	長坂総合支所長	興 石 君 夫
大泉総合支所長	浅 川 正 已	小淵沢総合支所長	坂 本 敏 二
白州総合支所長	伏 見 常 雄	武川総合支所長	松 永 直 樹
政 策 秘 書 課 長	坂 本 吉 彦	総 務 課 長	菊 原 忍
企 画 課 長	大 芝 正 和	財 政 課 長	秋 元 達 也
管 財 課 長	篠 原 直 樹	食と農の杜づくり課長	茅 野 臣 恵

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3人）

議会事務局長	伊藤 精二
議会書記	上村 法広
〃	小澤 章夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人であります。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

4番議員、清水進君は病氣療養のため、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

諸報告をいたします。

監査委員から、平成22年9月及び10月分の例月現金出納検査について、結果報告がありました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承をお願いします。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 議案第90号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてから日程第12 請願第5号 容器包装の発生抑制と再使用を促進するための請願書までの12件を一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から議案第90号及び議案第91号について、報告を求めます。

総務常任委員長、利根川昇君。

利根川昇君。

○総務常任委員長（利根川昇君）

平成22年12月24日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会総務常任委員会委員長 利根川昇

北杜市議会総務常任委員会委員長報告

総務常任委員会は、12月7日の本会議において付託されました事件の審査を、12月14日に議員協議会室において慎重に行いましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

1. 付託された事件

議案第90号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
議案第91号 北杜市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する
条例について

以上、2件であります。

審査結果

この審査過程における、主なる質疑を申し上げます。

まず議案第90号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例に

ついてであります。

質疑、討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第91号 北杜市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「副団長を4人増員した根拠は。また今回の改正で、報酬額の増減はどのくらいか」との質疑に対し、「北杜市は面積が広いため、土地勘のある1人の副団長に2町のエリアを担当していただき、有事の際に速やかな対応をするためである。報酬額は13万7,500円の増加となる」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、総務常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生常任委員会から議案第92号から議案第94号まで及び議案第98号について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、千野秀一君。

千野秀一君。

○文教厚生常任委員長（千野秀一君）

平成22年12月24日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 千野秀一

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告

文教厚生常任委員会は、12月7日の本会議において付託されました事件の審査を、12月15日に議員協議会室において慎重に行いましたので、その経過ならびに結果について、ご報告いたします。

1. 付託された事件

議案第92号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第93号 北杜市長坂共同福祉施設条例の一部を改正する条例について

議案第94号 北杜市体育施設条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

議案第98号 北杜市小淵沢観音平グリーンロッジ条例を廃止する条例について

以上、4件であります。

審査結果

この審査過程における、主なる質疑を申し上げます。

議案第92号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「脳神経外科の設備関係は整っているのか」との質疑に対し、「内科的には揃っているし、M

R I も今年度、更新している」との答弁がありました。

議案第 9 3 号 北杜市長坂共同福祉施設条例の一部を改正する条例についてであります。

「現在の利用状況は」との質疑に対し、「共同福祉施設の貸館については、平成 1 9 年度に 3 千円の利用率収入があった。つどいの広場事業は 1 日平均 1 5 . 8 組、約 3 0 人の方が利用している」との答弁がありました。

議案第 9 4 号 北杜市体育施設条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

「多目的運動場の利用形態は」との質疑に対し、「フットサル、高齢者のゲートボール、グラウンドゴルフ、子どもたちの運動場などが考えられる」との答弁がありました。

議案第 9 8 号 北杜市小淵沢観音平グリーンロッジ条例を廃止する条例についてであります。

「廃止について、反対の声はなかったか」との質疑に対し、「地域に説明を行っているが、反対の声はなかった」との答弁がありました。また「手続きに齟齬があったが、安全面、防災面等を考慮してのことであり、ご理解願いたい」との答弁もありました。

以上 4 件について、質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第 4 1 条の規定により、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、経済環境常任委員会から議案第 9 5 号から議案第 9 7 号まで及び議案第 1 5 0 号、議案第 1 5 1 号及び請願第 5 号について、報告を求めます。

経済環境常任委員長、渡邊英子君。

渡邊英子君。

○経済環境常任委員長（渡邊英子君）

平成 2 2 年 1 2 月 2 4 日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会経済環境常任委員会委員長 渡邊英子

北杜市議会経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、1 2 月 7 日の本会議において付託されました事件の審査を、1 2 月 1 6 日に議員協議会室において慎重に行いましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

1. 付託された事件

議案第 9 5 号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例及び北杜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

議案第 9 6 号 北杜市須玉町特産品加工施設条例を廃止する条例について

議案第 9 7 号 北杜市風林火山館条例を廃止する条例について

議案第150号 北杜市道路線の廃止について

議案第151号 北杜市道路線の認定について

請 願 第 5 号 容器包装の発生抑制と再使用を促進するための請願書

以上、6件であります。

審査結果

この審査過程における、主なる質疑を申し上げます。

まず議案第95号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例及び北杜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてであります。

「白州横手地区の計画規模は」との質疑に対し、「概算総事業費は6億6千万円で、対象戸数は161戸である」との答弁がありました。

議案第96号 北杜市須玉町特産品加工施設条例を廃止する条例についてであります。

「施設の利用状況の把握は」との質疑に対し、「利用簿をつけてもらっている。今後も地域と話をし、大いに活用していくよう指導したい」との答弁がありました。

議案第97号 北杜市風林火山館条例を廃止する条例についてであります。

「風林火山館の収支状況は」との質疑に対し、「概算で収入が2億円、支出が2億5千万円、約5千万円の赤字である」との答弁がありました。また「手続きに齟齬があったが、施設の有効利用等を考慮してのことであり、ご理解願いたい」との答弁もありました。

議案第150号 北杜市道路線の廃止について、議案第151号 北杜市道路線の認定についてであります。

「廃止・認定の公示方法は」との質疑に対し、「本庁・支所の窓口にて、廃止・認定の図面を置いて明確に示したい」との答弁がありました。

以上5件について、質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第5号 容器包装の発生抑制と再使用を促進するための請願書についてであります。

紹介議員から補足説明を受け、審査を行いました。委員からは採択すべきとの意見が述べられ、討論はなく、全員異議なく採択すべきものと決定し、併せて委員会として発議し、国へ意見書を提出していくことに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから会議規則第41条の規定により、経済環境常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから議案第90号 北杜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第90号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第91号 北杜市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第91号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第92号 北杜市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第92号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第93号 北杜市長坂共同福祉施設条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第９３号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第９３号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第９４号 北杜市体育施設条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第９４号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第９４号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第９８号 北杜市小淵沢観音平グリーンロッジ条例を廃止する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第９８号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第９８号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第９５号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例及び北杜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第９５号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第９５号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第９６号 北杜市須玉町特産品加工施設条例を廃止する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第９６号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第９６号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第９７号 北杜市風林火山館条例を廃止する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第９７号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第９７号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第１５０号 北杜市道路線の廃止について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第１５０号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第150号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第151号 北杜市道路線の認定について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第151号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第151号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に請願第5号 容器包装の発生抑制と再使用を促進するための請願書について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、請願第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第5号は経済環境常任委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第13 議案第99号 平成22年度北杜市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

清水企画部長。

○企画部長(清水克己君)

議案第99号 平成22年度北杜市一般会計補正予算(第5号)について、ご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

本補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ2億5,271万1千円を追加し、歳入歳出予算の

総額をそれぞれ293億5,829万2千円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」によるものでございます。

第3条、債務負担行為の追加につきましては、「第3表 債務負担行為補正」によるものでございます。

第4条、地方債の変更は「第4表 地方債補正」によるものでございます。

5ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費補正、追加でございます。

8款2項、事業名 市単道路新設改良事業。金額810万円は、明野地区市道219号線におきまして、境界確定に不測の日数を要したことから明許設定をするものでございます。

同じく8款2項、事業名 駅整備交付金事業。金額2,310万円につきましては、明野地区、市道52号線におきまして、用地交渉、境界確定に不測の日数を要したことから、明許設定をするものでございます。

10款2項、事業名 長坂小学校建設事業。金額3,023万円は実施設計業務委託、仮設校舎管理業務委託に日数を要するために、明許設定をするものでございます。

以上3事業につきまして、予算を翌年度に繰り越しをするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為、追加でございます。事項 長坂統合小学校（仮称）建設に伴う仮設校舎の賃借料。期間、平成23年度から平成25年度まで。限度額2億円を設定するものでございます。

7ページをお願いいたします。第4表 地方債補正でございます。

道整備交付金事業、長坂統合小学校建設事業などに充当するために、合併特例事業債を8,030万円増額しまして、限度額を26億7,720万円とし、地方債の増額を48億7,210万円とするものでございます。

2ページへお戻りください。歳入について、ご説明をいたします。

10款1項地方交付税3,139万円の増額であります。普通交付税分でございます。

12款1項分担金1,300万円の増額でございます。県営土地改良事業に伴う受益者分担金でございます。

14款1項国庫負担金3,294万8千円の増額でございます。保育所運営費国庫負担金262万8千円。生活保護費国庫負担金3,032万円の増でございます。

14款2項国庫補助金5,366万1千円の増額でございます。内容でございますけれども、合併処理浄化槽の設置補助金116万1千円。道整備交付金事業2,500万円。経済対策交付金事業2,750万円の増でございます。

15款1項県負担金196万5千円の増額でございます。保育所運営費の県負担金の増でございます。

15款2項県補助金2,249万5千円の増額でございます。主なものにつきましては、子宮頸ガン予防接種補助金180万円。合併浄化槽設置県補助金116万1千円。緊急対策創出事業補助金102万円。水田農業構造対策費事業補助金1,500万円等でございます。

15款3項県委託金740万3千円の増額でございます。主なものにつきましては山梨県議会議員選挙委託金553万9千円。道徳教育総合支援事業委託金203万3千円でございます。

20款5項雑入954万円の増額でございます。内容でございますけれども、県道拡幅に伴う市のケーブル・施設移転補償費678万円。生活保護費返還金276万円でございます。

21款1項市債8,030万円の増額でございます。市道整備、ため池整備、長坂統合小建設に伴う合併特例事業債の増でございます。

以上、歳入補正の総額を2億5,271万1千円増額しまして、歳入予算の総額を293億5,829万2千円とするものでございます。

3、4ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項総務管理費324万6千円の減額でございます。主なものは人件費の減、1,114万6千円。県道八ヶ岳公園線道路改良に伴う光電送路移設工事費740万円の増によるものでございます。

2項徴税費3,176万6千円の増額でございます。人事異動によります職員数の増による人件費の増でございます。

3項戸籍住民基本台帳費251万1千円の減額でございます。人件費分でございます。

4項選挙費553万9千円の増額でございます。山梨県議会議員選挙費でございます。

3款1項社会福祉費4,831万9千円の減額でございます。主なものは人件費の減、4,507万5千円。国民健康保険特別会計、職員人件費繰出金の減、384万8千円でございます。

2項児童福祉費1,414万円の増額でございます。人件費の増、888万4千円。保育園広域入所委託料525万6千円の増でございます。

3項生活保護費4,171万6千円増額でございます。人件費の減、212万2千円。生活保護扶助費4,383万8千円の増額によるものでございます。

4款1項保健衛生費821万7千円の減額でございます。主なものは人件費の減、2,078万2千円。子宮頸ガンワクチンの助成補助540万円の増。合併浄化槽設置補助414万円の増によるものでございます。

6款1項農業費937万7千円の増額でございます。主なものとして人件費の減、3,617万8千円。県単産地づくりソフト対策事業補助金1,500万円の増。県営土地改良事業ため池整備事業負担金2,720万円の増によるものでございます。

2項林業費915万3千円の減額でございます。これにつきましては、人件費でございます。

4ページをお願いいたします。

7款1項商工費4,385万8千円の増額でございます。主なものといたしまして、人件費の減1,636万9千円。産業立地事業費助成金6千万円の増によるものでございます。

8款1項土木費1,007万3千円の増額でございます。これにつきましては、人件費でございます。

2項道路橋梁費1億478万6千円の増額でございます。主なものは人件費の増、148万6千円。市道52号線改良工事の工事費補償費5千万円の増。市道仁田平小倉線法面对策工事の工事費設計委託費5,300万円の増によるものでございます。

5項都市計画費183万4千円の減額でございます。同じく人件費でございます。

9款1項消防費4,030万2千円の増額でございます。峡北広域行政事務組合への負担金でございます。

10款1項教育総務費2,471万円の減額でございます。主なものは人件費の減、2,800万9千円。甲陵中高等学校繰出金、753万2千円の減。小中学校補助教員賃金496万3千円の増。小中学校就学援助費234万3千円の増などによるものでございます。

2項小学校費 3, 023万円の増額でございます。長坂統合小学校建設のための実施設計業務委託、仮設校舎管理業務委託料でございます。

4項社会教育費 1, 041万5千円の減額でございます。これにつきましては、人件費でございます。

5項保健体育費 2, 950万6千円の増額でございます。これにつきましては、人件費でございます。

以上、歳出補正の総額を2億5, 271万1千円増額しまして、歳出予算の総額を293億5, 829万2千円とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

一般会計補正予算（第5号）につきまして、2点、質疑を行わせていただきます。

まず1点目といたしまして、6款1項5目県営土地改良事業費、地域ため池等整備についてであります。

昨日は、ため池事故による児童が亡くなって以来、1年が経過いたしましたところでございます。事故の対応に、農政課は北杜市に点在するため池の掌握と点検に現場を長靴で歩き、教育委員会ならびに小学校は家族、児童のケアに素早く対応をいたしました。

私は昨日、事故現場で冥福を祈りましたが、すでに安全対策としてフェンスが巡らされておりました。そこへ1人の同級生の男の子がやってきました。男の子と少し、会話をいたしました。悲しいことだったけど、大人たちはみんな、この思いを1つの形にしたいと思っています。明日、議会があって、安全のための予算を審議するよと。おじさんは、そこで少し聞こうと思っているという会話をしました。亡くなった同級生の分も頑張っただと話を別れました。地元管理者の思い、願い、そして担当課の努力が実り、このような形となったことと思います。

そこで、今回のため池整備について、安全管理の部分でも予算配分がされていると考えるところでございます。安全管理について、まずお伺いをいたします。

次に7款商工費、1項2目商工業振興費についてであります。これは北杜市産業立地事業費助成金交付要綱により支出するもので、企業立地を促進し、雇用機会の拡大を図り、地域産業の振興及び市民生活の安定に寄与することを目的とするものであると考えております。

そこで6千万円を助成することありますが、民間レベルの経済の影響についてではなくて、北杜市に直接、利益となる。これは税金という形になりますが、その影響についてお伺いいたします。

以上、2点をお伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

名取産業観光部長。

○産業観光部長（名取重幹君）

ただいまのご質問、２点でございますが、お答えをいたします。

まず、ため池工事の件でございますが、今回、県営事業ということで、長坂の神楽ため池、それから小淵沢町の穴倉ため池と、この２カ所の工事につきまして、負担金の計上をさせていただきました。ご指摘のとおり、昨年、痛ましい事故があったわけですが、こういったことをふまえて、当然、附帯工事としまして、ネットフェンス等々の安全対策を施す予算が計上されております。これらの地元組合等の協議をしまして、どんなものがあるかというふうな協議をしております。あと、市内６０カ所のため池が北杜市内にはございますが、これらも随時、市単土地改良事業を充当しまして、ネットフェンス、防護柵等の設置を要請しているところでございます。

以上でございます。

もう１点でございますが、北杜市産業立地事業補助金の件でございます。この補助金を交付するわけですが、今後の効果でございますが、当然、雇用創出の場が図れたということでございます。それに伴いまして、地域の活性化等々の波及効果があるということ。それから工場、増設ということでございますが、それによりますと歳入効果、税収面でございますが、投下額によりまして、平成２２年から２７年までの６年間の歳入について、試算をしております。これは６年間の間には、課税免除、過疎対策法と企業立地促進法、それから市の企業等振興支援条例、これらを充当しまして、６年間の課税免除がございます。それから、そのほか、この法律に基づきましては、地方交付税の減収補てん措置が図られます。これらをすべて勘案しまして、６年間のトータルで約２億７、５００万円の歳入が見込まれるところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第９９号は、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第９９号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第９９号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第14 議案第100号 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)から日程第16 議案第102号 平成22年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算(第1号)まで、3件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

比奈田市民部長。

○市民部長(比奈田善彦君)

議案第100号 平成22年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)でございます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ384万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を58億309万6千円とするものでございます。

内容につきましては、職員の人事異動に伴う組み替えによる調整額の補正でありまして、一般会計からの繰入額を減額するものでございます。

続きまして、議案第101号 平成22年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)でございます。

この補正につきましても、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を36億5,716万8千円とするものでございます。

同じく職員異動に伴う人件費の組み替えによる調整額の補正でありまして、一般会計からの繰入額を減額するものでございます。

次に議案第102号 平成22年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,778万9千円とするものでございます。職員の人事異動に伴う人件費の組み替えによる調整額でありまして、一般会計からの繰り入れで補うものということでございます。

以上3件、よろしくご審議の上、ご議決いただけますよう、お願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第100号から議案第102号までの3件につきまし

ては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第100号から議案第102号までの3件につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号及び議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第100号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第101号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第102号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第102号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第17 議案第103号 平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)及び日程第18 議案第104号 平成22年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第2号)の2件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

堀内生活環境部長。

○生活環境部長(堀内誠君)

議案第103号 平成22年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。予算の総額にそれぞれ5 6 7 万6 千円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ2 2 億8, 6 1 1 万4 千円とするものでございます。

2 ページ、3 ページをお願いいたします。第1 表 歳入歳出予算の補正でございます。

まずはじめに歳入でございますけども、6 款1 項の繰越金でございます。新たに5 3 0 万7 千円を追加いたします。総額を5 3 1 万5 千円とするものでございます。

7 款5 項の還付金でございます。消費税の還付金を3 6 万9 千円、追加補正をするものでございます。

3 ページの歳出をお願いしたいと思います。

1 款1 項総務管理費9 2 万1 千円の追加につきましては、職員の人件費1 3 5 万6 千円の減額と水道の漏水によります、水道料の還付金2 2 7 万7 千円の合計でございます。2 項の施設管理費4 7 5 万5 千円の増額でございますけども、人件費の追加でございます。

続きまして、議案第1 0 4 号 平成2 2 年度北杜市下水道事業特別会計補正予算の第2 号をお願いしたいと思います。

1 ページをお願いします。歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に1, 7 0 6 万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ2 7 億7, 5 9 2 万7 千円とするものでございます。

2 ページ、3 ページをお願いいたします。第1 表 歳入歳出予算の補正でございます。

まずはじめに歳入でございますけども、1 款1 項の分担金でございます。現年分、3 1 万9 千円を追加補正させていただきます。

7 款1 項の繰越金1, 6 7 4 万1 千円を新たに、また追加をお願いするものでございます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款1 項総務管理費1, 5 8 4 万5 千円の追加補正でございます。内訳としまして、職員の人件費1 9 3 万8 千円の増額と、水道の漏水に伴います下水道料金の還付金2 2 9 万9 千円。それから消費税の確定に伴う中間納付、1, 1 6 0 万8 千円が新たに追加するものでございます。

2 款1 項の事業費でございます。1 2 1 万5 千円の増額ですけども、職員の人件費の追加でございます。

以上、よろしくご審議のほどをご議決くださいますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第1 0 3 号及び議案第1 0 4 号の2 件につきましては、会議規則第3 7 条第3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第103号及び議案第104号の2件につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号及び議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第103号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第104号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開時間を11時といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○議長(秋山俊和君)

それでは休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第19 議案第105号 平成22年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

山田教育次長。

○教育次長(山田栄明君)

議案第105号 平成22年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第1号)の説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ753万2千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ4億410万8千円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

歳入でございますが、5款1項の他会計繰入金、これは一般会計からの繰入金753万2千

円を減額するものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項の総務管理費でございます。職員の産休に伴います代替教員の報酬等の増額と人事院勧告によります給与、職員手当等の減額を合わせまして753万2千円の減額をお願いするものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決くださいますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第105号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第105号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第20 議案第106号 平成22年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第2号）から日程第22 議案第108号 平成22年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）までの3件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

比奈田市民部長。

○市民部長（比奈田善彦君）

議案第106号 平成22年度北杜市病院事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをご覧いただきたいと思います。

第2条の関係でありますけれども、収益的収入及び支出の予定額についてであります。まず収入の訪問看護事業所収益ということで、補正予定額413万2千円を加えまして、5,398万円とするものでございます。また支出の関係、訪問看護事業所費用として、同じく413万2千円を加えまして、5,398万円とするものでございます。

また第3条の関係で、予算の第9条に定めた経費ということで、職員給与費でありますけれども、413万2千円を加えまして、19億9,059万9千円とするものでございますけれども、これにつきましては、訪問看護ステーションつくしんぼにおける利用者の増加に伴う賃金と、それから手当を補正するものでございます。

続いて議案第107号 平成22年度北杜市辺見診療所特別会計補正予算（第1号）でございます。

同じく1ページをご覧くださいと思います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億179万3千円とするものでございます。これは特殊勤務手当の改正に伴う所長及び事務従事者の人件費の不足額の補正が主なものでございます。

続いて議案第108号 平成22年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ980万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,791万3千円とするものでございます。これは職員人事異動に伴う人件費の組み替えと特殊勤務手当の改正に伴う不足額の補正でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第106号から議案第108号までの3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第106号から議案第108号までの3件につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号及び議案名を述べてから討論に入ってください。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第106号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第107号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第107号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第108号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第23 議案第109号 平成22年度北杜市大泉財産区特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

浅川大泉総合支所長。

○大泉総合支所長(浅川正己君)

議案第109号 平成22年度北杜市大泉財産区特別会計補正予算(第1号)

1ページをお願いします。

総額に歳入歳出それぞれ264万5千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ496万4千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いします。

歳入、2款1項大泉恩賜県有財産保護財産区財産収入264万5千円につきましては、間伐材の売り払い金でございます。

歳出、1款3項事業費264万5千円につきましては、森林整備を行うための間伐材の伐採委託料と県に対する補償費でございます。

ご審議の上、ご議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第109号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第109号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第24 議案第110号 須玉町デイサービスセンターの指定管理者の指定についてから日程第63 議案第149号 須玉町森林環境ボランティア施設上小倉コミュニティセンターの指定管理者の指定についてまでの40件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

清水企画部長。

○企画部長(清水克己君)

議案第110号 須玉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、ご説明をいたします。

地方自治法第244条の2第3項及び北杜市の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第6条第1項の規定により、公の施設の管理について、次のとおり指定管理者を指定するもので、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公 の 施 設 の 名 称 須玉町デイサービスセンター

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県甲府市上石田1丁目7番14号

名称 株式会社やさしい手甲府

指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

以上でございます。

続きまして、議案第111号 高根町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、ご説明をいたします。

公 の 施 設 の 名 称 高根町デイサービスセンター
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市高根町箕輪新町50番地
名称 社会福祉法人北杜市社会福祉協議会
指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
議案第112号 小淵沢町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 小淵沢町デイサービスセンター
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市高根町箕輪新町50番地
名称 社会福祉法人北杜市社会福祉協議会
指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
議案第113号 泉温泉健康センター及び大泉町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 泉温泉健康センター
大泉町デイサービスセンター
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市高根町箕輪新町50番地
名称 社会福祉法人北杜市社会福祉協議会
指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
議案第114号 白州福祉会館（フォッサ・マグナの湯）及び白州町デイサービスセンターの指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 白州福祉会館（フォッサ・マグナの湯）
白州町デイサービスセンター
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市高根町箕輪新町50番地
名称 社会福祉法人北杜市社会福祉協議会
指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
議案第115号 むかわの湯、武川町デイサービスセンター及び武川多目的屋内運動施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 むかわの湯
武川町デイサービスセンター
武川多目的屋内運動施設
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県中巨摩郡昭和町西条5108番地
名称 むかわ福祉サービスセンター
指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
議案第116号 北杜市知的障害者通所授産施設（パル・実郷）の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 北杜市知的障害者通所授産施設（パル・実郷）
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市高根町箕輪2270番1
名称 社会福祉法人高根福祉みのる会
指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
議案第117号 須玉全国植樹祭会場跡地公園（みずがき山自然公園）の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 須玉全国植樹祭会場跡地公園（みずがき山自然公園）

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町小尾8862番地1

名称 増富特産品出荷組合

指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第118号 たかねの湯の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 たかねの湯

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市高根町清里3545番地5

名称 株式会社清里丘の公園

指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第119号 健康増進施設「健康ランド須玉」の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 健康増進施設「健康ランド須玉」

指定管理者となる団体の名称等 住所 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目10番1号

名称 キッツウェルネス・ブルーアース

指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成27年3月31日まで

議案第120号 青年小屋及び権現小屋の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 青年小屋

権現小屋

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市小淵沢8881番地

名称 有限会社八ヶ岳青年小屋

指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第121号 八ヶ岳登山歴史館の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 八ヶ岳登山歴史館

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市小淵沢町10061番地

名称 篠尾地区農林水産物食材研究会

指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

議案第122号 小淵沢駅前観光案内所及び小淵沢駅前駐車場の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 小淵沢駅前観光案内所

小淵沢駅前駐車場

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市小淵沢町1051番地1

名称 有限会社まちづくり小淵沢

指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

議案第123号 須玉町農林水産物直売・食材供給施設（おいしい市場）の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 須玉町農林水産物直売・食材供給施設（おいしい市場）

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県中巨摩郡昭和町西条2799番地

名称 株式会社アルプス

指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第124号 白州町農産物加工施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公の施設の名称 白州町農産物加工施設

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市白州町白須1291番地

名称 農事組合法人味の里はくしゅう

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第125号 北杜市明野テニスコート及び北杜市明野多目的屋内運動場の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公の施設の名称 北杜市明野テニスコート

北杜市明野多目的屋内運動場

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県甲府市善光寺町2999番地

名称 株式会社トミオカテニス

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第126号 北杜市須玉総合体育館、北杜市穂足スポーツ公園及び北杜市須玉のろしの里ふれあい公園の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公の施設の名称 北杜市須玉総合体育館

北杜市穂足スポーツ公園

北杜市須玉のろしの里ふれあい公園

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町若神子新町85番地

名称 有限会社北杜緑化

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第127号 北杜市高根総合グラウンド及び北杜市高根体育館の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公の施設の名称 北杜市高根総合グラウンド

北杜市高根体育館

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市長坂町大八田6811番地187

名称 北杜体育施設管理運営株式会社

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第128号 北杜市長坂総合スポーツ公園及びながさかげんき百歳センターの指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公の施設の名称 北杜市長坂総合スポーツ公園

ながさかげんき百歳センター

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市長坂町大八田6811番地187

名称 北杜体育施設管理運営株式会社

指定の期間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

議案第129号 北杜市白州総合運動場、北杜市白州ふるさと交流センター及び北杜市白州体育館の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公の施設の名称 北杜市白州総合運動場

北杜市白州ふるさと交流センター

北杜市白州体育館

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市小淵沢町上笹尾 3 3 3 2 番地の
1 5 5 5

名称 特定非営利活動法人八ヶ岳北杜グランデフット
ボールクラブ

指 定 の 期 間 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
議案第 1 3 0 号 北杜市北の杜聖苑の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 北杜市北の杜聖苑

指定管理者となる団体の名称等 住所 富山県富山市奥田新町 1 2 番 3 号
名称 株式会社宮本工業所

指 定 の 期 間 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
議案第 1 3 1 号 北杜市オオムラサキセンターの指定管理者の指定について、ご説明いたし
ます。

公 の 施 設 の 名 称 北杜市オオムラサキセンター

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市長坂町渋沢 9 1 0 番地
名称 特定非営利活動法人自然とオオムラサキに親しむ会

指 定 の 期 間 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
議案第 1 3 2 号 須玉津金ハーブ園の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 須玉津金ハーブ園

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町小倉 2 7 0 9 番地
名称 社会福祉法人新友会

指 定 の 期 間 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで
議案第 1 3 3 号 須玉町農業体験農園施設（大正館）の指定管理者の指定について、ご説明
いたします。

公 の 施 設 の 名 称 須玉町農業体験農園施設（大正館）

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町下津金 2 9 6 1 番地 3
名称 須玉町津金地区農業体験農園施設管理委員会

指 定 の 期 間 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで
議案第 1 3 4 号 須玉歴史資料館の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 須玉歴史資料館

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町下津金 2 9 6 3 番地
名称 特定非営利活動法人文化資源活用協会

指 定 の 期 間 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで
議案第 1 3 5 号 小淵沢町大滝高齢者活動・生活支援促進機会施設の指定管理者の指定につ
いて、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 小淵沢町大滝高齢者活動・生活支援促進機会施設

指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県韮崎市一ツ谷 1 8 9 5 番地
名称 株式会社りほく

指 定 の 期 間 平成 2 3 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
議案第 1 3 6 号 小淵沢町有機肥料供給センターの指定管理者の指定について、ご説明いた
します。

公 の 施 設 の 名 称 小淵沢町有機肥料供給センター
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市小淵沢町下笹尾114番地の147
名称 小淵沢町有機物流通組合
指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
議案第137号 小淵沢町特産品開発センターの指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 小淵沢町特産品開発センター
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市小淵沢町松向1762番地
名称 百の会
指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
議案第138号 小淵沢町高野ふれあい農園温室の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 小淵沢町高野ふれあい農園温室
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市小淵沢町松向1762番地
名称 百の会
指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
議案第139号 みずがきそば処の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 みずがきそば処
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町小尾8841番地6
名称 黒森区森林総合利用施設管理組合
指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで
議案第140号 小淵沢町物産会館の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 小淵沢町物産会館
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市小淵沢町7559番地6
名称 小淵沢本町区
指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
議案第141号 小淵沢高野高齢者活動促進施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 小淵沢高野高齢者活動促進施設
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市小淵沢町8598番地
名称 高野区
指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
議案第142号 小淵沢町下笹尾農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 小淵沢町下笹尾農林水産物処理加工施設
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市小淵沢町下笹尾114番地の81
名称 下笹尾区
指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
議案第143号 小淵沢町久保農林水産物処理加工施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 小淵沢町久保農林水産物処理加工施設
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市小淵沢町6267番地2
名称 久保区

指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
議案第144号 小淵沢町岩窪女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 小淵沢町岩窪女性・若者等活動促進施設
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市小淵沢町5030番地
名称 岩窪区

指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
議案第145号 須玉町大豆生田農産物処理・加工施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 須玉町大豆生田農産物処理・加工施設
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町大豆生田421番地2
名称 大豆生田区大豆生田班

指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
議案第146号 須玉町二日市場高齢者生きがい発揮促進施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 須玉町二日市場高齢者生きがい発揮促進施設
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町穴平193番地1
名称 穴平区二日市場班

指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
議案第147号 須玉町大和高齢者活動促進施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 須玉町大和高齢者活動促進施設
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町上津金1853番地
名称 上津金区大和班

指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
議案第148号 須玉町藤田女性・若者等活動促進施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 須玉町藤田女性・若者等活動促進施設
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町藤田1433番地
名称 藤田区

指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
議案第149号 須玉町森林環境ボランティア施設上小倉コミュニティセンターの指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公 の 施 設 の 名 称 須玉町森林環境ボランティア施設上小倉コミュニティセンター
指定管理者となる団体の名称等 住所 山梨県北杜市須玉町小倉2560番地1
名称 小倉区上小倉班

指 定 の 期 間 平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただけますよう、お願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

議案第123号 須玉町農林水産物直売・食材供給施設（おいしい市場）の指定管理者の指定について、質疑を行います。

唯一、直営を除き、指定管理者施設として指定管理者が変更となる施設でございます。そこで、選定委員会の選定結果通知後、指定管理者から異議申し立てが現在の指定管理者からあったか。また、異議申し立てがあった場合、その理由について、お伺いをいたします。

過日の本会議でも市民の声を聞くべきと指摘がございましたが、この施設の目的に鑑みますと、生産者組合の考え方をお聞きすべきと考えるが、聞き取り調査等は行ったのか。また、その調査結果等について、お伺いをいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

内田議員さんのご質問にお答えします。

指定管理者の申請者からの正式な異議申し立てはございません。しかし、その関係者の方からのご質問といえますか、お尋ねはございました。あと、生産者組合ですけれども、選定結果が終わりまして、そのあと生産者組合の方が会議を開いたそうです。その会議の中に従来から須玉の支所が関係しておりまして、須玉の支所の職員も同席したようです。その中で、指定管理者が変わるというお話をしたんですけれども、特段、生産者からの不安といえますか、そういうお話はなかったようにということで、承っております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

確認をたびたびさせていただきますけれども、そういたしますと、まず指定管理者から正式に特段、異議申し立てがなかったという事実と、そしてまた生産者の組合の方々たちの話し合いの中でも特段、そのことが物議を醸すということはなかったという確認でよろしいでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

それが事実でございます。間違いございません。

○議長（秋山俊和君）

よろしいですか。

（はい。の声）

小林忠雄君。

○9番議員（小林忠雄君）

実は今、議案の123号の質問をしようかと思って、同時に今、手が挙がったと思いますけれども、今、内田議員のほうから質問があった件でございますが、実は、私は生産者組合の皆さんから耳にしているのは、今まで生産者組合の中で、みどりふれあい活性化機構のほうでされた方々が今度、指定管理者がアルプスさんに選定されたということで、大変不安に思っているというお話がございました。これで、生産者組合の方々にアルプスさんのほうでも、今までと変わらないとか、そういうふうな助言を市としてできるかどうか、そのへんもお伺いしたいと、こんなふうに思っております。

特に、この施設は須玉町の特産品を販売することが主な目的でございますので、地域で出た、その特産品をアルプスさんのほうに、従前と変わらないような形で納入できれば、生産者の皆さんも安心するのではないかと、こんなふうに思うところでございます。

ちょっと、このへんと、それからもう1点、非常に、エントリーして審査の結果が次点と63点という、採点の結果が拮抗しておりまして、選定とすれば採点の結果によって、株式会社アルプスさんを指定管理者の候補といたしますということでございますので、ただ、非常に63点という数字の中で、11人の選定委員の皆さんの投票した結果が、あまり、1人がこういうふうに差がありますと、当然、その結果にも大きな影響を及ぼして、ここでこの採点のことも、今後、こういうふうな拮抗する場合にはどんなふうなことをすれば、一番、納得といいますか、そういうふうにくんではないかなと思うんですが、これは私が申し上げることでございせんが、一考する必要はないでしょうかということをお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

小林議員のご質問でございます。

1点目、生産者の方が不安に思っているというお話ですけども、先ほど、私、内田議員に答弁したとおり、私どもが把握している段階においては、先ほど言いましたように、生産者の方は特段、不安なり等の心情は持っていないということで把握をしております。

また、生産者組合との連携ということでございますけれども、当然、その連携を図っていくことは大切でございます。過日、選定の結果報告書をお配りしたと思うんですけども、やっぱり、その中でも生産者組合をはじめ、地域の連携を強めることということで、市としても、そのへんについては確認をしているところでございます。

あと、選定委員会の選定結果が僅差といいますか、拮抗していたということでございますけれども、2業者につきまして、議員がおっしゃるとおり、点数は拮抗してございました。さらに、その各委員さん全員で話し合いを行い、最終的に全員一致で、その結論に達したということで、私どもは捉えてございます。最終的に、全員に諮りまして、全員一致で指定管理候補者として

決定したということでございます。総合的に判断されたものだというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

同じ議案の第123号についてでございますけども、今、内田議員、それから小林議員の質疑の中で、おおむね、私も聞きたかったところが回答されているところでございます。そこで、私は、若干、疑問が残ることにつきまして、伺いたいということでございます。

これは選定についての疑問ということではなくて、評価の中で、株式会社アルプスは北杜市の、いろいろな、今までの実績で指定管理者になってございます。そういった中で、今のところ、その内容がよろしいということも大切な選定結果になったようでございますけども、この施設につきましても、似たような施設、南清里ですか、そのあたりもやっているようでございまして、何カ所か温泉施設もやっているようでございます。そういった中で、たまたま、今度の通称、おいしい市場にアルプスが変わることによって、場所も変わったり、それから施設の内容も変わるというようなことで、過去の実績そのものは評価すべきだと思いますけども、これがそのまま、他の施設の実績どおりに果たしていくのかどうか、このあたりの、もうちょっと深まった検討というものはなされていたのか。そのへんの評価内容について、もう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

それからもう1点は、これは従業員の雇用の問題でございますけども、これにつきましては、この指定に関しては、ちょっとずれていることになろうかと思いますけども、そうはいっても北杜市の中の住民が数人、そこで今、従事されているというようなことで、説明会の折にも若干、お答えをいただきましたわけですが、そのへんの行政としての指導といいましょうか、そんなこともこの際、伺っておきたいなということでございますので、2点ほど、よろしくご返答をお願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

指定管理者が変わって、今後の収支といいますか、経営の見通しはという、まず1点目のご質問だと思います。

坂本議員さんがおっしゃるように、指定管理者が変わる業者につきましては、北杜市内でも各施設の管理をなされており、その実績等があるわけでございます。当然、この施設の経営計画というものもお出しして、それに基づいて、われわれも審査をしたわけでございます。長期的に基づきまして、その会社を挙げての施設の運営等々についての提案もなされてございましたので、将来的にわたっても、大丈夫、間違いなく実績を挙げただけのらうというふうに思っているところでございます。

あと雇用の問題ですけども、当然、基本的には指定管理者がいろんなことを決めるわけですけども、私どもとしても、やっぱり地域、その施設に働いている方についての雇用というものは、本当に大切なことだということです、可能であれば、引き続きというふうなお話はしているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

それではもう1点、お伺いしたいんですけども、この選定委員会がございまして、その中に生産者組合の役員さん、それからあそこの土地を提供している地主さんが、その選定委員の中におられると。これは、ほかの指定管理のところについても、すべて、その方々がということでございますけども、その件につきまして、事前に、ひとつ、この点についていかがかというふうなお話があったかどうか、その点だけ、お伺いしたいんですけど。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

三井副市長。

○副市長（三井弘之君）

実は、私も指定管理者の選定委員の一人でありますし、選定委員会でのお話ですと、たしか生産組合の方が委員さんの中にいらしたということは、正直、最初から私どもは知っていませんでしたが、たまたま委員長がそれをご存じで、生産者組合のお立場としてはどうかというような意見を求められたような記憶がございます。ただ、これが審査に影響したかという、それはないだろうと。と申しますのは、直接の利害関係者とは言えないのかなと、私どもはそんなふうに思いました。言うなれば利用者、活用者、そういうお立場でいらしたのかなと、こんなふうには思いました。

それから、その地主さんとかなんとかというのは、今、初めて聞きまして、あんまりよく、そこらへんは承知しておりません。

それから審査委員会のほうの話になりますと、まず得点につきまして、現在、指定を受けている方には、何点かのアドバンテージがございました。その中で、こういうような点の差が出ていて、その中であっても、このような点の差があったという点がございます。

それから同時に指定管理料もたしか、一方は必要、こちらからお払いをしなければならないんですけども、無料だったような気がいたします。

それから、先ほどちょっと小林委員からのご質問にもふれるんですが、審査委員会の、そういうような審査の結果で、特定の方が特別な点をつけていたと。この中でそういう事実は、私の記憶ではなかったんですけども、そういうようなものがあれば、今度は、私ども執行部、市として、そのへんは当然、考慮しなければならないことですから、仮にそのような点の中で、選定委員会で選定されたということであれば、これは当然、市のほうが、選定委員会がそういうような選定をされましても、市長の立場で、ここに議会に提案するときには、それは十分、勘案しなければならないことだろうと、こう思います。少なくとも、今回、そういうような、特別なものはなかったというように記憶しております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

議案の125号から129号の北杜市体育施設の指定管理者の指定について、質問いたします。

平成23年4月から体育施設の使用料が変更になります。その条例改正に伴う利用料の増減による指定管理料の増減ということで、仮協定が結ばれていると思います。しかし、値下がりましたところも、利用者の増によって、値下がり理由がそのまま、使用料総額が減るとも限りませんし、また使用料が上がったことによる収入は、指定管理者の努力によるものではなく、住民、利用者が負担した結果です。ということは、この使用料の値上げによる収入増加分については、指定管理にその額が反映されて、減額されるべきものと私はと思いますが、その把握をどのように市としてされるのか。また、使用料の値上がりによる増額分を指定管理料にどのように反映させるのか、市のお考えをここで伺いたいと思います。

また、もう1つ。議案第129号、白州総合運動場についてですが、ここについては、その条例改正に伴う利用料の増減による増だけでなく、管理経費の増による指定管理料の増があると思いますが、この詳しい内容を教えていただければと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

野中議員の質問にお答えをいたします。

体育施設につきましては、ご承知のとおり、利用料等が変更になりました。当初、この申請書をお出しいただくときには、まだ、その利用料が決定しませんでしたので、従来の利用料で申請をしていただきました。しかし、仮協定を結ぶときに、利用料も決定となりますので、そのへんの利用人数等で置き換えて、利用料収入なりを計算してございます。

まだ、来年度からですので、1年経ってみないと分からないということで、一応、来年につきましては、10月の末あたりに、4月からの利用状況等を加味しながら、収入等々の再計算をして、指定管理者と協議をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

あと129号の白州運動場、ふるさと交流センターの件でございますけれども、指定管理料が上がっているよと、その内容についてでございますけれども、私どもとしては、グラウンド等の環境整備がよくないということの中で、指定管理者とお話をしたところ、なかなか、その環境整備までにまわる費用といいますか、経費がないということの中で、施設の環境整備をもう少し、よくしていただくということの中で、指定管理料を増額したということでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

条例改正に、要するに利用料の増減による指定管理料については、来年度にしっかりと、その利用料の増減を把握して、それがそのまま指定管理料に反映され则认为よろしいんでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

清水企画部長。

○企画部長（清水克己君）

先ほども答弁したとおり、1年目ですので、その状況は分かりません。1年といいますか、4月からやってみて、その状況を加味した中で、再度、指定管理者と協議して決定するという考えてございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

よろしいでしょうか。

（はい。の声）

ほかに質疑はございますか。

（ な し ）

それでは、質疑を終結いたします。

ここで昼食のため、暫時休憩をいたします。

再開時間を1時30分といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第110号から議案第149号までの40件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第110号から議案第149号までの40件につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論がある場合は、議案番号及び議案名を述べてから、討論に入ってください。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第110号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第111号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第112号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第112号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第113号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第113号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第114号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第114号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第115号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第115号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第116号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第116号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第117号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第117号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第118号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第118号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第119号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第119号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第120号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第120号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第121号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第121号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第122号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第122号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第123号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第123号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第124号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第124号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第125号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第125号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第126号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第126号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第127号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第127号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第128号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第128号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第129号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第129号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第130号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、議案第130号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第131号に対する採決を行います。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、議案第131号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第132号に対する採決を行います。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、議案第132号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時38分

○議長(秋山俊和君)

再開します。
これから、議案第133号に対する採決を行います。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、議案第133号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第134号に対する採決を行います。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、議案第134号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第135号に対する採決を行います。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
したがって、議案第135号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第136号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第136号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第137号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第137号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第138号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第138号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第139号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第139号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第140号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第140号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第141号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第141号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第142号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第142号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第143号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第143号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第144号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第144号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第145号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第145号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第146号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第146号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第147号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第147号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第148号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第148号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
これから、議案第149号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第149号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

千野秀一君。

○13番議員(千野秀一君)

保坂多枝子議員の議会運営委員会委員の辞職勧告決議案を先決動議として、提案いたします。

○議長(秋山俊和君)

ただいま、千野秀一君から保坂多枝子議員の議会運営委員の辞職勧告決議案が動議として提出されました。

ただいまの動議に賛成者はありますか。

(「賛成。」の声)

所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

ただいま、動議が提案されました保坂多枝子議員の議会運営委員の辞職勧告決議の動議を直ちに日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、議題とすることにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、保坂多枝子議員の議会運営委員辞職勧告決議案を日程に追加し、直ちに審議することに決定いたしました。

議会運営委員である保坂多枝子君の一身上に関する問題でありますので、地方自治法第117条の規定により、保坂多枝子君の除斥を求めます。

(除 斥)

○議長(秋山俊和君)

追加日程第1 保坂多枝子議会運営委員の辞職勧告決議案を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

千野秀一君。

○13番議員(千野秀一君)

提案理由を申し上げます。

保坂多枝子議員は、平成22年11月30日に開催されました臨時会、全員協議会、議会運営委員会、ならびに12月2日の議会運営委員会、全員協議会を欠席したことにあります。

臨時会の開催は、11月9日開催の議会運営委員会において、日時及び議事日程、提出案件、人事院勧告による給与に関する条例改正、指定管理施設に関わる条例改正、工事請負契約の締結であり、大変、重要な議案審議でありました。

本人の欠席届の提出は11月26日 金曜日の午後であり、中華人民共和国へ11月28日から12月1日までの4日間の海外視察でありながら、視察場所、行程表及び連絡先等も議長への報告がなく、財産区研修会のみ届け出であったと全員協議会で確認されました。

本人に12月3日の全員協議会において、本会議を欠席した理由について確認したところ、高根町熱見財産区管理会研修を優先したとのことであり、その判断については、北杜市議会事

務局以外の関係各位に問い合わせたが、問題はないとのことであったため、研修に参加したとの説明であった。

しかし、出発前日の11月27日 土曜日の午前、電話による議長への報告に際しても、議長は議員として本会議を優先すべきと指導も行ったとのこと。また、その日の午後に議運の委員長に電話があった折にも、同様の示唆をされたにもかかわらず、財産区の研修を優先させたことは、議員ならびに議会運営委員としての自覚と議員の責務の放棄、危機管理の欠如は明白であります。

また、悪天候により1日遅れの12月2日、午後3時ごろ名古屋空港に到着し、約4時間後の午後7時ごろ、高根町に帰着したが、当日は委員会構成を協議する全員協議会が日にちをまたぎ、次の日の午前3時40分ごろまで開催されていたにもかかわらず、議会事務局への連絡、報告を怠り、この会議に途中で参加もされなかった。

このような一連の行動は、市民からも厳しく指摘を受ける問題であり、みずから強く律するべきである。

以上の理由により、保坂多枝子議会運営委員の辞職勧告決議案を提出するものであります。

○議長（秋山俊和君）

提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を省略し、これから討論に入ります。

討論はありませんか。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

賛成の立場で討論させていただきます。よろしいでしょうか、議長。

○議長（秋山俊和君）

どうぞ。

○10番議員（中嶋新君）

保坂多枝子君の議会運営委員辞職勧告決議案に賛成の立場で、討論いたします。

保坂多枝子君は、議会運営委員及び明政クラブの代表者でありながら、参与である熱見財産区管理会の委員研修を優先なされて、11月30日に開催されました第2回北杜市議会臨時会及び全員協議会を欠席なされました。

臨時会には、事前の議会運営委員会において、重要な案件が提出されることを本人は確認されていたにもかかわらず、議員として最も重要であります議決権を放棄したこととなります。引き続き開催されました全員協議会も欠席なされましたが、3常任委員会構成の事前協議の場であり、各自の希望をもとに行う重要な協議会でありました。いまだ結論を得られない状況であります。

また紹介議員であります、請願第5号の提出日が12月2日となっております。当日も財産区の研修中であり、本人は議会事務局に立ち寄ることもなく、連絡さえも取っておられませんでした。しかし受理された請願は、本日、議員発議第6号として、意見書の提出が上程はされております。この12月2日に、請願書を会派のどなたかが提出なさったことと思いますが、唯一の紹介議員であります自分以外の方に提出を依頼なさったこと、また受理の確認さえ行わなかったことは、あまりにも無責任ではありませんか。

最後に市民の皆さまから負託を受けている議員として、ましてや議会運営委員として、これ

ら一連の行為は、北杜市市議会の権威と良識を損なうものであったと考えます。

以上の理由により、保坂多枝子君の議会運営委員辞職勧告決議案に賛成いたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はございませんか。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

保坂多枝子議会運営委員の辞職勧告決議案に賛成の立場で討論を行いたいと思いますが、続けてのことで、よろしいでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

反対の方はございますか。

相吉正一君。

では、利根川議員はお待ちください。

○3番議員（相吉正一君）

保坂多枝子議員の11月30日、ならびに12月2日の議運の欠席の件について、反対の立場で討論をさせていただきます。

保坂議員は、12月6日の全員協議会におきまして、陳謝しております。また、12月13日の全員協議会で、改めて明確に財産区研修に行ったことは陳謝しています。そのときの言葉ですが、市会議員として臨時会を欠席し、財産区議会研修を優先してしまったこと、このことについて、常識的に考えて思慮が足りなかったことを深く反省しているということと、議長をはじめ、全議員の皆さんに大変なご心配とご迷惑をかけたということで、心から陳謝しています。

よって、私は反対の討論をするものであります。

○議長（秋山俊和君）

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

機会をいただきましたので、討論をさせていただきます。

保坂多枝子議会運営委員の辞職勧告決議案に、賛成の立場で討論を行います。

保坂多枝子議員は、尖閣諸島問題の勃発など外交的に不安定な状況下、行程及び連絡先を報告せず、研修先が中国の財産区管理会研修に参加いたしました。その結果は、今の提案理由で十分に理解できます。まさか、この重要なときに中国へ行かれるとは、誰が思ったでしょうか。事前に相談されたのは、臨時会の内容、議会の今の状況を詳しく知らない関係者でした。研修に参加することの理由を見つけるためであったのでしょうか。なおかつ、議会の状況を詳しく説明せず、見解を求めています。議会を優先すべきか、財産区管理会研修を優先すべきかを本人は陳謝する前に、全員協議会で全議員に問いかけています。2人を除き、18人の議員が明確に議会を優先すべきと発言されているではありませんか。すべてが、まるで他人事のようにであり、指摘をされると、あたかも自分の判断が正しいかと思われるような主張を最初は続けていたんです。

にもかかわらず、状況が不利になると、事前に謝罪の旨を議長にも相談せず、12月14日の全員協議会で、協議事項の折に突然、挙手して発言として謝罪いたしました。12月3日、6日、10日、13日と全員協議会は開催され、議長に申し出れば、速やかに謝罪の機会は得

られたことと思います。議員としての基本的な判断力及び危機管理能力の欠如は明らかであり、その誠意のなさには、有権者から多くの支持をいただき、この北杜市の最高決定機関に身を置く者として、失意を抱かざるを得ないことは、本当に残念です。

保坂議員、テレビを見てくれていますか。特にわれわれは同郷の議員として、同期の議員として、常に席を隣にしているではないですか。まったく無念でなりません。北杜市が始まって6年、今まさにわれわれが歴史をつくっているこのときに、孫子の代までの汚点を残したくないでしょう。判断に困ったときには、議長、議会事務局長に相談すべきが当然であると考えます。現に議長は臨時会欠席の折、本会議を優先すべきだと指導をされていることが確認されているんです。

今回の行動につきましては、まさにおごりと慢心が招いた結果であり、あまりにも議会を軽視した行動であります。謙虚に反省し、みずから役職等は辞すべきと考えます。

過去において、北杜市議会では不信任案、辞職勧告決議案の採決には無記名投票が行われましたが、議会人として、その判断には一人ひとりがしっかりとした意見を持ち、明確に表すべきと考えます。ましてや議会改革を目指し訴えている、この矢先ではありませんか。

最後に、全議員に訴えます。今回の提案には、堂々と意志表示をすることが当然であり、起立採決を行うべきである。このことを求めて、保坂多枝子議会運営委員の辞職勧告決議案に賛成いたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はございますか。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

保坂多枝子議員の議会運営委員会委員の辞職勧告決議案に反対の立場で、討論をいたします。

この間、先ほど来、多くの議員の皆さんから指摘がありますように、11月30日の本会議を欠席したということに関して、さまざまな議論がされておりますし、この間、全員協議会の中でも、あるいは議運の中でも同様に議論がされてきております。

私は保坂議員が最後に開かれた12月14日の全員協議会の中で、明確に本会議と、それから財産区の、公務にあたりますけれども、財産区の役員としての視察、そのどちらが大事なのかという部分に関しましては、14日、明確に本人も本会議を優先すべきであったと、大変、軽率であったと、この間、何回となく全協でも議運でも陳謝をされてきております。そして、そのことに対し、理解できない議員も一部いらっしゃいましたけれども、議運の中でも、そのことに対しては、議論が終息をしております。そして、保坂議員が欠席した欠席届は、しっかりと受理がされておりますし、先ほどどなたかがおっしゃった請願に関しましても、しっかりと受理がされております。その手続きは、なされております。

私はたしかに、議員として、保坂議員が軽率であったということは、この間、全員協議会の中でも明確に指摘をさせてきていただいておりますが、そのことを本人が反省をし、明確に自分の意思を示し、陳謝をしております。判断の間違いをしっかりと認めております。そして、それをもって議論も進んできておる経緯を含め、私はあえて、ここで議会運営委員の辞職勧告をする必要がないと、そういうふうを考えております。

これから先、保坂議員が明確に自分の反省の意を持って、これからの議員活動にしっかりと励

んでいただけるであろうということを期待しながら、この辞職勧告決議案に対しては、明確に反対していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はございますか。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

保坂多枝子議会運営委員の辞職勧告決議案に賛成討論を行います。

提案理由にあるように、まさに議会運営委員として、あるまじき行為であると考えます。さらに問題であるのは、上海空港において、悪天候により飛行機がフライトできず、12月2日の議会運営委員会、ならびに全員協議会の欠席の報告及び、その後の対応にあります。12月2日は午前10時より議会運営委員会、午後1時30分より全員協議会が開催されました。上海との時差は1時間あります。議会運営委員会及び全員協議会において、保坂議員の状況が局長より報告されました。本日、帰国予定であり詳細は不明でありました。協議会の協議では、経済環境常任委員会希望者8人から1人、総務常任委員会に希望を変えていただき、条例定数の総務常任委員会8人、文教厚生常任委員会7人、経済環境常任委員会7人とするものであります。8人の経済環境常任委員会希望者は、すでに11月30日、1人が総務常任委員会に希望を変更し、8人の協議では合意されていましたが、座長が最高齢者でなかったことを理由に、再度、協議の申し出がありました。議会運営委員会では最終的に異議なく、11月30日の協議結果を用いるべきと決定され、全員協議会に報告しました。その折、議会運営委員の中から、再度協議すべきと議会運営委員として、あるまじき発言もありました。事務局長の調査による見解は、会議は無効とはならないとのことでありましたが、希望者8人のうち4人が再協議を希望したため、座長は小林忠雄議員が務めることとし、本人の了解のもと開催された協議は、前回、総務常任委員会に希望をした清水進議員が最初の希望である経済環境常任委員会を希望いたしました。なぜ、希望が変わったのかの問いに、11月30日の協議会の折には、なかなか決まらず、家庭の事情により早く帰りたいだったので、みずから総務を希望したとの理由でありました。あまりにも身勝手な、会議を侮辱した許し難い発言でありました。座長はそれを許し、その後、協議は空転し、日をまたぎ、次の日の午前3時40分ごろまで行いましたが、結論を得られず、今も結論が出ない状況であります。

このような状況であったにもかかわらず、会議の進捗状況を会派の所属議員とも連絡を取り合わない。みずからも議会事務局に連絡しない。連絡の方法は、午後3時以降、同行の財産区管理会の方に携帯電話を借りるか、休憩時に公衆電話から連絡するなど、方法などいくらでもあったはずであります。午後7時ごろ、議長宅に報告にうかがったとのことでありましたが、市役所前を通過して議長宅を訪ねるのではなく、議会事務局に立ち寄ることが常識であると考察いたします。

自宅に議長が不在のため、携帯電話で連絡を取ったとのことでありますが、議長より市役所にいることを告げられていながら、帰り道、議会事務局に立ち寄らず、財産区管理会の用事を足したとのことであります。協議会が紛糾していることが分かっていたかのようにも思える行動であります。

疑問な点は、なぜ議会事務局に連絡をしなかったのか。会派の誰とも本当に連絡を取り合わ

なかったのか。気が動転していたとの説明でありましたが、車を運転することができるほどの精神状態でありながら、欠席した会議の審議・協議の内容が気がかりにならなかったのか。議員としてすべき報告、連絡、確認を行わず、財産区管理会の用事を帰ってからも行い、協議会に途中からも出席しなかったことは、意図的に行動されたとしか受け取れないと考えます。常識を逸脱した対応であったと言わざるを得ません。

帰国してから12日も経過した12月14日の全員協議会で新たに確認されたのは、以前は会派の誰とも連絡を取らなかったと発言していたにもかかわらず、前言を翻し、渡邊副代表のみに連絡をしたとの説明でした。携帯電話の電池不足を理由とし、帰ったら対応するとのことでありました。地方分権が叫ばれ、二元代表制のもと、議会の役割が市民から注目される中、議員一人ひとりの役割は重大であります。これを契機とされ、保坂多枝子議員が議員としての自覚と責務を痛感し、今日より北杜市議会議員として、ますます活躍されることを期待して、本案に賛成いたします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はございませんか。

坂本治年君。

○17番議員（坂本治年君）

私は反対の立場で、討論をいたします。

12月6日、午後2時から開催されました協議会の冒頭、保坂多枝子議員は11月30日開催の臨時会を欠席したことにつきまして、公務のあり方として慎重にあるべきとして、深く反省しているという謝罪がありました。また市議会議員として、臨時会に欠席し、財産区研修を優先してしまったことにつきまして、今、振り返りますと常識的に考えて思慮が足りなかったと、深く深く反省を皆さんの前で述べております。理解不足で、議長をはじめ全員の皆さまに大変、迷惑をかけたことは、私も同僚の議員として本当に遺憾と思っております。しかし、本人が皆さまの前に本当に深く反省をして、今後、議会活動にまい進するということを宣言しております。このことをもちまして、私はこの辞職勧告に反対をいたします。

○議長（秋山俊和君）

ほかに討論はございませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、保坂多枝子君の議会運営委員の辞職勧告決議の採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方の起立を求めます。

（ 賛 成 9 人 ）

賛成9。

よって、本案は否決されました。

保坂多枝子議員の入場を許可いたします。

入場するまで、暫時休憩をいたします。

その場で、暫時休憩です。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時15分

○議長（秋山俊和君）

それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第64 発議第6号 容器包装の発生抑制と再使用を促進するための意見書の提出について
を議題といたします。

提出者であります渡邊英子君から、提案理由の説明を求めます。

15番議員、渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

発議第6号

平成22年12月24日

北杜市議会議長 秋山俊和様

提出者

北杜市議会議員 渡邊英子

賛成者

北杜市議会議員 風間利子

// 小須田稔

// 相吉正一

// 篠原眞清

// 中嶋 新

// 秋山九一

容器包装の発生抑制と再使用を促進するための意見書の提出について

上記意見書を別紙のとおり、北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

提案理由

地球温暖化防止、資源の無駄づかいによる環境負荷を減らすとともに、一日も早く持続可能な社会へ転換するため、この案を提出するものである。

容器包装の発生抑制と再使用を促進するための意見書（案）

容器包装リサイクル法は、1995年に容器包装ゴミをリサイクルするために制定されました。その後、2006年に一部改正されたのですが、衆議院環境委員会で19項目、参議院環境委員会で11項目の附帯決議が採択されるなど、多くの課題を抱えたまま成立しました。このため、ゴミ排出量は高止まりのまま、環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない塩素系容器包装が、いまだに使われているのが実態です。

自治体が税金を使って分別収集しているため、容器包装を選択した事業者にリサイクル費用の負担が少なく、発生抑制や環境配慮設計について、真剣に取り組もうとするインセンティブ（誘因）が働きません。

今日、地球温暖化防止の観点からも資源の無駄づかいによる環境負荷を減らすことが求められています。諸外国の先進的な取り組みでは、ホテル等での使い捨て用品の無償提供禁止やペットボトル入りの飲料水の調達を禁止する自治体が登場しています。

わが国においても、一日も早く持続可能な社会への転換を果たすため、下記の事項について

強く要望いたします。

記

1. 容器包装リサイクル法の役割分担を見直し、分別収集・選別保管の費用負担のあり方を検討する。
2. リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を促進するため、次のような課題への対応について検討する。
 - ・レジ袋など使い捨て容器の発生を抑制し、リユース容器の普及を促す。
 - ・容器包装リサイクル法の対象を拡大する。
3. 製品プラスチックのリサイクルを進める仕組みのあり方を検討する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年12月24日

北杜市議会議員 秋山俊和

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）宛て

以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第65 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から会議規則第101条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、所管事項の審査につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、日程第65 閉会中の継続審査の件は、各委員長の申し出のとおりとすること

に決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査は、すべて終了いたしました。

12月7日に開会された本定例会は、議員各位には慎重なご審議をいただき、また執行の皆さまには丁寧なご答弁をいただき、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成22年第4回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時22分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	伊 藤 精 二
議 会 書 記	上 村 法 広